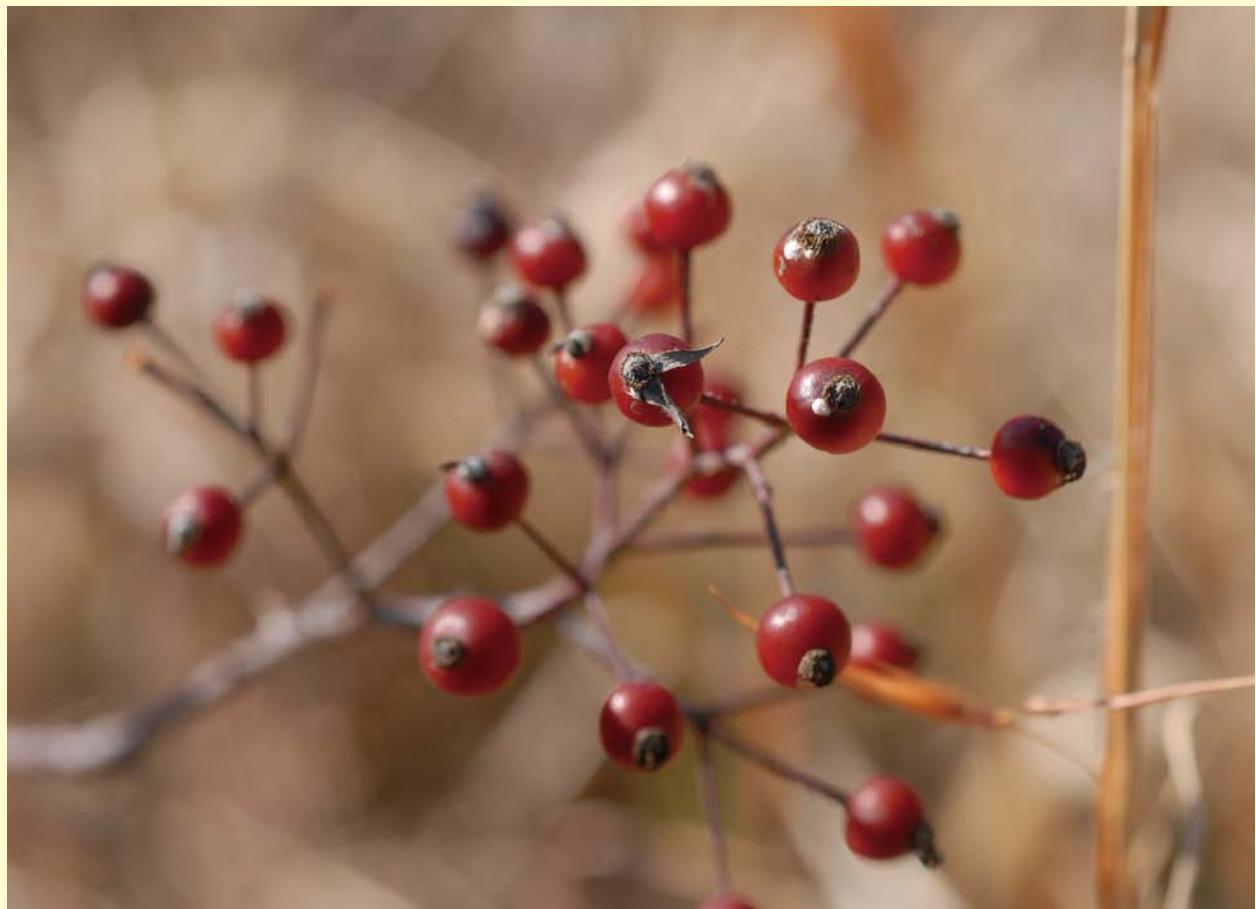


広島県薬剤師会誌



2012
No. 238
隔月発行
3
月号

社団法人広島県薬剤師会会長 及び監事選挙に関する告示

記

選挙期日 平成24年3月20日（火・春分の日）

投票場所 広島市中区富士見町11-42 広島県薬剤師会館 4階ホール

会長 1名

監事 2名

立候補届受付開始日 平成24年2月29日（水）

立候補届受付締切日 平成24年3月9日（金）

（立候補の受付は午前9時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

（郵送による場合は、締切日時までに到着したものを有効とする。）

平成24年2月29日

社団法人広島県薬剤師会

選挙管理委員会委員長 山本和彦

被選挙権 広島県薬剤師会正会員（A・B）

（ただし、平成24年1月31日までに正式に入会手続き完了した会員。）

選挙権 広島県薬剤師会代議員（又は予備代議員）

投票方法 会長選挙は単記無記名投票、監事選挙は連記無記名投票

投開票日 平成24年3月20日（火・春分の日）

開票場所 広島県薬剤師会館 4階ホール

立候補届出用紙は広島県薬剤師会事務局に用意しております。

選挙日の選挙長

山本和彦

広島県 薬剤師会誌 目次

No.238

日本薬剤師会平成23年度試験検査センター技術研修会	2
広島県医療審議会保健医療計画部会	4
広島県緩和ケア支援センター平成23年第1回緩和ケア人材育成検討会	6
第3回広島国際大学OSCE	7
2012年ドーピング防止研修会	8
平成23年度スポーツファーマシスト実務講習会	10
平成23年度日本薬剤師会薬事情報センター実務担当者研修会	11
日薬代議員中国ブロック会議	12
日本薬剤師会平成23年度全国職能対策実務担当者会議	13
平成23年度第3回広島県医療審議会	14
平成23年度日本薬剤師会薬局実務実習担当者全国会議	16
福利厚生 Wポイントカード加盟店・指定店一覧	21
広島県立美術館「団体割引会員について」	25
県薬だより 県薬より支部長への発簡 常務理事会議事要旨 県薬日誌 行事予定 会員異動	26
会員紹介⑦	40
行政だより	41
支部だより	49
諸団体だより	52
研修だより	56
薬事情報センターのページ	62
お薬相談電話事例集No.75	64
安全性情報 No.286・287	65
検査センターだより	66
薬剤師の休日	67
薬局紹介㉓	69
書籍等の紹介／告知板	70
保険薬局ニュース	色紙
薬剤師連盟のページ	色紙

表紙写真 ノイバラ（宮実）（バラ科）

広島県ではテリハノイバラが多く自生しています。薬用には赤く熟成する手前の果実を採集し乾燥します。フラボノイド成分が含まれます。

通便や利尿の作用があり便秘症や浮腫みのある人に使われてきました。

かなりの瀉下効果がありますので分量が多いと下痢をします。

写真提供：吉本 悟先生（安芸支部）
撮影場所：東広島市

日本薬剤師会平成23年度試験検査センター技術研修会



検査センター 後藤 佳恵

日時：平成23年12月15日（木）・16日（金）

場所：日本薬剤師会

1日目：医薬品試験関係・環境衛生関係について

各都道府県薬剤師会試験検査センターの実務担当者等の学識向上を目的として毎年開催されている技術研修会は、「東日本大震災が起こって以来、多くの試験センターが放射能の検査機器を導入し検査をおこなっている。国民の食の安全は守られなければならない。社会保障制度地域医療計画の見直しが行われているが、超高齢化社会に向けて、地域の保健衛生、環境衛生の一翼を担い、国民の安全で健康な生活の確保を推進し、医療の問題を各都道府県薬剤師会はどう対応していくのかが問題である。調剤、医薬品の供給、薬事衛生は薬剤師綱領にもある重要な責務である。」という日本薬剤師会児玉 孝会長の挨拶で始まった。

「放射線・放射能と環境・健康影響」

国立保健医療科学院・生活環境研究部部長

櫻田尚樹

放射線と放射能の違いとは、という基本的な事から始まり、よく耳にする放射線の単位にはGyは吸収線量、Svは放射線の生体影響を考えた単位（等価線量、実効線量）があり防御・管理に使う事や、放射線の影響について、また放射線防護の基準の考え方についてのべられ、3月からの実際の放射線量率の経時変化は、事故以前の平常時と比べても4月以降は東京でも変動は今のところ見られないとのことである。

測定につかうサーベイメーターには沢山の種類があるが、放射線の種類によって使い分けが必要。検出器部分が大きい方がより正確で、機器の校正はやはり必要なだけに、手にのる程度の安価

なものは継続して同じ地点を測定するのに有効である。

食品衛生法上の暫定規制値は、放射性物質に関しては、原子力安全委員会により示された飲食物摂取制限に関する指標を暫定規制値とすると昨年3月に通知された。食品の厚労省公表分の11月までの検査結果は、約54,000件おこなった中で超過件数は900件、品目別では茶葉や牛肉が上位であった。牛肉については放置されたいなわらに注意が払われていなかったのが原因とみられる。また放射性Csの指標値を決めるに当たり、摂取量も多く排出も遅い人が基準となつたが、乳製品のみ乳児を基準とした。放射線によって誘発される健康影響について原爆被爆者のデータを基にリスク論にまで及んだ講習は、「恐れすぎず、侮らず」という言葉で結ばれた。

次に「定量NMRと生薬分析への応用」として2題の講習があった。

「定量NMR（q NMR）と天然物分析への応用」

国立医薬品食品衛生研究所 生活衛生化学部

第三室長 杉本 直樹

定量核磁気共鳴法（定量NMR: quantitative NMR (qNMR)）は計量学的に信頼性の高い定量値または純度値を求めることができる。

化学分析により得られた値は、国際単位系(SI)で表されるが、定量値は物質量(mol)を通じて、SIにトレーサブルであるべきである。例えばクロマトグラフによる定量値の信頼性は、測定対象の同一の基準となる物質のピーク面積比から求められる相対的な値であることから、その信頼性は「標準品」の質に依存している。では標準品の正確性はどこで決められるのか？そこで定

量NMRは、1. 汎用性：「有機化合物ほとんど全てが対象」2. 効率性：「測定対象物と同一の標準品は必要としない」3. 迅速性：「定量の為の検量線は必要としない」4. 信頼性：「国際単位系にトレーサブルな純度評価」以上の特徴を持っているため試薬・標準品の純度決定に応用できるのではないか。それにより試験研究結果の信頼性が確保され、国際整合性も向上する。現在は食品添加物の規格試験（公定法）に採用されており、生薬規格試験への応用が検討されている。

「生薬の定量規格と日本薬局方試薬への定量NMRの適用」

国立医薬品食品衛生研究所 生薬部長

合田 幸広

化学薬品の局方標準品の製造元が医薬品の先発企業であるならば、生薬においては先発企業はなく誰が標準品を用意するのか？。生薬の定量規格はHPLC法で設定されている。標準品のあるものはよいが、無いものは成分含量測定用試薬を試薬で規定し設定してあるため、その試薬の純度は誰が保証するのかという問題が出てくる。そこで薬局方の生薬成分定量試薬規格の抜本的な解決策としての定量NMRが2005年から検討されてきた。この4月の16局第一追補に参考情報が収載される予定。以後、2012年度中にNMRの定量値のついた試薬の販売が開始できるようメーカーが体制を整えつつあり、16局第二追補（2014年4月）での局方導入の予定となっている。



続いて日薬環境衛生委員会より、本委員会では「生活環境水域に存在する医薬品の実態を把握するための一環として、代表的な医薬品について全国的に分析調査を行う」ことを目的とし、平成17年度から標記調査事業を実施している。平成21年度より対象をオセルタミビルリン酸塩等とし実施しており、本年度も引き続きオセルタミビルリン酸塩等を対象とし30地点を目標として調査を実施することが報告された。スケールメリットとして日本全国を網羅できたらとのこと。当検査センターはこれらを分析できる機器（LC-MS/MS）を所有しておらず、今まで参加を見送ってきたが、今年度は採水のみ参加することになった。

採水場所は、河川の「地点A：水道水源となる表流水（水道水源の上下流200m以内）」と「地点B：下水処理場等の排水の影響がある表流水（排水放流口の下流100m付近）」

日薬医薬品試験委員会より、平成23年度の医薬品全国統一試験（ノルバスク錠の溶出試験あるいは定量試験）、日薬溶出試験、計画的試験検査の依頼について報告があった。

2日目：医薬品試験関係・環境衛生関係

分析機器の研修：分析機器の日常点検を含めた基本操作についての講習、デモンストレーション

午前A. LC-MS/MS (株エービー・サイエックス)

午後B. カールフィッシャー水分計 (株)三菱化
学アリテック

C. 電位差滴定装置 (株)三菱化学アリテ



ック

D. 赤外分光光度計 日本分光株式会社

午前中は講習のみ、午後からは分析装置を実際に稼働させながら、3グループに分かれて、それぞれ講習があった。機器の構造から、基本の操作方法、日常点検などを含め、各説明があった。

厚生労働省の指定登録機関の備品のカールフィッシャー水分計等、最新の機器の説明はとても興味深く、また放射能についても今まで自分自身よくわかつていなかった事を丁寧に説明して頂き、局方に追加になる試験法については、詳しい最新の情報を得ることができました。この研修会

の内容は毎年とても高度で、携わっていない内容にはついてくことすら難しいのですが、教えて頂いたことを少しでも今後の実務に役立てたいと思います。



広島県医療審議会保健医療計画部会



常務理事 平田 智加子

日時：平成24年1月19日（木）15：30～

場所：県庁北館2階第1会議室

協議

（1）医療計画の見直しについて（国の検討状況報告）

- 1 二次医療圏の設定について
- 2 疾病・事業ごとのPDCAサイクルの推進について
- 3 在宅医療にかかる医療体制の充実・強化について
- 4 精神疾患の医療体制の構築について
- 5 医療従事者の確保に関する事項について
- 6 災害時における医療体制の見直しについて

（2）平成23年度医療機能調査の実施について

1 調査の目的

県内医療施設の保有機能及び医療連携の状況等を把握し、第6次保健医療計画改定に向けての基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象

県内の全ての病院、一般診療所、歯科診療所、訪問介護ステーション※

（ただし、事業所又は社会福祉施設内の診療所など一般の利用に供しない施設は除く）

区分	病院	一般診療所	歯科診療所	訪問看護ステーション	計
施設数	249	2,601	1,541	163	4,503

※在宅医療の提供体制等を把握するため、調査対象として新たに追加

3. 調査内容

区分	主な質問事項
病院	診療科目、患者数、従事者数、設備状況、処方数、セカンドオピニオンの状況、救急・災害対応、医療連携、在宅医療の実施、 <u>5疾病等の提供体制等</u>
一般診療所	従事者数、患者数、設備状況、医療連携、処方数、患者への対応、救急・災害対応、 <u>在宅医療、疾患別の提供体制等</u>
歯科診療所	従事者数、設備状況、患者への対応、保健事業の実施、高次歯科医療への対応、 <u>在宅医療</u>
訪問看護ステーション	対応できる内容、従事者数、保険加算状況、利用者数（疾患別）、訪問エリア、紹介の状況、連携先、在宅医療に係る課題認識等

（3）保健医療計画に基づく疾病・事業ごとの医療連携体制（肝がん）について

1 概要

現行の医療計画制度では、主要な疾病や事業（4疾病5事業）に係る医療連携体制について、医療計画に記載し、住民にわかりやすく公表することとされている。

〔4疾病…がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病
5事業…救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療〕

2 医療計画への記載

- ①医療体制…分担する機能、目標、医療機関等に求められる事項など
- ②名 称…①の医療体制の各機能を満たす具体的な医療機関名

3 平成23年策定する医療連携体制

肝がん

【策定状況】

平成19年度…乳がん、脳卒中

平成20年度…急性心筋梗塞、へき地医療、周産期医療

平成21年度…肺がん

※救急医療、災害医療、小児医療、糖尿病、その他のがん（大腸がん、胃がん）は平成24年度以降策定予定

以上、3点について協議され、広島県医療審議会に上げられる事となりました。

肝がんの審議については、「専門医を交えて協議をするべきではないか？」という意見が数人の委員から出ました。

行政は、改めて、見当していく様です。

広島県緩和ケア支援センター 平成23年第1回 緩和ケア人材育成検討会



常務理事 青野 拓郎

日時：平成24年1月20日（金）18:30～20:30

場所：広島県緩和ケア支援センター2階総合研修室

事務局の司会で会議が始まり、今年度から新たに委員になられた方がいるということで各委員の自己紹介をしました。次に委員長を名越委員、副委員長を松井委員にすることが決りました。

報告事項

①緩和ケア専門研修の取り組み状況

薬剤師研修は、人口5万人当たり保険薬局から1～2名の受講があり薬剤師会の目標である「人口5万人当たり1～2名の受講」をクリアしていると報告されました。

②緩和ケア専門研修の教育プログラムについて

医師、薬剤師、看護師、ヘルパー、コーディネーターの各教育プログラムについて報告がありました。

検討事項

①平成23年度緩和ケア専門研修の評価について

今年度から始まった在宅ケアチーム研修に

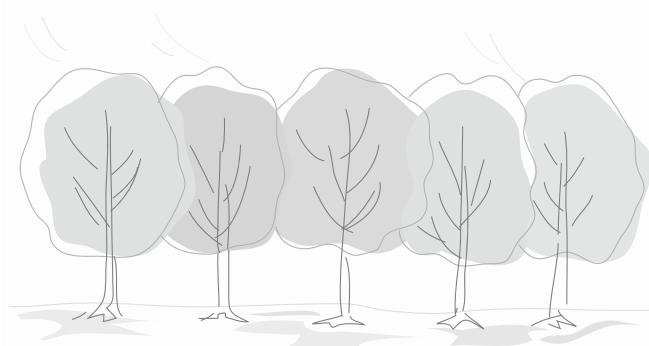
ついては、

- ・自分、他職種の役割が理解できた。
 - ・チーム作りのための連携、情報共有、顔の見える連携の大切さを理解できた。
 - ・カンファレンスに薬剤師が参加する機会が少ないので、今回の研修で薬剤師の役割、必要性が理解できた。
- という意見が報告されました。

②平成24年度緩和ケア専門研修計画について

薬剤師の研修プログラムにコミュニケーション技術（基礎）が新たに増える予定と報告されました。また、在宅チーム研修が2日間になり受講料が5,000円となる予定と報告されました。その他の研修についての予定もそれぞれ報告がありました。

その他の事項を協議した後、定刻に会議は終了しました。



第3回 広島国際大学OSCE



広島国際大学薬学部 医薬品情報学 三宅 勝志

日時：平成24年1月22日（日）

場所：広島国際大学呉キャンパス

広島国際大学における第3回目の共用試験は2011年12月21および22日の両日に主に知識を問うCBT（Computer Based Testing）を、そして2012年1月22日に技能と態度の客観的臨床能力試験であるOSCE（Objective Structured Clinical Examination）を実施致しました。

第3回広島国際大学OSCEは受験生数が142名と昨年の155名に比較して僅かな減少がありましたが、昨年と同様に6ステーション・5レーンの構成で行い、全体の運営などを大きく変更することはありませんでした。

本学のOSCEは表に示すように、186名の評価者、模擬患者および運営スタッフ、そして受験者数142名をあわせて、総勢328名の参加を得て実施されました。本学ではトライアル当初より、学内の教員と学外の方を1組として各レーンの評価にあたることが重要と考えてOSCEを準備しています。そのため、今回も広島県薬剤師会および病院薬剤師より多くの先生方に外部評価者としてご協力いただきました。年初めのご多忙な中、22日の本試験ばかりではなく、15日に行われた直前講習会へもご参加いただきありがとうございました。

表 第3回広島国際大学OSCE参加者一覧（受験者数142名）

評価者（90名）	運営スタッフ（78名）		標準模擬患者（18名）	
県薬剤師会	30	広島国際大薬	25	広島SP勉強会
県病院薬剤師会	31	広島国際大事務	15	YMG assembly
他大学	6	TA（薬学科5年）	38	岡山SP研究会
広島国際大薬	23			

今回は第3回目ということもあり、3度目の評価となられる先生方に加えて、本学のOSCEには初参加の先生方も多くいらっしゃいました。本学としては今後とも、長期実務実習において学生（本学に限らず）をご指導いただいている先生方にOSCEにおける評価をお願いできればと考えています。

昨年度はステーション運営に関して、特に当日参加のTA（teaching assistant）が少しとまどう部分がありましたが、今年度は短時間で手順が理解できるように運営マニュアルを整備したことで、円滑な運営ができたように感じました。

また、前回は直前になって車いでの移動が必要になるなど、想定外のことなどが発生し、その対応に苦慮しましたが、今回は、事前に予備の運営スタッフを配置するなど、比較的余裕をもって当日に臨むことができました。

受験生諸君も普段はあまり見せない緊張感を漂わせて各ステーションに移動していました。廊下で待機することができ多く、寒さと緊張感でトイレに行く受験生が例年以上に多く、次年度では少し改善する必

要が考えられました。

試験終了時にはモニターとして共用試験センターよりお越し頂いた広島大学の松尾教授より、「試験が公正かつ適切に運営された」との講評をいただき、第3回広島国際大学OSCEを終了することができました。

OSCEも3回目とすることもあり、運営を含めて慣れに伴う緊張感の低下を懸念していましたが、それも全くの杞憂におわり一安心した次第です。年明けより事前実務実習のまとめを行い、それと並行したOSCEの準備などで忙殺され、OSCEを終了して、やっと新年を迎えたような気持ちになります。

共用試験は長期実務実習に臨む際の、必要最小要件だと考えられています。その合格基準は細目評価で70%以上とされています。従って、試験に合格した学生であっても、その技能・態度に差があるのも事実です。毎年、お願いしていますが、これらを本当の「技能（技術）」や「態度」に釀成していくためには、医療現場における先生方のご指導に基づく、体験実習が重要であると考えています。

原稿の執筆時には第3期の長期実務実習が半ばを迎えようとする時期ですが、5月の声を聞きますと、今回の受験生の多くが先生方のご指導をお願いすることとなります。

今後ともよろしくご指導をお願いいたします。

2012年ドーピング防止研修会

日時：平成24年1月22日（日）

場所：広島県薬剤師会館



報告Ⅰ

公認スポーツファーマシスト推進委員

菊一 滋

近年、オリンピックなどでドーピング違反による成績末梢や資格停止などが報道され、一般市民、特にアスリートやその保護者はドーピングの問題に关心を寄せています。ただ、その知識や情報を得たいという欲求はあっても、実際の知識レベルにおいてはまだまだ低いと言わざるを得ないことも現状です。

我々、薬剤師は薬のプロとしてドーピング防止のための知識、情報を啓発・普及させていく義務があるでしょうし、また市民からもそれを期待されているのではないでしょうか。

今回、推進委員としてドーピング防止活動に携

わる機会をいただき、約10年間、トレーナーとしてスポーツ現場で実際にアスリートと接してきた中で見えてきた問題点などを踏まえて、アスリートとどう関わって、何をどう伝えていけばいいのかということを提案させていただくつもりで、ドーピング防止活動に関する一般的な知識をお話しさせていただきました。

現在、日本では意図的と思われるドーピング違反自体の数はそれほど多くありませんが、いわゆる「うっかりドーピング」と言われる知識がないためについ犯してしまったというドーピング違反が後を絶ちません。

具体的には、カゼ薬などに含まれる成分でドーピングに引っかかってしまうようなケースです。また、内容の分からない海外のサプリメントをイ

ンターネットで個人が容易に入手できますし、ドリンク剤などにもドーピングに引っかかる物質が含まれているものがあります。

このような「うっかりドーピング」は薬のプロがアスリートと直接的、間接的に関わっていれば、防止できるドーピング違反だったと思うのです。

これからは薬剤師が薬のプロとしてスポーツ現場に足を踏み入れて、アスリートはもちろん現場のトレーナーやドクターなどともっと緊密に連絡を取り合い、サポートできる環境を構築していくことが求められると思います。

薬剤師が現場に関わっていけるような環境作りを薬剤師会としても進めていきたいと思いますし、それにはまずドーピング防止活動に携わっていただける薬剤師を一人でも増やしていく必要があると思います。

薬のプロである薬剤師のみなさまに一人でも多く、ドーピング防止活動に关心を持っていただき、知識を持っていただけるよう、これからも活動に取り組んでいきたいと思います。

ぜひ、ご協力ください！



報告Ⅱ

安佐支部 坂本 紀子

ドーピングでまず頭に浮かぶのがオリンピックです。ソウルオリンピック（1988年）陸上男子100mで当時の世界記録を出したベン・ジョンソン選手は蛋白同化ステロイドの検出により失格となり、アテネオリンピック（2004年）男子ハンマー投げアドリアン・アヌシュ選手も尿検体すり替えと検査拒否によって金メダル剥奪となりました。またソウルオリンピック陸上女子100m、200、400mで金メダル3冠を達成したジョイナー

選手が、薬は検出されなかったものの38歳の若さで心臓発作が原因で急死したのは、ドーピングの副作用の可能性が高いと言われています。

これからもわかるようにドーピングが禁止されているのは①プレーヤー自身の健康に有害（副作用）②スポーツの基本理念、フェアプレイヤーの精神に反する③社会悪である（薬物汚染、青少年への悪影響）ためです。

我が国におけるドーピング違反はほとんどがうっかりドーピングだそうです。WADAの禁止表国際基準も毎年更新され、禁止物質、禁止方法も変わってきます。特にサプリメントには海外からの個人輸入で容易に購入できるものがあり注意が必要です。また日頃、普通に飲んだりしている市販の風邪薬、胃腸薬、滋養強壮剤、漢方薬、体毛薬の中にも禁止薬物が含まれているものがあり注意しなければなりません。

今、アスリートの低年齢化も進んでいます。アスリート人口も増えています。折角日々の厳しい節制、練習に励み成果を発揮できる場で、ドーピング違反によるメダルや記録の剥奪、資格停止にならないよう、選手だけでなく、選手をとりまく監督コーチなどのスタッフもドーピングについて正しい理解、知識を身に付けていかなければなりません。

また私たち薬剤師もアスリートの健康を守り、ドーピング違反から守るために相談にきちんと対応できるような知識を身に付け、情報提供ができるようにしておかなければなりません。山口国体での山口県薬剤師会の活動報告も伺いましたが、どこの薬局でも気軽にドーピングについて相談でき、情報提供できる体制作りがこれから急務になってくると思います。公認スポーツファーマシスト認定制度もあります。ドーピング問題は薬剤師としてこれから益々必要とされる新しい活動の場だと痛感しました。

平成23年度 スポーツファーマシスト実務講習会

安佐支部 濱田 鮎美

日時：平成24年1月22日（日）

場所：広島県薬剤師会館

スポーツファーマシストという言葉自体、なじみのない方も多いと思いますが、スポーツファーマシストとは、ドーピング防止規則に関する正確な情報、知識を持ち競技者に薬の正しい使い方の指導、薬に関する健康教育などの普及、啓発を行い、スポーツにおけるドーピングを防止することを主な活動とします。薬剤師の資格を持ち、所定の課程を修めた方が、日本アンチ・ドーピング機構により認定される資格制度です。すでに、国体などで、多くのスポーツファーマシストの方が活躍されております。

今回の実務講習会の前段階として、2011年5月26日に、福岡県で開催された、基礎講習会にも参加いたしました。

本日の実務講習会の目的は、毎年変更される、世界ドーピング防止規定、禁止表国際基準の2012年版を確認することです。

それに先駆けて、2011年に国体が行われた、お隣山口県のドーピング対策特別委員会の寺戸功先生による、山口国体における山口薬剤師会の活動報告が行われました。主なドーピング対策特別委員会事業の内容としては、

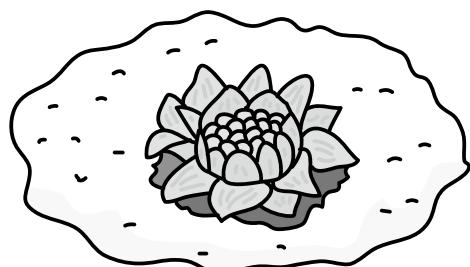
- ①国体大会期間中の24時間ホットライン開設
- ②スポーツファーマシストの養成及び研修
- ③ドーピング防止啓発ポスターの作成及び配布
- ④薬剤師のためのドーピングガイドブック配布
- ⑤OTC薬によるうっかりドーピング防止対策などをあげておられました。国体開催期間内は24時間体制で相談ホットラインサービスを行っておられたそうです。解熱鎮痛剤の相談件数が最も多く、漢方や胃薬、サプリメントやカロリーメイトを食べてもいいか、など色々な相談が寄せられた

そうです。

次に、実務講習会として禁止表国際基準の2011年からの変更点の確認を行いました。

薬局で勤務する上で身近だなと思った変更点は、 β -2作用薬のホルモテロールが2012年には使用可能になったことです。すなわち、今まででは使用にTUE申請というものが必要だったシムピコートが使用可能になったことです。

ドーピングというものは、多くの場合、うっかりドーピングと呼ばれる故意ではないものが多いようです。今まで懸命に努力をし、練習に練習を重ねてきた競技者が、知らなかったからといって、自分の判断で薬を服用してしまい、ドーピングで全てが水の泡になってしまい、そのような悲しい思いをしなくともすむよう、少しでも手助けができるればいいなと思っております。



平成23年度 日本薬剤師会薬事情報センター 実務担当者研修会



薬事情報センター 原田 修江

日時：平成24年1月27日（金） 10:00～16:30

場所：日本薬剤師会 会議室

日本薬剤師会（以下、日薬）山本信夫副会長の開会挨拶の後、下記のプログラムで研修を行いました。

／医療法・薬事法の一部地域行政移管／平成24年度厚生労働省関係予算／薬害肝炎／TPP／日本学校薬剤師会との一体化

1. 日薬及び薬剤師を取り巻く環境
日薬会長 児玉 孝
2. 平成23年度「大学における医療人養成推進等委託事業」地域における薬剤師の役割を踏まえた教育に関する調査研究について
日薬DI委員会委員長 大津 史子
3. 生涯学習支援システムについて
日薬常務理事 粟野 信子
4. スポーツファーマシストの活動状況と取組み
日薬ドーピング防止に関する特別委員会委員 大石 順子
5. ランチョンセミナー「メディナビの紹介及び医薬品・医療機器相談室の問い合わせ状況」
(独) 医薬品医療機器総合機構
6. コーチングエッセンスを学ぶ
～ユーザーとのよりよい人間関係を築く会話とは～
O.K.Evolution 代表 大島 佳子

1. 日薬及び薬剤師を取り巻く環境

当面の重点課題について、日薬および薬剤師の置かれている環境と対応、展望について講演が行われました。

〈重点課題〉社会保障と税の一体改革／平成24年度医療費改定／チーム医療／医療計画の見直し

2. 平成23年度「大学における医療人養成推進等委託事業」地域における薬剤師の役割を踏まえた教育に関する調査研究について

本研究は日薬の委託事業としてこれからスタートする予定です。薬剤師による共同薬物治療管理(CDTM)関連業務に関する教育、実践をサポートする体制を構築することを目的としており、事業の必要性および実施方法などについて説明が行われました。

3. 生涯学習支援システムについて

本年4月よりスタートする生涯学習支援システム「JPALS」について説明がありました。

JPALSは薬剤師が自己研鑽し続けることを支援し、国民から信頼され、世界に通用する薬剤師を育てることを目的として構築されたシステムです。

詳細は、日薬雑誌1月号および2月号をご参照ください。

4. スポーツファーマシストの活動状況と取組み

国民体育大会におけるアンチ・ドーピング活動を中心、各薬剤師会の取組みや作成資料などについて紹介がありました。

また、プログラムには記載がありませんでしたが、日薬中央薬事情報センターより、ドーピングに関する問い合わせへの対応について情報提供が

行われました。

5. ランチョンセミナー

医薬品・医療機器相談室の活動状況と、PMDAメディナビについて紹介がありました。

6. コーチングエッセンスを学ぶ～ユーザーとのよりよい人間関係を築く会話とは～

薬事情報センターの業務のひとつに、消費者からのお薬相談電話があります。今回の研修は、コーチングというコミュニケーションスキルを学び業務に活用すること、担当者同士でコミュニ

ケーションにおける情報を共有し、現場の改善に向けて相談しあえる仲間を作ることを目的として行われました。

コーチングの目的は、相手の話を傾聴し承認することにより、相手が自発的に問題解決に向けた行動がとれるようにすることです。

実技を交えての研修で、笑いが絶えず、3時間がとても短く感じられました。

全ての研修プログラムを終了後、日本薬剤師会 豊見雅文理事より閉会の挨拶があり、散会となりました。

日薬代議員中国ブロック会議

日本薬剤師会代議員 青野 拓郎

日時：平成24年2月4日（土）・5日（日）

場所：岡山プラザホテル

第78回日本薬剤師会臨時総会へむけて標記の会議がありました。小林健治日本薬剤師会理事の開会挨拶の前に前日に急逝された松下憲明代議員への黙祷をしました。挨拶終了後、前田泰則日本薬剤師会副会長より日本薬剤師会状況報告がありました。

議事日程の説明終了後、ブロック代表質問者について討議し岡山県の小笠原加代予備代議員が質問することになりました。

次に質問内容の取りまとめに入りました。

1 麻薬小売業者(薬局)間における麻薬の譲渡・譲受について

麻薬に関しての規制は緩和されてはきているが、他の医薬品と同様に譲渡・譲受が薬局間で可能にならなければ、在宅医療推進の妨げになることも考えられる。このことについての対応を答え

て頂きたい。

2 集団的個別指導の選定基準について

指導大綱により、レセプト1件当たりの平均点数が高い順に選定されておりますが、高額薬剤を長期に投薬した薬剤費の高い薬局が不利となる。この選定基準については再々日本薬剤師会に申し入れをしているが、なんら回答がない。どのように対応しているのか教えて頂きたい。

3 疑義照会に対する医療機関の対応について

薬剤師は、薬剤師法において処方せん中に疑わしい点があれば疑義照会をする事となっているが、医師は、療担において疑義照会を受ける様になっており対応意識に格差が生じていると思われる。日本薬剤師会として疑義照会への御見解を伺いたい。

4 認定スポーツファーマシストの更新について

スポーツファーマシストになるためには一人

3万円弱の金額は必要であり、更新時にも2万円が必要とされる。今まで1億円弱の資金を確保していると思われるが、JADAはスポーツファーマシスト活動にどのように活用されているのかを日本薬剤師会は掌握されているのか伺いたい。

その他にも

5 基準薬局に変わる「日本薬剤師会会員証」について

6 新卒薬剤師の入会促進について

7 処方せん内服薬の記載方法について

9 「調剤薬局」について

10 在宅訪問管理指導の距離制限について

11 国家公務員の薬剤師の俸給について

12 高度管理指導医療機器許可について
を代表質問としました。

次期開催県を広島県と決定し会議は終了しました。

日本薬剤師会平成23年度全国職能対策実務担当者会議 「10年後の薬局・薬剤師を考える」

理事 串田 慎也

日時：平成24年2月5日（日）10:00～16:30

場所：慶應義塾大学芝共立キャンパス

10年後の薬局・薬剤師を考えるというテーマでしたが、前日までの寒波や悪天候は感じられず穏やかな天候での開催でした。

最初に、日本薬剤師会生出副会長から挨拶と来年度の改定についての現時点での報告からスマートグループディスカッション（SGD）の説明と続き、SGDスタートとなりました。

今回のSGDはKJ法で行うので、まず各自の意見をカードに記入していくのですが、事前に課題として各自テーマに基づき具体的な意見を5点考えてくるようにと言われ、昨今の事情からあまり楽観は持てずネガティブな意見（人数が充足して人余りがでてしまう等）をもって参加したのですが、SGDの説明の際に、実際に実現できるかどうかは別にして自分が10年後にこうあってほしい薬局・薬剤師で夢を持ったテーマでSGDをしてほしいとの指示があり、考えてきた課題は没になってしまいました。同じグループの先生方も大半が同じような状況だったようで、急に方向性が

変わったなかでのSGD開始となりました。私のグループは「皆にあこがれられる薬剤師になる」というテーマに決まり、各グループの結果報告と全体討論になりました。その中で、10年後の薬剤師増加が人数充足による淘汰ではなく、より高いレベルでの切磋琢磨につながるといった考え方もあり物事のとらえ方とプラスに持っていく大切さを改めて感じました。

その後、石橋幸滋氏による特別講演になりましたが、石橋氏にも全体討議を聞いていただいており、予定の講演内容の前に、医師の視点からの討議についての感想を頂きました。その中には、権利には当然ながら義務と責任が発生すること、最近バイタルチェックとよく言われるが、薬剤師が行う意味を考えてから行ってほしい、ただ測定して結果を伝えるだけならほかにもやることはある、薬剤師としてのフォローがあつてのチェックが必要など、非常に期待を込めたエールを頂きました。

その後、「プライマリケア医の立場から薬剤師に臨むこと」のテーマで講演頂きました。

その中で「専門薬剤師」ではなく「薬剤師としてのプロフェッショナル」として地域の医療連携の中にいてほしい、またないと困るといわれないといけないとの言葉に感銘を受けました。

10年後の薬剤師・薬局を考えるため、「地域医

療」ではなく「地域」の中に必要とされることは大前提だと思います。そのため、今後どうしていくか、会員をはじめとする薬剤師・薬局の皆さんといろいろ考えていきたいと思います。またそういった機会を作っていくのでご協力を宜しくお願い致します。

平成23年度 第3回広島県医療審議会

常務理事 平田 智加子

日時：平成24年2月6日（月）15：00～

場所：広島県庁北館2階 第1会議室

（1）議案第1号 広島県保健医療計画における基準病床数の見直しについて

趣旨

・療養病床の介護保険施設等への転換については、毎年、医療機関の転換意向の状況に合わせて、保健医療計画上の基準病床数を見直すこととしているため、平成23年度の転換実績及び平成24年度の転換予定を整理し、基準病床数の見直しを行う。

二次保健医療圏内において、基準病床数が29,519→28,946と573減になりました。

（2）議案第2号 広島県保健医療計画における医療連携体制（肝がん）について

概要

・本県の肝がん死亡者数は、がんの中で3番目に多く、75歳未満死亡率も全国に比して高い等、肝がん対策は重要な課題であることから、肝がんを早期に発見し、適切な治療につなげるための医療連携体制の構築が必要となっている。

・「肝がん」は、8割以上がC型ウイルス肝炎に起因するものであり、既に、本県では「肝炎対策」として肝炎検診から治療までの「肝疾患診療支援ネットワーク」が構築され、「肝がん」を発症する可能性の高い肝炎患者及び肝炎ウイルスキャリアの診断・治療は、このシステム内で行われている。

・そのため、「肝がん」の医療連携体制の構築に当たっては、既存の肝疾患診療支援ネットワークとの連携を図り、肝がんの予防から罹患者の治療・フォローアップまでの一環した連携体制を構築することで、より効果的な「肝がん」対策を推進していくこととした。

(肝臓がんの現状)

- ・死亡者数：1,086人（人口動態統計：平成22年）多い順 ①肺、②胃、③肝臓
- ・75歳未満年齢調整死亡率：10.1（国立がん研究センターHP：平成21年）全国42位
- ・罹患者数：1,523人（広島県がん登録：平成19年集計）

検討経緯

- ・平成22年度：広島県地域保健対策協議会肝炎対策専門委員会「肝がん医療連携推進小部会」を設置、検討を開始。
- ・平成23年度：広島県地域保健対策協議会肝疾患医療連携推進特別委員会において検討。

肝がん医療連携体制

- ・肝がんの医療機能区分を「検診・検査施設」、「診断・治療施設」、「治療後経過観察施設」の3つとし、各機能の施設基準を策定。

(3) 協議第1号 独立行政法人府中市病院機構による府中市民病院等の開設について**概要**

- ・府中市では、「広島県地域医療再生計画」（平成22年1月策定）に掲げる「府中地域の医療機能の強化」を具体化するため、地域の医師数増加や地域全体の医療提供体制の維持を目的とした「府中市地域医療再生計画」（平成23年3月）を策定している。

今回、この計画の一環として、地方独立行政法人府中市病院機構を設立し、府中市中心部に所在する広島県厚生農業協同組合連合会府中総合病院と、同市北部に所在する府中市立府中北市民病院の経営統合を行うことにより、各病院の経営安定化、及び地域に必要な医療提供体制の維持・整備を図るものである。

(4) 報告第1号 医療法に係る基準を定める条例の制定準備について**概要**

- ・「地域の自主性及び自立性を高めるための改革推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第205号）の成立より、医療法（昭和23年法律第205号）が改正され、医療法に係る基準の一部は、各都道府県（一部、保健所設置市）の条例において定めることとなった。

条例の制定に当たっては、医療法施行規則（昭和23年厚生省第50号）の一部改正により、厚生労働省が示す「従うべき基準」又は「参酌すべき基準」をもとに都道府県等において整理し、条例に規定することとされている。

(5) 報告第2号 医療法人の設立等について

20件の医療法人が認可されました。

3件が解散となりました。

(6) 報告第3号 広島県保健医療計画（六次改正版）の検討について

概要

現行の広島県保健医療計画（五次改正版）は、平成25年3月末に計画の終期が到来するため、今年度から見直しの作業に入り、平成24年度末に新たな保健医療計画を策定する。

約1時間半に渡り、委員の皆様の熱心な議論の末、議案第1号～報告第3号まですべて承認されました。

平成23年度 日本薬剤師会薬局実習担当者全国会議



理事 中川 潤子

日時：平成24年2月11日（土）
場所：慶應義塾大学芝共立キャンパス

「6年制における3年目の実務実習を迎えるにあたって」というテーマで薬局実習担当者会議が開かれました。広島県薬からは青野拓郎常務理事と二人で参加しました。

会議は薬学教育に関する特別委員会実習指導体制整備検討会副委員長の司会のもと、まず、主催者として日本薬剤師会児玉孝会長の挨拶で始まりました。午前中は、講演が2題とワークショップ説明があり、昼食をはさんで午後からは、ワークショップと発表と講演というハードな日程でした。

講演「医療教育改革－実践能力の高い医師の養成を目指して－」

昭和大学医学部医学教育推進室教授 高木 康高木先生は医学教育カリキュラム検討会に携わっておられる関係から、

1. 平成23年3月に公表される改定モデル・コア・カリキュラム
2. クリニカルクランクシップ（参加型実習）
3. Outcome-based education

（学習成果基盤型教育）

4. 医学教育の世界基準（臨床実習時間の延長、ECFMG、国家試験OSCE）

についてご講演いただきました。年々変革している日本の医学教育の目的は、実践能力の高い医師の養成だそうです。そのためには、卒前教育と卒後教育の充実が必要であり、PBLチュートリアル、臨床手技の演習、クリニカルクランクシップ、Outcome-based education、そして、今は適切な評価が必要だと述べられ、『薬剤師の教育も頑張ってください！』との言葉で講演を締めくくられました。

講演「薬剤師の将来ビジョンについて」

日本薬剤師会副会長 生出 泉太郎
薬剤師、特に薬局薬剤師の将来ビジョンを明確に理解しなければ、これからの薬剤師教育に携われないと私は思います、と言われ講演は始まりました。基礎化学教育に加え臨床能力を有する薬剤師を養成することが薬学教育6年生に求められたものです。そして、患者志向の薬剤師業務の確立を

目指しています。2025年の医療提供体制のイメージでは、医療機関の機能連携と、医療機関と在宅／介護の連携が、最優先の目標として掲げられています。高齢者が増加し、社会全体としての医療・介護ニーズが高まる中で、薬局は、診療所とともに「自らの住まいでの終末期まで生活」するための医療提供施設として位置づけられています。このような背景と、2011年11月～12月に行われた薬剤師の将来ビジョンに関するアンケート調査の結果から、薬剤師の目指すべき方向を考えると

1. 医療薬から一般用医薬品まで、全ての医薬品に係わる職能である薬剤師
2. 医薬品の安全確保とともに、医薬品の持つ有用性を最大限に引き出すことのできる薬剤師
3. 調剤という一プロセスに係わる薬剤師ではなく、健康維持から疾病予防、治療の全過程に係わることのできる薬剤師

でなくてはいけないと言えるでしょう。そのための環境設備としては医療法による医薬分業の位置づけ、セルフメディケーションの体系化、薬剤師業務の拡充、治療計画や処方設計への参画、リフィル処方箋の制度化などを挙げることができます。薬剤師が、それぞれの職域において責任と主体性を發揮することで、医療関係職種や生活者からの支持が得られると信じています。高齢化のピークである2025年までにそのような状況を作り上げるために、すべての薬剤師が一歩一歩努力していくかなければならない、とのお話をでした。

以上の講演の後、ワークショップ説明が行われました。

Aチーム「医療人として求められる薬剤師の基本的資質－実習を通して学生にどう伝えるか－」

Bチーム「実務実習3年目に向けて－2年間実習を受け入れての課題、解決策、伝達方法について－」

青野常務理事はA2チーム、私はB4チームになりました。

＜Bチーム＞

2年間実習を受け入れてのいくつかのトラブル事例を見てみると・・・

- ・薬局実習の期間が長すぎる
- ・調剤だけで他に何もさせてもらえなかつた
- ・ほとんど教育的指導がなかつた

などの報告があった。

トラブルが起こってしまったのは、何が欠けていた（原因）のか、その原因を解決するために、何をどうすれば良いのか対応策（アクションプラン）を提案する。これが今回、Bチームの課題でした。そして、作られた対応策は、各都道府県に戻ってうまく伝えることが出来るようなもの、という条件が付けられていました。

昼食をとりながらの自己紹介後、ワークショップが開始されました。今回の課題に対して、KJ法での問題抽出は意味がないのではないか‥という意見もあり、開始早々足踏み状態でしたが、それが功を奏してか活発な意見交換や討論、また、後半の追い上げもあり、チームとしてのアクションプランが出来上がりました。各SGD取りまとめ・発表の後、講演がありました。

講演「薬局実務実習のトラブルについて」

薬学教育に関する特別委員会

実習受入体制整備検討会委員長 神田晴生
平成23年度Ⅰ期終了時点で、トラブルに関するアンケートを実施（県薬宛・大学宛）し、集計を行った。アンケート結果を今後に活かすために、実際の報告事例をもとに、その対応策を示して、学生と指導薬剤師が共に学習する資料を作成した。実習開始時のオリエンテーションで利用し、トラブル防止について、学生と指導薬剤師が同じ意識を持って実習に臨むことで、トラブルの予防と、発生した場合の被害を最小限に抑えるために役立てもらいたい。スタッフとのトラブル事例

があったため、指導者とスタッフ用、学生と指導者用の2パターンを作成した。「実務実習におけるハラスマントへの対応」この資料も使って欲しい。何よりもコミュニケーションと信頼関係の構築が一番大切!!そのスタートがオリエンテーションです。

『トラブルが起こらないように私も気をつけるから、あなたも気をつけてね!』の声かけもお願いします、と述べられていました。

発表・総合討論

座長：日本薬剤師会理事 筝井秀一
同理事 永田泰造

以下、発表の内容です。

<A-2チーム>

①伝えたい内容

患者満足度の向上

伝える方法

- ・都道府県薬剤師会が日薬のアンケートを参考にして早急にアンケートを取り患者ニーズを確認する
- ・OTC、薬局製剤も扱っている薬局を増やす研修会を行う

②伝えたい内容

患者、医療スタッフ、学生に気を配る

伝える方法

- ・都道府県薬は地域や支部単位で他職種との交流や職能を理解する機会を時期相応に作るよう申し入れ、支部で実践する
- ・顔の見える環境整備

③伝えたい内容

知識を生かす知恵や工夫を身につける

伝える方法

- ・都道府県薬剤師会が専門用語に関するアンケートを作成し、患者の理解度を把握。
- 指導薬剤師がそれを指導のアイテムとして活用
- ・独自のシナリオを用いたり、SPを用いて

の薬剤師が行っている患者対応のDVDを資材として用いてあえて患者役をする研修会を行う

<A-3チーム>

①伝えたい内容

私たち薬剤師はチーム医療の一員です
伝える方法

多職種と会合を持ち互いのニーズを共有する

5W1H

- ・できるだけ定期的に
- ・地域薬剤師会
- ・会場を借りる
- ・ニーズの共有
- ・指導薬剤師が多職種と理解を深めるため

②伝えたい内容

私たち薬剤師は真摯な態度で行動します
伝える方法

薬局周辺クリーンキャンペーン期間を設けて実施する

5W1H

- ・期間中 薬剤師全員
- ・薬局周辺 職場周辺
- ・清掃 あいさつ
- ・地域貢献
- ・地域で愛される薬局薬剤師を目指して
- ・各県薬でキャンペーン活動を行う

<B-3チーム>

原因・欠けていたもの

指導書のGIOとSBOについての理解不足

対応策

実習内容の成功例…具体的に

失敗例…具体的に

When：各実習期の終了時・隨時

Where：県または支部薬剤師会

Who：（主催）は県薬

What：成功例・失敗例とその後の対応

学生側からのアンケート収集

地域内薬局の連携

ネットで情報共有

Why：発表形式だと事例に限られてしまう

How：実習期、終了後に薬局側・学生側から報告書を収集

<B-4チーム>

原因・欠けていたもの

学生が興味を持てる内容に費やす時間が短か
かった

対応策

- ①服薬指導の実践の充実
- ②実習を通して学生にテーマ（例えばDM等）を持たせ、まとめて発表させる
- ③初回訪問時に薬局の方針、力を入れている点を摺り合わせる
- ④指導薬剤師、教員、学生が集まるワークショップを開催する（終了時など）
- ⑤学生に対するフィードバックができるだけ多くする（実習中）

以上、代表チームの発表があり、笠井座長、永田座長の総括をもってWSは終了しました。

その後、伊東陽子文部科学省高等教育局医学教育課薬学教育専門官、中井清人厚生労働省食品局総務課課長補佐の挨拶があり、最後に森昌平日本薬剤師会常務理事の『今日の熱い議論を各都道府県で伝えて下さい』との挨拶をもって会議は終了しました。今回の会議の内容を持ち帰り検討して、講習会を計画する等、3年目に向けての準備に取り掛かりたいと思います。

広島県警察本部 安全安心推進課発行

平成24年2月7日

犯罪情報官 速報

「必ずもうかる」という話は詐欺! ~社債購入を持ちかけた男を逮捕~

安佐北警察署は、2月6日、東京都内の会社の社債購入を持ち掛けて、1千万円を騙し取ろうとした犯人(28歳、男性)を、詐欺未遂の現行犯で逮捕しました。

犯人は、広島市内の男性に電話や郵送で社債の購入話を持ち掛け、「社債を買ってくれば3倍で買い取ります。

福島県で設立予定であったが、震災の影響で広島県に設立することになった。

社長が広島県知事と話をしており、知事が広島で設備工事をすることを承諾している。」

などと嘘を言って、この男性から現金1千万円を騙し取ろうとしました。



誰かに相談 → 被害の防止

「未公開株・社債」などについては…

■登録を受けた
証券会社以外による売買は

原則無効!

■登録を受けた
証券会社以外による広告・勧誘は

違法!

※登録の有無は、金融庁のホームページで確認できます。

登録を受けた証券会社についても、「未公開株」の勧誘は原則禁止されています。

平成23年-平成27年
「なくそう犯罪」
ひろしま 新 アクション・プラン
~犯罪の起こらない社会へ~

運動目標 日本一安全・安心な広島県の実現
行動目標 これまで最も被害の少ないまちを目指す
子ども・女性を犯罪から守る

会員の皆さんにいち早く犯罪発生情報等をお知らせするメールマガジンを配信しています。

携帯電話のバーコード読取機能を使って右のQRコードを読み取ってください。

27警察署のうち、特定の警察署のメールだけを受信するように設定することができます。

また、情報種別については、「子ども・女性対象の事件、不審者情報」「防犯情報」「県警からのお知らせ」の3つから、受信するメールを自由に選択できます。



メールマガジン
会員登録

◎広島県薬剤師会会員証(会員カード)◎ 新規受付は平成21年8月末をもって終了しました。

会員カードでWポイントがつきます。

Wポイントカードに
関するお問い合わせは (株)和多利広島本社 Wポイントカード事務局
☎ 082-830-0230 平日10:00~18:00

Wポイントカードホームページ <http://www.watari.biz/>

Wポイントカードシステムでは、2000ポイント貯まると翌月2000円分のWポイント金券がお手元に届きます。



広島県Wポイントカード加盟店

平成24年2月1日現在

店舗名	TEL	店舗名	TEL	店舗名	TEL
広島市安芸区					
Edabrieck	082-822-6667	住吉屋 楽々園店	082-943-4960	ひろしま国際ホテル 東風	082-240-0558
ちから 船越店	082-824-0301	ちから 五日市店	082-922-8661	広島第一交通(株)江波営業所	082-233-5871
ちから 矢野店	082-888-5246	ちから 楽々園店	082-921-6693	広島風お好み焼・鉄板居食家 德兵衛 紙屋町店	082-247-2260
マダムジョイ 矢野店 直営食品売場	082-889-2441	徳川 五日市店	082-929-7771	福助タクシー(株)本社営業所	082-232-3333
		マダムジョイ 楽々園店 直営食品売場	082-943-8211	ボウル国際	082-244-4151
				星ビル2F 知育玩具とオルゴール	082-249-3592
				星ビル3F ベビーワールド	082-249-6181
				星ビル4F アンティークドール	082-246-0026
広島市安佐北区		広島市中区		星ビル5F オルゴールティーサロン	082-249-1942
大野石油店 高陽町SS	082-842-1890	英國式足健康法 リフレックス	082-248-7722	星ビルB1F メディカルフィットネス	082-242-0011
大野石油店 可部バイパスSS	082-819-0210	えびすの宴	082-243-6166	マダムジョイ 江波店 直営食品売場	082-532-2001
キャン・ドゥ 可部店	082-814-7008	えひめいあ	082-545-6677	マダムジョイ 千田店 直営食品売場	082-545-5515
山陽礦油 カメ山SS	082-815-6211	大野石油店 牛田大橋SS	082-221-1511	焼肉達人の店 寅	082-234-8929
ちから 高陽店	082-841-4377	大野石油店 大手町SS	082-243-8351	横田印房	082-221-0320
徳川 高陽店	082-840-0300	大野石油店 西白島SS	082-221-8834	リビング事業社 リビングコミュニティカレッジ	082-511-7706
徳川 サンリブ可部店	082-815-2775	大野石油店 八丁堀SS	082-221-3643		
		o k a s h i m o	082-231-3221	広島市西区	
		釜飯酔心 本店	082-247-4411	井口家具百貨店	082-232-6315
		寿司道場酔心 支店	082-247-2331	大野石油店 旭橋SS	082-272-3766
		惣菜酔心 立町店	082-247-9581	大野石油店 井口SS	082-276-5050
広島市安佐南区		芸州 胡店	082-243-6165	大野石油店 観音SS	082-231-6209
エコール古市ショールーム	082-830-6161	桜井花店 本店	082-247-1808	大野石油店 商工センターSS	082-277-1266
エコール本部	082-877-1079	山陽礦油 相生橋SS	082-232-0145	大野石油店 横川ISS	082-237-1864
大野石油店 高取SS	082-872-7272	しなとら パセーラ店	082-502-3382	釜飯酔心 アルパーク店	082-501-1005
大野石油店 緑井SS	082-877-2008	体育社 本店	082-246-1212	サイクルショップカナガキ	横川本店
釜飯酔心 毘沙門店	082-879-2211	ちから 本店	082-221-7050	082-231-2631	
カメラのアート写夢 高取店	082-830-3588	ちから 上八丁堀店	082-211-0122	サイクルショップカナガキ 己斐店	082-272-2631
住吉屋 イオンモール広島祇園店	082-962-1121	ちから 京口通店	082-502-6008	サカイ引越センター	0120-06-0747
ちから 祇園店	082-875-5003	ちから そごう店	082-512-7854		082-532-1176
ちから 西原店	082-832-5520	ちから タカノ橋店	082-544-0002	茶房 パーヴェニュー	082-239-4004
ちから 緑井駅店	082-831-2620	ちから 十日市店	082-503-1089	車検の速太郎	082-238-0100
ちから ハ木店	082-830-0235	ちから 中の棚店	082-545-6890	車検の速太郎 カーケアプラザ	082-238-3939
徳川 安古市店	082-879-9996	ちから 舟入店	082-294-7503		
広島第一交通(株)上安営業所	082-872-5410	ちから 堀川店	082-241-8230	ちから アルパク天満屋店	082-501-2701
広島風お好み焼き・鉄板居食家		ちから 本通4丁目店	082-245-0118		
徳兵衛 毘沙門台店	082-879-0141	徳川 総本店	082-241-7100		
福助タクシー(株)古市営業所	082-877-0004	徳川 フジグラン広島店	082-236-1145		
		のん太鮓 パセーラ店	082-502-3383		
広島市佐伯区		バー・サード・ウェーブ	082-247-7753		
AUTO GARAGE うえるかむ	082-927-2510	ピカソ画房 本店	082-241-3934		
大野石油店 五日市インターSS	082-941-5020	ひろしま国際ホテル 芸州 本店	082-248-2558		
大野石油店 造幣局前SS	082-923-6029	ひろしま国際ホテル スペインバルミカーサー	082-248-6796		
釜飯酔心 五日市店	082-922-8663	ひろしま国際ホテル 空庭BISとろクルクル	082-240-0558		
サイクルショップカナガキ 五日市店	082-924-5525				

店舗名	TEL	店舗名	TEL	店舗名	TEL		
広島市西区（続き）							
ちから 井口店	082-278-3666	広島風お好み焼・鉄板居食家 徳兵衛 広島新幹線店	082-263-0200				
ちから 観音店	082-232-5686	ホテルセンチュリー21広島 京もみじ	082-263-5531				
ちから 己斐店	082-507-0505	ホテルセンチュリー21広島 フィレンツェ	082-568-5270				
ちから 商工センター店	082-270-0390						
ちから 中広店	082-532-4004						
徳川 南観音店	082-503-3039						
広島第一交通㈱（第1）	082-278-5511	安芸郡海田町					
広島第一交通㈱（平和）	082-278-5522	ちから 海田店	082-822-1711				
ホテルプロヴァンス21広島	スパラーザ広島 082-235-3930	徳川 海田店	082-824-0111				
マダムジョイ アルパーク店	直営食品売場 082-501-1112	ちから サンリブ府中店	082-890-2510				
マダムジョイ 己斐店	直営食品売場 082-271-3211	ちから 府中店	082-287-0933				
横川 ちから	082-292-5822	ちから 向洋店	082-581-4321				
		広島第一交通㈱府中営業所	082-281-1191				
広島市東区							
アリモト 本店	082-264-2929	大竹市					
大野石油店 広島東インターSS	082-508-5030	カメラのアート写夢 本店	0827-57-7700				
サイクルショッピングカナガキ 戸坂店	082-220-2031	カメラのアート写夢 油見店	0827-53-5911				
ちから 尾長店	082-506-3505						
ちから 光町店	082-568-6855	尾道市					
徳川 戸坂店	082-220-1818	瀬戸田すいぐん丸	08452-7-3003				
広島市南区							
大野石油店 エコストーション出島	082-254-1015	吳市					
大野石油店 東雲SS	082-282-3993	大野石油店 熊野団地SS	0823-30-1042				
大野石油店 皆実町SS	082-251-9108	大野石油店 吳SS	0823-21-4974				
金飯酔心 新幹線店	082-568-2251	体育社 吳店	0823-22-8880				
金飯酔心 広島駅ビル店	082-568-1120	ちから 吳駅店	0823-32-5532				
惣菜酔心 アッセ店	082-264-6585	徳川 吳中通り店	0823-23-8889				
銀河（えひめでいあ）	082-253-1212	徳川 広店	0823-70-0600				
ごはんや 広島店	082-253-0300	広島風お好み焼・鉄板居食家 徳兵衛 吳駅ビル店	0823-24-0222				
サイクルショッピングカナガキ 東雲店	082-288-9101						
山陽礦油 大州SS	082-282-4478	庄原市					
車検の速太郎 向洋店	082-890-9500	総商さとう ウィー東城店	08477-2-1188				
ちから 旭町店	082-254-6678						
ちから 宇品店	082-505-0003	神石郡神石高原町					
ちから 出汐店	082-254-2455	総商さとう 本店	08478-2-2011				
ちから 広島駅前店	082-568-9121						
ちから 福屋駅前店	082-568-2330	廿日市市					
ちから 本浦店	082-286-1119	大野石油店 廿日市インターSS	0829-20-1189				
ちから 的場店	082-262-6594	キャン・ドゥ 廿日市店	0829-32-3387				
ちから 皆実4丁目店	082-250-0804	ジョイ薬局	0829-32-3077				
ちから 皆実町店	082-253-3363	徳川 廿日市店	0829-32-1111				
ちから ゆめタウンみゆき店	082-250-2125						
中国トラック	082-251-0110	東広島市					
豆匠 広島本店	082-506-1028	大野石油店 西条インターSS	082-423-3701				
徳川 ジャスコ宇品店	082-250-0480	大野石油店 高屋ニュータウンSS	082-434-4411				
徳川 ベスト店	082-567-2388	大野石油店 東広島SS	082-423-9197				
徳川 南区民センター店	082-505-1620	カギのひゃくとう番	082-424-3110				
		髪処 ふくろう	082-497-3337				
		住吉屋 西条プラザ店	082-423-7878				
		体育社 東広島店	082-422-5050				
		徳川 西条プラザ店	082-424-0300				
		八本松タクシー	082-428-0023				
福山市							
一心太助 福山本店	084-922-5611						
エコール福山 ショールーム	084-981-3733						
山陽石油 住吉町SS	084-922-0939						
山陽石油 セルフ神辺SS	084-962-0693						
山陽石油 セルフ福山平成大学前SS	084-972-7940						
山陽石油 多治米町SS	084-957-2601						
山陽石油 深津SS	084-922-5750						
山陽石油 福山東インターSS	084-923-7835						
山陽石油 南本庄SS	084-922-3181						
徳川 福山東深津店	084-929-2015						
とんかつ徳 イトーヨーカドー福山店	084-971-0050						
三原市							
ごはんや 広島空港店	084-860-8215						
徳川 三原店	0848-62-8824						
三次市							
囲炉り茶屋 やまぼうし	0824-69-2299						
さざん亭 三次店	0824-64-0375						
平田觀光農園	0824-69-2346						
広島三次ワイナリー 喫茶ヴァイン	0824-64-7727						
広島三次ワイナリー バーベキューガーデン	0824-64-0202						
広島三次ワイナリー ワイン物産館	0824-64-0200						
フルーツレストラン まるめろ	0824-69-2288						
その他							
Heart Leap Up HIROSHIMA	082-545-5277						
※会員登録で100ポイント、メールマガジン受信ごとに1ポイント、メールマガジンアンケートに回答すると30ポイント以上（各号によって異なります）。							
リースキン 家庭用事業部							
広島支店	082-233-1141						
広島北営業所	082-845-2882						
広島西営業所	0829-31-6161						
広島東営業所	082-824-1411						

※ご利用金額100円に対するポイント値は、加盟店により異なります。 ※換算率は、1ポイント=1円となります。

※次のお取り扱いにつきましては、予め、ご利用加盟店へ直接お問い合わせ下さい。

1. クレジットカード支払のお取り扱い
2. クレジットカードご利用時のポイント付加の有無
3. ポイント付加対象外商品の有無
4. 団体・パーティーご利用時のポイント付加の有無

指 定 店 一 覧

平成24年2月1日現在

部 門	指 定 店	会 員 價 格	営 業 日 時	定 休 日	所 在 地	電 話 番 号
ゴム印・印鑑	株式会社江明正堂	現金25%引、クレジット20%引	9:30～19:00	日曜、祝日、(8月の土曜)	広島市中区新天地1-1	(082)244-1623
ホテル	株式会社呉阪急ホテル	宿泊20%引、宴会5%引、婚礼5%引、料飲10%引外優待有	年中無休		呉市中央1-1-1	(082)20-1111
	ANAクラウンプラザホテル広島	宿泊23%引、料飲5%引、婚礼5%引、宴会5%引	年中無休		広島市中区中町7-20	(082)241-1111
	広島東急イン	宿泊シングル1,500円引・ツイン3,000円引、婚礼10%引、レストラン5%引	年中無休		広島市中区三川町10-1	(082)244-0109
	福山ニューキャッスルホテル	宿泊17%引、レストラン5%引、宴会料理5%引、婚礼、料飲5%引	年中無休		福山市三之丸町8-16	(084)922-2121
リース会社	日立キャピタル株式会社	オートローン3.6%、リフォームローン3.9%外	年中無休	年末年始、夏期休暇等当社指定定休日を除く	広島市中区国泰寺町1-8-13 あいおい損保広島T Yビル6F	(082)249-8011
家具	株式会社河野家具店	店頭表示価格から5～20%引	9:00～19:00	毎週火曜日 (火曜日が祝日の時は営業)	呉市中通4-10-17	(082)22-2250
	森本木工 西部	25～60%引き 赤札より10～15%	平日 8:30～18:00 年中無休	8/13～15、 12/29～1/4	広島市安佐南区中須2-18-9	(082)879-0131
看板	株式会社サインサービス	見積額の10%割引		毎週土・日曜日、祝日	安芸郡府中町柳ヶ丘77-37	(082)281-4331
警備	ユニオンフォレスト株式会社	機械警備10,000円／月～、ホームセキュリティ4,000円／月～、保証金免除	平日 9:00～18:00	無休	呉市中央2-5-15	(082)32-7171
	株式会社全日警広島支店	月額警備料金10,000～15,000円 (別途相談)、機器取付工事代20,000～30,000円、保証金免除	(土・日曜及び祝祭日を除く)	土・日・祝日	広島市中区幟町3-1 第3山県ビル5F	(082)222-7780
建物	株式会社北川鉄工所 広島支店	特別価格	平日 8:45～17:30	毎週土・日曜日、祝日	広島市南区東雲本町2-13-21	(082)283-5133
時計・宝石・メガネ・カメラ	株式会社ナカオカ	15～20%引(企画品、相場価格商品は除く)		毎週水曜日、夏期年末年始	広島市中区堀川町5-10	(082)246-7788
	株式会社下村時計店	現金のみ店頭表示価格から10～20%引(一部除外品あり)	9:00～19:00	月曜日	広島市中区本通9-33	(082)248-1331
自動車	株式会社トヨペット 広島Volkswagen南広島	特別価格			広島市中区吉島西2-2-35	(082)541-3911
書籍	株式会社フタバ図書	現金のみ定価5%引(直営店のみ)		定休日不定	広島市西区観音本町2-8-22	(082)294-0187
	株式会社紀伊國屋書店 広島店 ゆめタウン広島店	現金のみ定価の5%引			広島市中区基町6-27 広島バスセンター6F 広島市南区皆実町2-8-17 ゆめタウン広島3F	(082)225-3232 (082)250-6100
食事・食品	株式会社お好み共和国ひろしま村	全店全商品5%引			広島市中区新天地5-23	(082)246-2131
	株式会社平安堂梅坪	5%引	対象店舗(デパートを除く直営店)年中無休9:30～19:00	日・お盆・年末年始休業	広島市西区商工センター7-1-19	(082)277-8181
レジャー	株式会社国富広島営業所	Cカード取得コース45,000円、商品購入：店頭価格より5%off、器材オーバーホール：通常価格より5%off	8:30～20:00	なし	広島市西区観音町13-9	(082)293-4125
	Diving Service 海蔵	スクユーバダイビング体験講習￥8,400 Cカード取得講習会￥5,000引き・器材修理店頭価格より5%引き	11:00～20:00	なし	広島市中区南千田西町1-8-101	(082)209-7422

部 門	指 定 店	会 員 価 格	営業日時	定 休 日	所 在 地	電 話 番 号
進物	株進物の大信	5~20%割引(但し弊社特約ホテル式場にての結婚記念品の場合を除く)(個別配達費 広島県内無料(2,000以上商品))	6~9月 10:00~18:30 10~5月 9:30~18:00 年中無休・24時間営業	毎週火曜	広島市中区堀川町4-14	(082)245-0106
	有中山南天堂	5~25%(但し一部ブランド品食品を除く)	年中無休・24時間営業		広島市中区猫屋町8-17	(082)231-9495
総合葬祭	セルモ玉泉院 長束会館	祭壇金額定価2割引、 葬具(柩外)1割引	年中無休		広島市安佐南区長束2-4-9	(082)239-0948
	株玉屋	葬儀・花輪20%引、 生花5%引	年中無休		広島市南区段原南1-20-11	(082)261-4949
	百貨店・婦人服・ 複写機・ファックス	ひつじやサロン ミノルタ販売(株)	店頭表示価格より10%引(一部除外品有) 特別会員価格	平日 9:00~17:30 年中無休	広島市中区本通9-26 広島市中区小町3-25 (ショールーム)	(082)248-0516 (082)248-4361
仏壇・ 仏具	株三村松本社	仏壇平常店頭価格より30~40%引、 仏具平常店頭価格より10~20%引(但し、修理費・工事費等店頭販売品以外は除外する。)			広島市中区堀川町2-16	(082)243-5321
旅行	ひろでん中国新聞 旅行(株)本社・呉営業所・三次営業所・福山営業所	本人のみ 現金のみメープル・トピック 自社主催商品3%引	平日 10:00~19:00 土・日・祝 10:00~17:00		広島市中区八丁堀16-14 第二広電ビル1F	(082)512-1020
	株日本旅行 広島八丁堀支店 (県内各支店)	赤い風船3%引、マッハ5%引、 ペスト3%引			広島市中区堀川町5-1 大内ビル1F	(082)247-1050
装飾	青山装飾(株)	特別価格	8:30~17:30	日・祝日、第2・4土曜日	広島市西区商工センター 5-11-1	(082)278-2323
介護用品	坂本製作所(株) 介護事業部 福山営業所	車いす(アルミ製55%・スチール 製60%)、歩行補助ステッキ40% 引き	9:30~18:00	日曜・祝日休業	福山市鈴町11-1	(084)920-3950
家電	株オオデオ外商部	デオデオ店頭価格より家電製品 10%引、パソコン関連5%引	9:30~18:30	土・日・祝日	廿日市市木材港南8-22	(0829)34-2508
保険	アリコジャパン 広島第一エイジェンシーオフィス	無料保険診断サービス実施中	9:00~18:00 (平日)	土・日・祝日	広島市中区紙屋町2-1-22 広島興銀ビル9F	(082)247-3473 担当:小原(オハラ) 丸本(マルモト)
引越	株サカイ引越センター	通常価格より15%割引	年中無休(但し 11~13は休み)		広島市西区福島町2丁目36-1	0120-06-0747
会員制福利厚生サービス(中小企業向け)	株福利厚生俱楽部 中国(中国電力グループ会社)	入会金(一法人)31,500円→無料、 月会費1,050円/人 サービス内容(一例)全10,000アイテムが会員特別料金◆宿泊施設: 約4,000ヶ所 2,000円~、◆公共の宿:1泊2,500円/人補助◆パックツアーアー:10%OFF、◆フィットネス:1回500円~、◆映画:1,300円等	9:00~18:00 (平日)		広島市中区国泰寺町1-3-22 E R E 国泰寺ビル6階	(082)543-5855
設備	株式会社クラタ コーポレーション	特別価格	サービスにつ いては24時間 365日受付対応	土日祭休	広島市中区橋本町7-27	(082)511-1110 (代) 担当:桑田昭正

ご利用の際は、広島県薬剤師会会員証をご提示ください。

広島県立美術館「団体割引会員」について

本会では会員の皆様に割安な団体料金で広島県立美術館の展覧会を観賞していただける「団体割引会員」に登録しました。

会員の皆様には同伴のご家族、ご友人も含めお得な団体料金で展覧会をご覧いただけます。
是非ご利用ください。

【割引の対象となる展覧会】

●ユーモアのすすめ—福田繁雄大回顧展

平成24年2月21日（火）～3月31日（土）

一般：1,100円→900円

高校・大学生：700円→500円

小・中学生：無料

●NHK大河ドラマ50年 特別展「平清盛」

2012年4月21日（土）～2012年6月3日（日）

※平成24年度以降に割引対象となる展覧会については改めてご連絡いたします。

◆美術館受付にて、登録番号と団体名をお伝えください。

広島県立美術館 団体割引会員登録

団体番号：110068

団体名：社団法人 広島県薬剤師会

〈問合わせ先〉

広島県立美術館

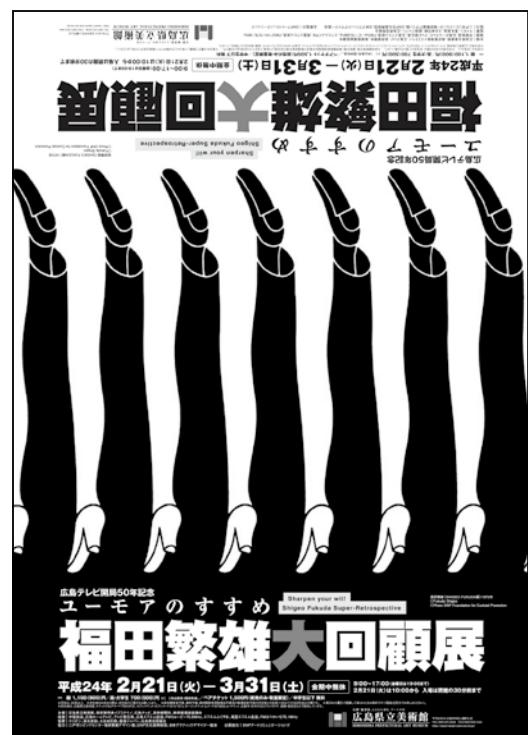
〒730-0014 広島市中区上幟町2-22

Tel：(082) 221-6246

Fax：(082) 223-1444

ホームページ：

<http://www1.hepam-unet.ocn.ne.jp/>

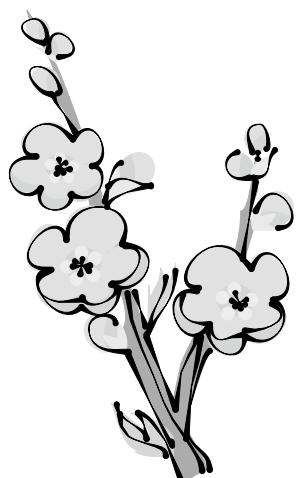


◆ 県薬だより ◆



県薬より支部長への発簡

- 12月16日 応需薬局の年末年始休業表について
(通知) (各支部長)
- 12月21日 支部・長理事合同会議の開催について
(通知) (各支部長)
- 12月22日 医療事故情報収集等事業「医療安全情報No.61」の提供について (通知)
(各支部長)
- 12月26日 「平成23年度圏域地対協研修会」の開催について (依頼) (各支部長)
- 1月10日 医療事故情報収集等事業第27回報告書について (通知) (各支部長)
- 1月12日 休日・夜間診療、小児救急等に係る補助について (通知) (各支部長)
- 1月13日 在宅療養推進アクションプラン進捗状況調査について (依頼) (各支部長)
- 1月23日 日薬共済部員(新規加入)の募集について (通知) (各支部長)
- 1月23日 平成23年度DEM事業の実施について
(依頼) (各支部長)
- 1月27日 支部研修会開催実績等報告について
(依頼) (各支部長)
- 2月3日 広島県認定「基準薬局」の認定更新について (依頼) (各支部長)
- 2月3日 薬剤師会認定基準薬局の平成24年度第1次認定について (依頼) (各支部長)
- 2月7日 薬事衛生指導員活動報告書の提出について (依頼) (各支部長)
- 2月10日 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則等の一部改正について (ポイント付与を原則禁止することに関する答申)
(通知) (各支部長)
- 2月10日 平成24年度診療報酬(調剤報酬)改定に係る答申について (通知) (各支部長)



◆平成23年12月常務理事会議事要旨

日 時：平成23年12月21日（水） 17：35～19：25

場 所：広島県薬剤師会館

出席者：前田会長、豊見専務理事、青野・有村・小林・重森・谷川・平田・藤山・二川・政岡各常務理事

欠席者：木平・大塚・野村・松下、村上各副会長、田口常務理事

議事要旨作製責任者：谷川正之

1. 報告事項

(1) 11月定例常務理事会議事要旨（別紙1）

(2) 諸通知

ア. 来・発簡報告（別紙2）

イ. 会務報告（〃3）

ウ. 会員異動報告（〃4）

(3) 委員会等報告

(前田会長)

・次のとおり、前田会長より挨拶があった。

12月28日に最終の保険診療の決着がつくのではないか。

日薬で、医政局の立場で、関野氏から話があった。

「地域医療再生で在宅を中心に事業転換をして欲しい。実績がなければ前に進まないので、無菌調整等の施設を含めて、在宅に向けて薬剤師が参入して欲しい。」とのことであった。

この対応に向け、次年度に、日薬発ということで、話が具体的になってくる。地域医療再生の予算等は、当初20億ということであったが、最終的に1/20程度は、残って欲しい。

在宅に向けての体制も、医師の指示で動くのではなく、薬剤師もコーディネーターの一人として、メインになっていくことも含めて、支援体制を作っていくなければならない。

ア. 移転問題4者協議

11月21日（月） 於 リーガロイヤルホテル
広島

イ. 第28回広島県薬事衛生大会

12月1日（木） 於 エソール広島

ウ. 平成23年度薬祖神大祭

12月1日（木） 於 広島県薬剤師会館

・例年通り、表彰者の方々をお祝いしたと報告された。

エ. 正・副会長会議

12月5日（月）

・職員の給与等の改定を行ったと報告された。

オ. 財団法人広島県体育協会訪問

12月12日（月） 於 県立総合体育館

・スポーツファーマシストの件と併せて、国体開催県に日本薬剤師会、都道府県薬剤師会が協力することを表明したと報告された。

カ. 故吉矢佑先生を偲ぶ会

12月14日（水） 於 大阪・リーガロイヤル
ホテル

・開局薬剤師として、初めての日本薬剤師会会长であったと報告された。

キ. 日本薬剤師会平成23年度試験検査センター技術研修会

12月15日（木）・16日（金） 於 東京・日薬

・県薬から、検査センターの後藤副センター長が出席した。

・スキルアップのため、機器メーカー3社とで、技術研修を行った。

環境水の中で、タミフルの影響がどの程度あるか、全国で20ポイント程度しかないと、今後、水を採取する部分で、各検査センターに協力を要する通知があると報告された。

ク. 河野徳男氏を偲ぶ会

12月18日（日） 於 リーガロイヤルホテル
広島

・日本体育協会の理事であり、地元の体育協会のまとめ役であったと報告された。

(前田会長、豊見専務理事)

ア. 平成23年度学校環境衛生・薬事衛生研究協議会（資料1）

11月24日（木）・25日（金） 於 長崎ブリックホール

・文部科学省主催。養護教員と学校薬剤師が主に集まり、開かれた会合で、学校、学校薬剤師の発表が2題あった。参加人数は少なかつたが、充実した研究発表であったと報告された。

(豊見専務理事)

ア. 業務分担2及び保険薬局部会担当理事打合会（資料2）

11月21日（月）

・事業執行状況、事業計画、三原支部からのクリーンルーム或いはクリーンベンチに伴う助成金の申請について、協会けんぽとのブラウンバッジ運動について、検討したと報告された。

イ. 県地域防災計画の見直し及び島根原発の防災対策に関する担当者会議（資料3）

11月30日（水） 於 県庁・税務庁舎

・県の防災計画の見直し、スケジュール、検討状況について等、話し合いが行われた。

県の拠点病院の整備と連絡を重要視しており、避難所にできる医療施設も考慮に入れるよう、要望した。他、参加者からは、要介護者、聴覚障害者への対応をどうするのか、検討して欲しいと要望があった。

また、災害時の命令系統の明示、コーディネーターの件についても話を出した。

島根原発に事故があった際は、島根県と連携を取りながら、それに係る準備をしなければならないと報告された。

ウ. スマートライフプロジェクトフェアin広島
12月4日（日） 於 イオンモールソレイユ

・地区は異なるが、広島市薬剤師会に依頼があり、広島支部から3名がお薬相談を行い、相談事例が18件あったと報告された。

エ. 日本薬剤師会平成23年度第9回理事会（資料4）

- 12月13日（火）於 東京・日薬
- ・日本薬剤師会代議員会選挙について、日薬より、日薬雑誌、或いはホームページで、1月6日に告示される。
 - 選挙期日は1月26日であり、所定の用紙及び、経歴書を所属する都道府県薬剤師会に提出する。
 - 受理した薬剤師会は、2月3日までに日薬選挙管理委員会に送致すると報告された。
 - オ. 日本学校薬剤師会臨時理事会（資料5）
12月14日（水）於 日学薬
平成24年4月1日から、日本学校薬剤師会は、日本薬剤師会の学葉部会として活動するという一体化について、日学薬理事会で決議をされ、日薬理事会でも報告された。
会費については、負担金として、日薬が県薬会長宛に請求し、公立の小・中・高校掛ける800円を目指している。
県薬と県学葉の一体化については、各会長との今後の話し合いで決定されるのではないかと報告された。
 - カ. 日本薬剤師会情報システム検討会（資料6）
12月15日（土）於 東京・日薬
・日薬会員カードについて検討しているが、実現は難しい状況にある（新入会者に配布を考えていたが、既存の会員に対しても配布することを検討すると、予算的にICカードの作製は難しい）。
日薬メールマガジンについては、登録数は多いが、実際にメールマガジンを受け取っている数は非常に少ない。今後は、通常使用しているアドレスで受け取れるようになる。
レセプト請求電子化の活用等については、福岡県が作っているNSIPSという規格があり、調剤における全ての規格を福岡県では統一している。これを日薬でメンテナンスしていく方向に依頼があり、日薬がJHISという調剤メーカーを使って、検討していくことを考えている。
NSIPSのロゴを付けることによって、調剤機器同士の余分な費用をかけないというのが目的である。
国のIT戦略については、広島県では、医師会が6億の予算で計画を作成していると報告された。
 - キ. 日本学校薬剤師会中国ブロック会議
12月17日（土）於 八丁堀シャンテ
・中国5県学校薬剤師会の会長・副会長が集まり、日学葉と日薬の一体化の話をされ、5県一致で、賛成されたと報告された。
 - ク. 四師会医療安全共同フォーラム（資料7）
12月18日（日）於 広島医師会館
・広島県医師会、広島県歯科医師会、広島県看護協会、本会（主に、リウマトレックスの処方せんの書き方が間違っているという内容で、豊見専務理事講演）との共同で、医療連携ヒヤリハットをテーマとして、開催された。
今後、お薬手帳の電子版等、検討していく方

向にある。

ヒヤリハット事例収集・分析事業への登録を促したいが、報告方法が難しいため、医師会と別途、報告様式を作成することについても、話をしたと報告された。

【指導】

- ・指導内容についての報告前、豊見専務理事より、次の報告があった。
日本医師会と支払基金との間で、3月審査分より、レセプトの突合点検・縦覧点検（病院と薬局のレセプトが並んで審査される）が始まる。
問題としては、薬が一つ削られると、一包化加算の算定が出来なくなる場合や、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の算定が出来なくなる場合がある。
これにより、支払基金が処方せんを取り寄せて確認するため、薬歴のみに記載しておきだけでは証拠にならず、処方せんの備考欄、或いは調剤録に、医師の指示があるかどうかが重要になる。県薬としても、徹底していくなければならないと報告された。
- ア. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導
11月24日（木）於 広島合同庁舎（政岡・重森各常務理事）
- イ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導
11月25日（金）於 広島合同庁舎（有村・藤山常務理事）
- ウ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導
12月7日（水）於 広島合同庁舎（豊見専務理事、藤山常務理事）
- エ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導
12月8日（木）於 広島合同庁舎（青野・重森各常務理事）
- オ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導
12月14日（水）於 広島合同庁舎（青野・平田各常務理事）
- カ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導
12月15日（木）於 広島合同庁舎（青野・政岡各常務理事）
・新規個別指導、個別指導の内容については、特に変わった内容は無かったと報告された。
(青野常務理事)
- ア. 認定基準薬局制度運営協議会
11月18日（金） 新規0件、更新69件
・更新薬局69件（書類上の不備等あり）を審査したと報告された。
豊見専務理事より、来年度の認定基準薬局は、日薬の基準薬局制度を削除する部分があつても良いのではないかと提案があった。
(有村常務理事)
- ア. (財)介護労働安定センターキャリア形成訪

問指導事業

12月19日（月） 於 特別養護老人ホーム
愛善苑
・庄原市西城町で講演したと報告された。

(谷川常務理事)

ア. 業務分担④担当役員打合会（資料8）

11月28日（月）

・現時点で考えられる、24年度に向けての方針を協議した。

プラウンバッグ運動については、OTCを含めた、全体の薬局での活動であると考えられるため、業務分担4で対応するべきではないか、強いては、薬局グランドデザインへの対応となるのではないかと考え、事業計画に追加した。

全体の事業計画については、1月の常務理事会までに、協議していくと報告された。

イ. 広報委員会

12月7日（水）

12月19日（月）

・最終的に、130ページ前後の原稿を編集したと報告された。

会務報告と行事予定は、別のページに掲載しているため、常務理事会議事要旨から、「その他の行事予定」を削除して欲しいと依頼され、承認された。

ウ. 第3回広島大学OSCE

12月11日（日） 於 広島大学薬学部・模擬薬局

・谷川常務理事、中嶋理事が出席した。

内容については、広島大学薬学部の森川則文教授が県薬会誌1月号（N0.237）に寄稿されており、全員合格であったと報告された。

(二川常務理事)

ア. 日本薬剤師会第2回公益法人制度改革に関する全国実務担当者会議

11月25日（金） 於 東京・日薬

・二川常務理事、石原事務局長が出席した。日本薬剤師会の公益に向けて、代議員選挙について、移行申請に係る諸問題について等、指導を受けた。県薬理事以上に、公益社団法人の広島県版資料（案）を配布しているので、第2章、第4章、第5章、第7章あたりは、特に重要な箇所として、理解しておいて欲しいと報告された。

イ. 公益法人事務打合会

12月5日（月）

・定款（案）を検討したと報告された。

ウ. 平成23年度第8回公益社団法人化特別委員会

12月13日（火）

・日薬で配られた資料を県薬の委員に配布し、チェックを行ったと報告された。

(石原事務局長)

ア. 株広島リビング新聞社来会

12月13日（火）

・プラウンバッグ運動、お薬手帳の推進、ジェネリック医薬品の推進等、シリーズで掲載してはどうかという話があったと報告され、広

告料を支払うのではなく、記事として掲載するのであれば、薬事情報センターで原稿を作成するという対応で良い。今回は有料のため、見送るという結論が出た。

2. その他の委員会等報告事項（豊見専務理事）

(1) 日本薬剤師会職能対策委員会医薬分業検討会

(第2回) (豊見理事出席)

12月2日（金） 於 東京・日薬

(2) 安田女子大学薬学部OSCE

12月4日（日） 於 安田女子大学安東キャンパス

3. 審議事項

(1) 三原支部クリーンベンチ設置に伴う助成金について（豊見専務理事）

・保険薬局部会では、条件（会営薬局であること。周辺支部の会員・実務研修生の研修を受け入れること。補助対象を無菌製剤関係の設備に限ること。補助金額は1/2とすること。）を出して、補助する方向で提案されたが、今後、規則作りも含めて、継続審議とされた。

(2) 災害時医療救護班ベストの購入について（資料9）（豊見専務理事）

・15着、20着で見積もりを取ると決定された。

(3) 薬局等に勤務する登録販売者に対する研修の実施について（資料10）（豊見専務理事）

・業務分担4で対応していくと決定された。

(4) 平成23年度圈域地対協研修会・交流会の参加について（資料11・回覧）（豊見専務理事）

日 時：2月12日（日）12：15～15：40

場 所：呉市文化ホール（呉市中央3-10-1）

交 流 会：16時15分～ 於 呉阪急ホテル
(呉市中央1-1-1)

(5) 広島県立美術館団体割引会員登録について（資料12）（豊見専務理事）

・登録料等、無料。会員登録を行うと決定された。

(6) 医薬品の適正使用に関する啓発用資材の作成について（資料13）（豊見専務理事）

・広島県薬務課から、22万円の予算で、保育園向けのお薬手帳に関するポスター・チラシを作製する際、協力して欲しいと依頼があり、承諾すると決定された。

(7) 「北方領土の日」関連啓発事業の実施について（資料14）（豊見専務理事）

ア. 第28回北方領土返還要求広島県民大会参加人数

日 時：2月2日（木）13：30

場 所：広島県民文化センター

・石原事務局長出席と決定された。

イ. 県民大会当日の街頭啓発参加人数

（昨年度：野村副会長、石原事務局長参加）

(8) 健康ひろしま21推進協議会の委員の推薦について（資料26）（豊見専務理事）

日 時：3月9日（金）18：30～

場 所：県庁 自治会館会議棟（広島市中区基町10-52）

推薦委員：平井紀美恵（現在）

- ・藤山りさ常務理事が就任されると決定された。
(任期：平成23年1月20日～平成25年3月31日)
- (9) 後援、助成及び協力依頼等について（豊見専務理事）
 - ア. 日本ケアマネジメント学会第11回研究大会における後援名義の使用について（資料15）
期 間：7月14日（土）・15日（日）
場 所：広島国際会議場
(初めて)
・承諾すると決定された。
 - イ. 広島大学霞室内管弦楽団2012SpringConcertの後援名義使用について（資料16）
月 日：4月30日（月・祝）
場 所：広島国際会議場 フェニックスホール
(毎年・承諾)
・承諾すると決定された。

4. その他

- (1) 次回常務理事会の開催について（豊見専務理事）
 - 1月19日（木） 18:00～（議事要旨作製責任者【予定】 田口勝英常務理事）
・1月26日（木） 18:00～に変更された。
以下、記載のとおり。
- (2) 日本薬学会中国四国支部役員（幹事）について（資料17）（豊見専務理事）
推薦者：前田泰則 会長
- (3) 広島県医療安全推進協議会委員の推薦について（資料18）（豊見専務理事）
推薦者：松下憲明 副会長
- (4) 広島県医療費適正化計画検討委員会委員の推薦について（資料19）（豊見専務理事）
推薦者：前田泰則 会長
- (5) 中国新聞広告掲載について（資料20）（谷川常務理事）
掲載日：平成24年1月4日（水）
中国新聞朝刊
- (6) 公益社団法人日本薬剤師会会长候補者選挙公示等について（資料21）（前田会長）
- (7) C型慢性肝炎・C型肝炎ウイルスキャリアと診断された皆さまへ 検査・治療は継続しましょうのチラシについて（資料22）（豊見専務理事）
- (8) 「がん検診へ行こうよ」キャラバンのチラシについて（資料23）（豊見専務理事）
1月15日（日） 於 ゆめタウン大竹
- (9) がん検診へ行こうよキャンペーン広島について（ピンバッヂ配布）
- (10) カーポカウント&インスリンポンプセミナー in岡山のチラシについて（資料24）
1月29日（日） 於 きらめきプラザ（岡山市北区南方2-13-1）（豊見専務理事）
- (11) 「ゲートキーパー育成研修会」のポスター等の掲示・配布について（資料25）（豊見専務理事）
2月12日（日） 於 広島市南区民文化センター

◆平成24年1月常務理事会議事要旨

日 時：平成24年1月26日（木） 18:30～20:50
場 所：広島県薬剤師会館4階
出席者：前田会長、大塚・野村・村上各副会長、豊見専務理事、青野・有村・小林・重森・田口・谷川・平田・二川・政岡各常務理事
欠席者：木平・松下各副会長、藤山常務理事
議事要旨作製責任者：田口勝英

1. 報告事項

- (1) 12月定例常務理事会議事要旨（別紙1）
- (2) 諸通知
 - ア. 来・発簡報告（別紙2）
 - イ. 会務報告（〃3）
 - ウ. 会員異動報告（〃4）
- (3) 委員会等報告
 - (前田会長)
 - ア. 平成24年広島県医師会新年互礼会
1月9日（月・祝日） 於 ANAクラウンプラザホテル広島
・例年どおり、議員、四師会の役員が集まつたと報告された。
 - イ. 日薬代議員中国ブロック臨時打合会
1月14日（土） 於 ホテルグランヴィア広島
・各ブロックで人事について、打合せ会を行つたと報告された。
 - ウ. 日本薬剤師会平成23年度第4回都道府県会長協議会（会長会）
1月18日（水） 於 東京・日薬
・議決機関ではないが、日薬の最近の動きについての主な内容を協議。
社会保障についての改革素案、無菌施設の共同利用について、ポイント付与の原則禁止のパブリックコメントの募集について、薬学教育6年制、公益社団法人移行への対応、一般用医薬品の販売制度に係る対応等が協議された。一般用医薬品販売制度定着状況については、3割程度の結果となり、2月18日（土）に日本薬剤師会平成23年度一般用医薬品担当者全国会議（大塚副会長出席）にて、今後の対応について検討する。
生涯基準、生涯学習支援については、e-ラーニングでそれぞれのコンテンツを作るという作業を可能委員会からスタートする。
 - エ. 日薬会館建設については、六本木の建物を確保しているが、狭いため、周辺の土地が購入できるかどうかを視野に入れて動いている。学薬組織については、9月から会議を開催し、1月25日の日本学校薬剤師会全国会長連絡会にて、一体化が決議された。また、2月29日の日本学校薬剤師会全国担当者会議では、全都道府県薬に通知することを含めて会議を開催する。3月には、日本学校薬剤師会総会を開催することを報告された。
 - エ. 日本薬剤師会新年賀詞交歓会
1月18日（水） 於 品川プリンスホテル

- ・藤井もとゆき氏、民主党の議員等が出席されたと報告された。
- (大塚副会長)
- ア. 広島県健康福祉局がん対策課がん対策プロジェクト・チーム担当課長来会
11月18日（金）
 - ・来年度の事業策定、受診率トップを目指す。2月中旬に本格的な事業策定を図ると報告された。
 - イ. 平成23年度広島県老人クラブ大会
11月30日（水）於広島県社会福祉会館
 - ・年1回の開催。不老不死というテーマで講演・体操を指導したと報告された。
 - ウ. 第3回広島国際大学O S C E
1月22日（日）於 広島国際大学吳キャンパス
 - ・無事、終了したと報告された。
 - エ. 検査センター委員会
1月24日（火）
 - ・来年度の予算検討、23年度事業執行状況の報告が行われたと報告された。
 - 一斉検査については、東広島支部（精製水）、広島佐伯・因島支部（セチリジン塩酸塩10mg、ピオグリタゾン塩酸塩15mg）、呉支部（点眼薬）に検体を提出してもらい、検査結果をまとめ、関係支部に報告、県薬会誌3月号No.238に掲載すると報告された。
- (野村副会長)
- ア. 広島県後期高齢者医療広域連合来会
12月19日（月）
 - ・後発医薬品の差額通知の指針について。連合会より、全体35万人から、削減見込額の高い上位1割（薬価の高いジェネリック医薬品を服用）を対象に、減額案内通知を24年の秋頃発送を考えているという内容であったと報告された。
 - イ. 情報センター委員会
12月12日（月）
 - ・23年度の事業執行状況報告、公益社団法人に向けての事業仕分け作業を行ったと報告された。
 - ウ. 平成24年薬事関係者新年互礼会
1月12日（木）於 広島県薬剤師会館
 - ・盛会裡のうち、終了したと報告された。
 - エ. 医療用医薬品卸売業公正取引協議会平成23年度第6回事務委員会（資料1）
1月16日（月）於 オリエンタルホテル広島
 - ・県薬会誌11月号No.236見開きページで会員への周知は行っているが、広島県の便益労務提供状況は、改善されていない。ダンボールの廃棄を業者に依頼することにおいても、産業廃棄物処理法の違法に値することのこと。業者から、再度依頼文書を提出してもらい、県薬会員宛にFAX一斉同報を行うと決定された。
- (村上副会長)
- ア. 社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会
- 第757回 11月18日（金）於 支払基金広島支部
 - 第758回 12月16日（金）於 支払基金広島支部
 - 第759回 1月13日（金）於 支払基金広島支部
 - ・審査に重点が置かれていること、突合・縦覧点検について等の内容だったと報告された。
 - イ. 福山大学O S C E
12月4日（日）於 福山大学
 - ・170名程度の参加があり、全員合格だったと報告された。
 - ウ. 生涯学習支部担当者会議（資料2）
1月20日（金）
 - ・24年4月から実施される、継続的な専門能力開発（CPD）の考え方に基づいた、JPALS（日本薬剤師会の新しい生涯学習支援システム）を説明し、まずはプロフェッショナルスタンダードのレベルアップを目標。支部としては、22・23年度の研修会報告による、区分領域の仕分け、個人の学習能力を高めるeラーニングの斡旋等を行っていただくことを報告された。
 - 詳細については、日本薬剤師会雑誌の1・2月号に掲載。
- (豊見専務理事)
- ア. 日本学校薬剤師会臨時理事会
1月12日（木）於 東京
 - ・平成24年4月1日より正式に、日本薬剤師会と日本学校薬剤師会とが一体化し、日本薬剤師会学校薬剤師部会となることが決議されたと報告された。
 - イ. 日本薬剤師会平成23年度第10回理事会
1月18日（水）於 東京・日薬
 - ・総会に向けた内容、定款について等、討議された。
 - 2月に日薬会長選挙があり、6月の総会で理事を決定する。定員の30名を超えて理事の立候補があった際は、選挙になると報告された。
 - ウ. 日本学校薬剤師会全国会長連絡会
1月25日（水）於 東京・日薬
 - ・47都道府県の理事者が集まり、一体化に関しての説明及び質問を受け付けた。ほぼ全県が賛成であるという感触があった。
 - 2月29日の会議にて説明があるが、4月からは、日本薬剤師会長名で、各都道府県会長宛に学校薬剤師部会の請求が届くが、県薬で徴収するのか、学校薬剤師会で徴収するのかは、各県に一任されると報告された。
 - エ. 中国四国厚生局来会
1月26日（木）
 - ・施設基準の要件を満たしているか、現地調査が実施される。
 - 施設基準に関する掲示物、研修記録等の確認。この調査では、薬歴簿のチェックは行われないと報告された。
- (青野常務理事)
- ア. 広報委員会

- 1月11日（水）
 ・県薬会誌3月号の原稿依頼先を決め、依頼中であると報告された。
- イ. 広島県緩和ケア支援センター平成23年第1回度緩和ケア人材育成検討会（資料3）
 1月20日（金） 於 広島県緩和ケア支援センター
 ・緩和ケア専門研修においては、23年度は定員に比べて受講者が少なかったため、24年度は間口を広げて募集する。在宅ケアチーム研修においては、薬剤師の役割・必要性が理解できたとの声があり、24年度は2日間で5,000円の受講料とすることを報告された。
- （重森常務理事）
 ア. 平成23年度第2回中国・四国ブロックエイズ治療拠点病院連絡協議会
 1月13日（金） 於 広島国際会議場
 ・設立15周年。参加人数120名。報告2題（岡山県・山口県のHIV診療体制の現状について）、特別講演等が行われた。
 詳細については、県薬会誌3月号No.238に掲載すると報告された。
- （田口常務理事）
 ア. 公認スポーツファーマシスト推進委員特別講習会
 11月30日（水） 於 東京・JA共済ビル
 ・午前に特別基礎講習、午後は基礎講習の伝達講習を受けたと報告された。
- イ. 2011年ドーピング防止研修会及びスポーツファーマシスト実務講習会打合会
 12月15日（木）
 ・今後のスポーツファーマシストの活用方法について、検討していく方向であると報告された。
- ウ. 日本薬剤師会薬学教育に関する特別委員会実習受入体制整備検討会・実習指導体制整備検討会（合同）
 12月16日（金） 於 全国町村会館
 ・実習中止事例に関するアンケート調査結果の評価、今後の活用方法について検討し、ワーキングを組むことになった。事例結果をまとめ、実務実習のオリエンテーションの際に、使用する学生用パワーポイントの作成中。
 1月23日（月） 於 東京・日薬
 ・全国会議の次第・内容等を検討したと報告された。
- エ. 日本薬剤師会議事運営委員会
 12月21日（水） 於 東京・日薬
 1月19日（木） 於 東京・日薬
 ・代議員会の議事運営規定を見直し、代議員会で承認をもらう形であると報告された。
- オ. 2011度ドーピング防止研修会
 1月22日（日） 於 広島県薬剤師会館
 参加者66名
 ・一般会員を対象に研修会を行ったと報告された。
- カ. 平成23年度スポーツファーマシスト実務講習会
- 1月22日（日） 於 広島県薬剤師会館
 出席者63名（68名申込）
 ・ドーピング防止研修会後に行われたと報告された。
- キ. 広島県薬剤師研修協議会
 1月25日（水）
 ・来年度の事業計画を検討され、基本的には同じ内容であるが、追加事業として、未就業薬剤師を対象とした就業支援の研修会開催を検討。年3回の中国新聞広告への研修会案内を同時掲載する。JPALSへの協力をを行うと報告された。
- （平田常務理事）
 ア. 広島県医療審議会保健医療計画部会
 1月19日（木） 於 県庁・北館
 ・「医療計画の見直しについて」
 1. 二次医療圏の設定について 2. PDCAサイクルの推進について 3. 在宅医療に係わる医療体制の充実・強化について 4. 精神疾患の医療体制の構築について 5. 医療従事者の確保に関する事項について 6. 災害時における医療体制の見直しについて
 「平成23年度医療機能調査の実施について」
 毎年行われている調査であり、本年度は、調査対象に訪問看護ステーションが加わり、調査項目に在宅精神医療・認知症が加わった。集計結果は、3月中旬に報告される。
 「保健医療計画に基づく疾病事業ごとの医療連携体制」
 今回は、肝臓がんについての内容であったと報告された。
- （二川常務理事）
 ア. 公益法人制度改革に係る研修会
 第1回 12月26日（月）
 第2回 1月16日（月）
 ・辻・本郷税理士法人に依頼し、公益法人並びに一般社団法人の仕組み等の研修を行い、呉支部・福山支部の担当者が出席されたと報告された。
- イ. 公益社団法人化特別委員会打合会
 1月23日（月）
- ウ. 平成23年度第9回公益社団法人化特別委員会
 1月26日（木）
 ・2月18日の支部長・理事合同会議、3月20日の県薬代議員会に向けての資料作り。
 予定としては、24年度の夏頃までに申請書類を提出し、25年度の4月1日から公益社団法人として登記。今後は、コンサルタントに依頼するため、見積もりを確認中であると報告された。
- （谷川常務理事）
 ・現在使用しているミロクソフトを使いながら対応できるのか、全く新しいシステムに変更するのかを確認しておかなければならない。今後、2業者に依頼しなければならない状況は避けるよう注意し、業者を選択しなければならないと報告された。
- （指導）

- ア. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導
12月1日（木）於 広島合同庁舎
(大塚副会長)
- イ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導
1月12日（木）於 広島合同庁舎
(有村常務理事)
- ウ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導
1月19日（木）於 広島合同庁舎
(村上副会長)
- エ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の集団指導
1月22日（日）於 広島市西区民文化センター（立会なし）
- オ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導
1月26日（木）於 広島合同庁舎
(野村副会長、青野常務理事)
- ・薬剤服用歴管理指導料について、その都度、記入せず算定している薬局。
 - 施設基準の算定に係る掲示物が無い薬局。
 - 日薬作成の医薬品の安全使用のための作業手順書を加工せず、そのまま使用している薬局。
 - 領収証の様式が間違っている（必要項目が足りない）薬局。
 - 調剤済印が全て管理薬剤師名で押印されている薬局。
 - 医師の指示であっても、理由の無い一包化加算の算定は不可。
 - 特定薬剤師管理指導加算の算定をしていない薬局、指導内容が不足している薬局。
 - 等の指摘があった。
 - また、指導日程について、一人薬剤師で営業している薬局の指導について、考慮して組んで欲しいと薬局からの要望があったと報告された。

2. 審議事項

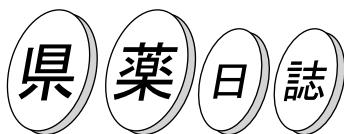
- (1) 平成24年度事業計画（案）及び收支予算（案）について（資料4）（野村副会長）
・予算（案）について、2月16日の常務理事会までに作成すること。
- (2) 支部長・理事合同会議の提出議題について（野村副会長）
2月18日（土） 15：00～
【2月14日（火）締切】
- (3) 全体理事会の提出議題について（野村副会長）
2月18日（土） 16：30～
【2月14日（火）締切】
・提出議題について、各理事、各支部長は、2月14日までに提出すること。
- (4) 日本薬剤師会平成23年度全国学校薬剤師合同連絡会議の出席について（資料5）
日 時：2月29日（水）
13：30～16：50（野村副会長）

- 場 所：都市センターホテル（3階 コスマスホール）
懇親会：同日 17：00～19：00
(5階 オリオン)
・県薬からは村上副会長が出席することとなった。
- (5) 平成23年度広島県合同輸血療法研修会の広報について（資料6）（野村副会長）
日 時：3月10日（土） 15：00～18：00
場 所：広島鯉城会館 5階 サファイヤ
・本件、広島県地域保健対策協議会医薬品の適正使用検討特別委員会講演会、第23回広島プライマリ・ケア研修会、独立行政法人国立病院機構呉医療センター・中国がんセンター市民公開講座2012を時系列にし、FAX一斉同報、研修カレンダー、県薬会誌だよりに掲載して、会員に周知することとなった。
- (6) 後援、助成及び協力依頼等について（野村副会長）
ア. 第23回西日本医科学学生オーケストラの後援について（資料7）
月 日：3月24日（土）
場 所：広島市文化交流会館 大ホール
(2007年・承諾：資料最終ページ)
・承諾することとなった。

4. その他

- (1) 次回常務理事会の開催について（野村副会長）
2月16日（木） 午後6時～
・議事要旨作製責任者は、藤山りさ常務理事となった。
- (2) 日本薬剤師会平成23年度一般用医薬品担当者全国会議の出席について（資料8）（野村副会長）
日 時：2月18日（土） 13：00～16：30
場 所：スタンダード会議室301新橋Museum
・大塚副会長が出席することとなった。
- (3) プライマリ・ケア認定薬剤師短期集中研修会の共催について（資料9）（野村副会長）
2月11日（土）・12日（日） 于 福山大学
社会大学連携研究推進センター
・共催承諾済み
- (4) 広島県立美術館団体割引の県薬会誌掲載について（資料10）（野村副会長）
・詳細については、県薬会誌3月号に掲載。
割引対象となる展覧会においては、美術館受付にて、登録番号（110068）と団体名（社団法人広島県薬剤師会）を伝えると、1割引。
- (5) 広島県受動喫煙防止推進シンポジウムのチラシについて（資料11）（野村副会長）
2月18日（土） 于 中国新聞ホール
・資料のとおり。
- (6) 広島県地域保健対策協議会医薬品の適正使用検討特別委員会講演会のチラシについて（資料12）（野村副会長）
2月23日（木） 于 広島医師会館
(7) 第23回広島プライマリ・ケア研修会のチラシ

- について（資料13）（野村副会長）
3月1日（木）於 広島医師会館
- (8) 独立行政法人国立病院機構呉医療センター・中国がんセンター市民公開講座2012のチラシについて（資料14）（野村副会長）
3月4日（日）於 呉文化ホール
· 2. 審議事項（5）と同様。
- (9) 北方領土返還要求運動広島県民会議のチラシについて（資料15）（野村副会長）
· 第28回北方領土返還要求広島県民大会について、石原事務局長が出席することとなった。
- (10) J C B 法人カードの案内について（資料16）（豊見専務理事）
· 県薬会誌3月号発送時に、有料で同封することとなった。
- (11) 職員給与の改定について（資料17）（野村副会長）
· 資料のとおり。
(豊見専務理事)
· 在宅療養推進アクションプラン進捗状況調査結果について、各支部より提出されたデータから、さらに応需薬局登録のある薬局に絞り、県薬ホームページに広島県在宅医療対応薬局として掲載する。
各支部で取りまとめられた在宅訪問が可能な薬局リストについては、支部で活用・広報していただきたい。この件に関しては、2月18日の支部長・理事合同会の議題に上げることとする。



日付		行事内容
2011年 12月21日	水	· 日本薬剤師会議事運営委員会 (東京) · 常務理事会
26日	月	公益法人制度改革に係る研修会
27日	火	広島県健康福祉局こども家庭課来会
2012年 1月9日	月	平成24年広島県医師会新年互礼会（A N A クラウンプラザホテル広島）
10日	火	日本薬剤師会常務理事打合会 (東京)
11日	水	広報委員会
12日	木	· 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導（広島合同庁舎） · 平成24年薬事関係者新年互礼会
13日	金	· 平成23年度 第2回中国・四国ブロックエイズ治療拠点病院連絡協議会（広島国際会議場） · 第759回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会（支払基金広島支部）

日付		行事内容
14日	土	日薬代議員中国ブロック臨時打合会（ホテルグランヴィア広島）
15日	日	第3回広島国際大学O S C E直前講習会&直前S P講習会（広島国際大学呉キャンパス）
16日	月	· 医療用医薬品卸売業公正取引協議会平成23年度第6回事務委員会（オリエンタルホテル広島） · 第2回公益法人制度改革に係る研修会
17日	火	日本薬剤師会常務理事打合会（東京）
18日	水	· 日本薬剤師会平成23年度第10回理事会（東京） · 日本薬剤師会平成23年度第4回都道府県会長協議会（会長会）（東京） · 日本薬剤師会新年賀詞交歓会（東京）
19日	木	· 日本薬剤師会議事運営委員会（東京） · 広島県医療審議会保健医療計画部会（県庁・北館）

日付		行事内容
19日	木	<ul style="list-style-type: none"> ・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導（広島合同庁舎） ・第3回広島国際大学OSCE直前講習会＆直前S P講習会（広島国際大学呉キャンパス）
20日	金	<ul style="list-style-type: none"> ・広島県緩和ケア支援センター平成23年第1回度緩和ケア人材育成検討会（広島県緩和ケア支援センター） ・生涯学習支部担当者会議
22日	日	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回広島国際大学OSCE（広島国際大学呉キャンパス） ・2011年ドーピング防止研修会 ・平成23年度スポーツファーマシスト実務講習会 ・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の集団指導（広島市西区民文化センター）
23日	月	<ul style="list-style-type: none"> ・日本薬剤師会薬学教育に関する特別委員会実習受入体制整備検討会・実習指導体制整備検討会（合同）（東京） ・常務理事会打合会 ・公益社団法人化特別委員会打合会
24日	火	<ul style="list-style-type: none"> ・日本薬剤師会常務理事打合会（東京） ・検査センター委員会
25日	水	広島県薬剤師研修協議会
26日	木	<ul style="list-style-type: none"> ・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導（広島合同庁舎） ・中国四国厚生局来会 ・平成23年度第9回公益社団法人化特別委員会 ・常務理事会
27日	金	<ul style="list-style-type: none"> ・日本薬剤師会平成23年度薬剤師会薬事情報センター実務担当者研修会（東京） ・広島県健康福祉局長来会
31日	火	<ul style="list-style-type: none"> ・広島県食品生活衛生課訪問（県庁） ・日本薬剤師会常務理事打合会（東京）

日付		行事内容
31日	火	<ul style="list-style-type: none"> ・業務分担①（地対協WG）担当役員打合会
2月1日	水	広島県農業協同組合中央会TPP対策担当者養成研修会（JAビル）
2日	木	<ul style="list-style-type: none"> ・広島県健康福祉局薬務課長来会 ・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導（広島合同庁舎） ・第28回北方領土返還要求広島県民大会（広島県民文化センター） ・広島県総務局総合特区プロジェクトチーム来会 ・広島県健康福祉局医務課来会 ・大洋薬品工業㈱来会
3日	金	<ul style="list-style-type: none"> ・公益社団法人化特別委員会打合会 ・広島県歯科医師会訪問（広島県歯科医師会館）
4・5日		日薬代議員中国ブロック会議（岡山）
5日	日	日本薬剤師会平成23年度全国職能対策実務担当者会議（東京）
6日	月	平成23年度第3回広島県医療審議会（県庁・北館）
7日	火	<ul style="list-style-type: none"> ・日本薬剤師会常務理事打合会（東京） ・平成23年度第2回広島県保険者協議会（国保会館） ・辻・本郷税理士法人訪問（東京）
8日	水	<ul style="list-style-type: none"> ・野村證券㈱公益法人制度改革『新法人移行後の運営』セミナー（野村證券㈱広島支店） ・ピンクリボンキャンペーンin広島実行委員会（本通ドムス）
9日	木	<ul style="list-style-type: none"> ・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導（広島合同庁舎） ・選挙管理委員会

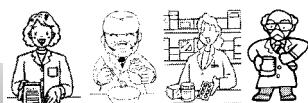
日付		行事内容
10日	金	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度広島県薬務課事業説明会 ・広島県健康福祉局長来会 ・広報委員会
11日	土	<ul style="list-style-type: none"> ・日本薬剤師会平成23年度薬局実務実習担当者全国会議(慶應義塾大学芝共立キャンパス) ・行政支部及び広島県薬学技術職員協会研修会(ホテル広島ガーデンパレス)
11・12日		プライマリ・ケア認定薬剤師短期集中研修会(福山大学社会連携研究推進センター)
12日	日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度 圏域地対協研修会(終了後、懇親会 会場:呉阪急ホテル)(呉市文化ホール) ・ゲートキーパー育成研修会(広島市南区民文化センター)
13日	月	<ul style="list-style-type: none"> ・全国公益法人協会中国地区2ヶ月期公益一般法人定例講座(広島国際会議場) ・常務理事会打合会 ・予算等打合会

日付		行事内容
14日	火	日本薬剤師会常務理事打合会(東京)
16日	木	<ul style="list-style-type: none"> ・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の集団的個別指導(広島合同庁舎) ・常務理事会
17日	金	<ul style="list-style-type: none"> ・第760回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会(支払基金広島支部) ・広報委員会
18日	土	<ul style="list-style-type: none"> ・日本薬剤師会平成23年度一般用医薬品担当者全国会議(東京) ・支部長・理事合同会議 ・全体理事会
19日	日	<ul style="list-style-type: none"> ・認定基準薬局新規申請及び更新薬局、保険薬局指定申請薬局との共同研修会 ・第4回 安佐薬剤師会学術大会(安田女子大学) ・日本薬剤師会平成23年度生涯学習担当者全国会議(第2回)(東京)

行事予定（平成24年3月）

- 3月1日(木) 第23回広島プライマリ・ケア研修会(広島医師会館)
- 3月3日(土)
3月4日(日) } 第97回薬剤師国家試験
- 3月5日(月) 広島県緩和ケア支援センター平成23年度第2回緩和ケア人材育成検討会
(広島県緩和ケア支援センター)
- 3月6日(火) 日本薬剤師会常務理事打合会(東京)
- 3月7日(水) 日本薬剤師会平成23年度介護保険・在宅医療等担当者全国会議(東京)
// 広島大学薬学部・大学院医歯薬学総合研究科 卒業・修了記念パーティー
(ANAクラウンプラザホテル広島)
- 3月8日(木) 日本薬剤師会平成24年度調剤報酬改定等説明会(東京)
- 3月9日(金) 健康ひろしま21推進協議会(県庁)
- 3月10日(土) 選挙管理委員会
// 平成23年度広島県合同輸血療法研修会(鯉城会館)
- 3月13日(火) 日本薬剤師会常務理事打合会(東京)
// 日本薬剤師会平成23年度第12回理事会(東京)
- 3月15日(木) 常務理事会
- 3月16日(金) 日本薬剤師会職能対策委員会医薬分業検討会(第3回) (東京)
// 日本薬剤師会平成23年度医薬分業指導者協議会(東京)
- 3月17日(土) 第7回広島胃瘻と経腸栄養療法研究会(広島国際会議場)
// 中国・四国地区薬剤師会薬局実習受入調整機関評議員会・運営委員会
合同会議(岡山)
- 3月20日(火) 第41回広島県薬剤師会代議員会
- 3月21日(水) 平成23年度広島県医療費適正化計画検討委員会(県庁)
// (財) 介護労働安定センター平成23年度キャリア形成訪問指導事業(東広島
地区医師会ヘルパーステーション)
// 広島県がん対策推進協議会(県庁)
// 第1回禁煙支援認定委員会
- 3月23日(金) 認定基準薬局制度運営協議会
- 3月24日(土) 平成24年度調剤報酬改定等説明会(東部) (ふくやま芸術文化ホールリーデ
ンローズ)
- 3月25日(日) 平成24年度調剤報酬改定等説明会(西部) (中国新聞ホール)
- 3月27日(火) 日本薬剤師会常務理事打合会(東京)
- 3月28日(水) ピンクリボンキャンペーン in 広島実行委員会(本通ドムス)
- 3月29日(木) 平成23年度第2回広島県地域保健対策協議会定例理事会(広島医師会館)

会員紹介 ⑦1



広島支部

おお た な お
太 田 奈 織

出産を経て職場復帰しました。一歳の息子は私の真似が得意で、お化粧する真似をしたり、帽子を被って鏡に写った自分を見て「可愛い～」と言っています（笑）そんな息子の服のコーディネートを私も楽しんでいます。



広島支部

おか の なる ひろ
岡 野 成 洋

昨年の11月に引っ越して、広島に帰ってきました。と言っても、地元は因島ですが…。広島に知り合いが少ないので仲良くしてやって下さい。薬剤師としては、仮免路上教習中ですが、皆様どうぞよろしくお願いします。

広島支部

ひ の はら あや み
日野原 綾 美

12月より入会致しました。知識の習得だけでなく、それを患者さまのニーズに合わせてお伝えできるよう日々勉強中です。今ハマッているのは韓国料理、趣味は旅行、ゴルフ観賞（広島出身谷原選手に頑張って欲しい）です。

安佐支部

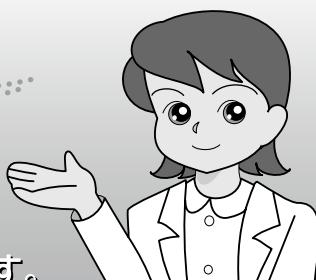
つね おか み こと
常岡 実琴

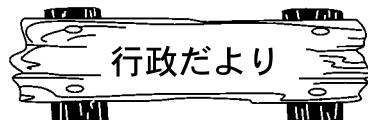
はじめまして。小4と年中の2児の母です。この時期、下の子はカゼ→中耳炎、蓄膿のくり返しで、薬局の皆さんとの暖かいフォローをいただきつつ頑張っています。

どうぞよろしくお願い致します。

原稿募集中

「会員紹介」への投稿をお待ちしております。





平成24年1月27日

社団法人広島県薬剤師会会长様

広島県健康福祉局長
 〒730-8511 広島市中区基町10-52
 薬務課

各 $\begin{cases} \text{都道府県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特別区} \end{cases}$ 衛生主管部（局）長 殿

薬食総発0119第1号
 薬食監麻発0119第2号
 平成24年1月19日

**平成22年度一般用医薬品販売制度定着状況
調査結果の送付及び自己点検の実施について
(通知)**

このことについて、平成24年1月19日付で厚生労働省医薬食品局総務課長及び同局監視指導・麻薬対策課長から別紙のとおり通知がありました。

今回の調査結果では、新たな一般医薬品販売制度の定着が十分でない状況が示されています。

については、通知中別添2に示された自己点検表を参考に、薬局、店舗等における制度の遵守状況の自己点検を実施し、より一層の制度の遵守徹底を図るよう貴会会員へ周知をお願いします。

調査結果報告書は、厚生労働省ホームページを参照してください。

掲載ページ：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/ippanyou/>

担当：薬事グループ
 電話 無線7-99-3222
 (担当者 岡田)

厚生労働省医薬食品局総務課長
 厚生労働省医薬食品監視指導・麻薬対策課長

**平成22年度一般用医薬品販売制度定着状況
調査結果の送付及び監視指導の強化について**

平素より厚生労働行政にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、平成21年6月に施行された改正薬事法の趣旨を踏まえ、新たな販売制度の実効性を確保するため、一般消費者の立場から制度の定着状況を点検・調査する「平成22年度一般用医薬品販売制度定着状況調査」を実施し、このほど、当該調査の結果報告書がまとまりましたので、別添1のとおり送付いたします。

今回の調査結果では、第1類医薬品に関する説明の際に文書を用いていない事例が多い、郵便等販売により離島居住者・継続使用者以外の者に第2類医薬品を販売している事例が多いなど、制度の定着が十分でない状況が示されています。つきましては、今回の調査で定着が不十分であった事項等を中心に監視指導の強化を行い、再三の指導に対して改善がなされない場合等であって、必要な場合には改善命令等の措置を講じるなど、より一層の制度の遵守徹底を図るようお願いいたします。

なお、別添2より、関係団体の長宛てに、薬局・店舗等において制度の遵守状況を自己点検するよう通知を発出しています。貴管下業者への立入検査時などの監視指導で、薬局、店舗等におけ

る自己点検状況の確認も併せて行っていただきますようお願いいたします。

【別添2】

薬食総発0119第1号
薬食監麻発0119第2号
平成24年1月19日

各団体の長

厚生労働省医薬食品局総務課長

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長

平成22年度一般用医薬品販売制度定着状況調査結果の送付及び自己点検の実施について

平素より厚生労働行政にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、平成21年6月に施行された改正薬事法の趣旨を踏まえ、新たな販売制度の実効

性を確保するため、一般消費者の立場から制度の定着状況を点検・調査する「平成22年度一般用医薬品販売制度定着状況調査」を実施し、このほど当該調査の結果報告書がまとまりましたので、別添1のとおり送付いたします。

また、今回の調査結果では、第1類医薬品に関する説明の際に文書を用いていない事例が多い、郵便等販売により離島居住者・継続使用者以外の者に第2医薬品を販売している事例が多いなど、制度の定着が十分でない状況が示されています。つきましては、別添2の自己点検表を参考に、薬局開設者、店舗販売業者等は、薬局、店舗等の管理者に、当該薬局、店舗等における制度の遵守状況を自己点検させるなど、より一層の制度の遵守徹底を図るようお願いいたします。

なお、別添写しのとおり、各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部（局）長宛てに通知し、監視指導の強化及び各業者の自己点検状況の確認を依頼しています。

販売制度の基本チェックリスト（薬局又は店舗販売業）（例）

チェック項目	チェック内容	チェック欄（週間点検表）						
陳列	<ul style="list-style-type: none"> ・第1類医薬品は購入者等の手の届かない場所に陳列している。 ・第1類、第2類、第3類医薬品をリスク分類別に区分陳列している。 	/	/	/	/	/	/	
掲示	<ul style="list-style-type: none"> ・「薬局（店舗販売業）の管理及び運営に関する事項」を店内の見やすい場所に掲示している。 ・「一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項」を店内の見やすい場所に掲示している。 							
名札	・名札を着用し、薬剤師、登録販売者、一般従事者の区別をしている。							
情報提供	・第1類医薬品は薬剤師が「書面を用いて」情報提供している。							
	・第2類医薬品は、薬剤師又は登録販売業者が必要な情報提供を行っている。							
	・購入者等の相談に対して、第1類医薬品は薬剤師が、第2類・第3類医薬品は薬剤師又は登録販売業者が応需している。							

特定計量器（はかり）の定期検査について

◎ 業務に使用している『はかり』は必ず定期検査を受けましょう！

業務で「取引・証明」に使用する『はかり』は、計量法第19条第1項により2年に1度の定期検査を受検する必要があります。この定期検査を受検しないで『はかり』を「取引・証明」に使用すると、計量法違反（50万円以下の罰金）として処罰されることがあります。

広島県及び広島市・呉市・福山市では、社団法人広島県計量協会に『はかり』の定期検査を委託しています。

※広島市・呉市・福山市にある『はかり』は、各市で検査しており、その他の県内の市町の『はかり』は広島県が検査します。

薬局で『はかり』を「取引・証明」に使用している場合、必ず定期検査を受検してください。

ただし、県または各市に届出をしている計量士による検査を受け、使用者がその証明書を添えて県または各市に届出た『はかり』についてはこの検査が免除されます。（計量士による代検査制度）

また、新規購入した『はかり』については一定期間、定期検査が免除される場合があります。

公的機関（社団法人広島県計量協会）の検査と計量士による代検査の違い

	公的機関の検査	計量士による代検査
検査場所	各市町に設置した会場（集合検査）または、はかりの設置場所	はかりの設置場所
検査手数料	手数料条例に定める額	各計量士が定める額
検査通知方法	はがきにて通知	応相談
土日・祝日の検査	なし	応相談
検査期間	各地域毎に定めた期間	公的機関が検査を行う日の1年前から1ヶ月前までの期間
検査時間	各会場毎に定めた時間	応相談

◎定期検査についてのお問い合わせ先

機関名	郵便番号	住所	電話番号
広島県商工労働局産業政策課	730-8511	広島市中区基町10-52	082-513-3336
広島市計量検査所	730-0052	広島市中区千田町3-8-38	082-242-4068
呉市産業部商工振興課	737-8509	呉市中央6-2-9	0823-25-3815
福山市消費生活センター	720-8501	福山市東桜町3-5	084-928-1188
社団法人広島県計量協会	734-0034	広島市南区丹那町4-12	082-255-7386

計量士についてお問い合わせ先

広島県計量士会	734-0034	広島市南区丹那町4-12	082-255-7386
---------	----------	--------------	--------------

日 薬 業 発 第 4 0 2 号
平成 23 年 12 月 28 日

都道府県薬剤師会会长 殿

日本薬剤師会
会長 児玉 孝

薬剤師（大学6年制卒）の国家公務員初任給改正について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本会は標記の件について、薬剤師職能に対する国における評価の向上という観点から、これまで関係方面に要請してきたところですが、本年12月28日付で人事院規則の改正が行われ、「医療職俸給表（二）初任給基準表」中の「薬剤師（大学卒）：2級1号俸」が、「薬剤師（大学6卒）：2級15号俸」に改められました（別添官報参照）。同規則の改正は平成24年2月1日から施行されますので取り急ぎ、お知らせいたします。

つきましては、貴会会員にご周知賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本薬剤師会および日本病院薬剤師会と合同で、1月6日に共同記者会見を開催し、共同声明の発表を行う予定であることを申し添えます。

5 平成 23 年 12 月 28 日 水曜日 官 報 (号外第 285 号)

船員	高 校 卒	1級1号俸
航空機操縦士	海上保安大学校専攻科修了	1級24号俸
海上保安官	海上保安学校本科の修業年限2年の課程卒	1級11号俸
海上保安官	海上保安学校本科の修業年限1年の課程卒	1級7号俸
別表第1の公務職俸給表】初任給基準表の趣意解釈「博士「この表」の次に「又は第4項の表」や、同表の備考に次の二項を記載する。		
3 試験欄の「専門職(大卒二群)」の区分の適用を受ける者のうち、法務省専門職員(人間科学鑑別所において資質の鑑別に関する職務に從事するもの(大学院において心理学を専攻し、修士課程修了以上の学歴免許等の資格を有するものに限る。))については、この表の初任給欄の値が「1級22号俸」と定められているものとして取り扱うものとする。		
4 平成24年2月1日前に告知されないと採用試験の結果に基づいて職員となつた者には、次の表を適用する。		
試験	学歴免許等	初任給
I 種		2級1号俸
II 種		1級21号俸
III 種		1級1号俸
A 種		1級22号俸
B 種		1級11号俸
別表第1の公務職俸給表初任給基準表の表を次のよひに読み		
試験	学歴免許等	初任給
総合職(院卒)		2級5号俸
総合職(大卒)		2級5号俸
一般職(大卒)		1級25号俸
一般職(高卒)		1級5号俸
専門職(大卒一群)		2級2号俸
専門職(大卒二群)		1級25号俸
専門職(高卒)		1級5号俸
博士課程修了(大学6卒後のものに限る。)	2級37号俸	
博士課程修了	2級33号俸	

□ 医療職俸給表(二)

職員の区分 号	職務の級 俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		俸給月額							
	1	円 140,300	円 178,200	円 213,600	円 241,900	円 279,700	円 328,700	円 375,200	円 442,800
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900	330,800	377,900	445,400
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100	333,000	380,600	448,000
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300	335,200	383,300	450,600
	5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500	337,400	385,900	453,200
	6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700	339,600	388,600	455,800
	7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900	341,800	391,300	458,400
	8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100	344,000	394,000	461,000
	9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200	346,000	396,200	463,500
	10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400	348,200	398,500	466,000
	11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600	350,400	400,700	468,600
	12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800	352,600	403,000	471,200
	13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100	354,400	405,100	473,700
	14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200	356,400	407,100	475,200
	15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300	358,400	409,200	476,600
	16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400	360,400	411,400	478,100
	17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,800	362,400	413,300	479,700
	18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700	364,500	415,300	481,200
	19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800	366,500	417,400	482,700
	20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900	368,600	419,500	484,200
	21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100	370,500	421,300	485,700
	22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100	372,600	422,900	487,200
	23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100	374,700	424,500	488,700
	24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100	376,800	426,100	490,200
	25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100	378,300	427,600	491,800
	26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100	380,100	428,900	493,300
	27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100	381,900	430,200	494,800
	28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100	383,700	431,500	496,300
再任用職員以外の職員	29	186,800	223,400	259,200	290,600	338,900	385,500	432,900	497,900
	30	188,100	225,100	261,000	292,500	340,700	387,000	434,200	499,100
	31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,500	388,700	435,500	500,300
	32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,300	390,400	436,700	501,500
	33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,100	391,900	437,900	502,800
	34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,000	393,200	439,200	503,800
	35	194,900	233,200	269,700	301,700	349,900	394,500	440,500	504,800
	36	196,300	234,800	271,500	303,500	351,800	395,800	441,800	505,800
	37	197,500	236,400	273,200	305,200	353,600	396,900	443,100	506,800
	38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,300	398,100	443,900	
	39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,000	399,200	444,700	
	40	201,400	241,200	278,300	310,300	358,700	400,400	445,500	
	41	202,600	242,700	280,000	312,100	359,900	401,200	446,100	
	42	203,800	244,200	281,700	313,800	361,100	402,000	446,900	
	43	205,000	245,700	283,400	315,500	362,300	402,800	447,700	
	44	206,200	247,200	285,100	317,200	363,500	403,600	448,500	
	45	207,500	248,600	286,800	318,500	364,700	404,100	449,100	
	46	208,600	250,200	288,500	320,000	365,600	404,800	449,900	
	47	209,700	251,800	290,200	321,500	366,800	405,500	450,700	
	48	210,800	253,400	291,900	323,100	367,900	406,200	451,500	
	49	211,900	255,000	293,400	324,600	369,000	407,000	452,100	
	50	212,900	256,400	295,000	325,900	370,000	407,700	452,900	
	51	213,900	257,800	296,600	327,200	371,000	408,400	453,700	
	52	214,900	259,200	298,200	328,500	372,000	409,100	454,500	
	53	215,700	260,500	299,600	329,600	372,800	409,700	455,100	
	54	216,700	261,900	301,100	330,600	373,700	410,400		
	55	217,600	263,300	302,600	331,700	374,600	411,100		
	56	218,600	264,700	304,100	332,800	375,500	411,800		
	57	219,500	265,800	305,500	333,300	376,100	412,400		
	58	220,400	267,100	306,800	334,200	376,900	413,100		
	59	221,300	268,400	308,100	335,000	377,700	413,800		
	60	222,200	269,700	309,500	335,900	378,500	414,500		

第63巻 第11号 平成23年11月1日

61	223,200	270,800	310,800	336,700	379,000	414,800			
62	224,200	272,100	312,100	337,100	379,700	415,400			
63	225,200	273,400	313,400	337,800	380,400	416,100			
64	226,300	274,700	314,700	338,500	381,100	416,800			
65	227,000	275,900	316,100	339,100	381,700	417,300			
66	227,900	277,000	316,900	339,800	382,400				
67	228,800	278,100	317,700	340,500	383,100				
68	229,700	279,200	318,500	341,200	383,800				
69	230,400	280,300	319,100	341,900	384,300				
70	231,100	281,400	319,800	342,500	384,900				
71	231,800	282,500	320,500	343,100	385,500				
72	232,500	283,600	321,100	343,700	386,100				
73	233,300	284,500	321,900	344,000	386,700				
74	234,100	285,200	322,200	344,600	387,300				
75	234,900	285,900	322,800	345,200	387,900				
76	235,700	286,700	323,400	345,800	388,500				
77	236,300	287,500	324,000	346,300	389,000				
78	236,900	288,100	324,500	346,800	389,600				
79	237,500	288,700	325,000	347,300	390,200				
80	238,100	289,300	325,500	347,800	390,800				
81	238,600	290,000	326,100	348,200	391,500				
82	239,000	290,500	326,600	348,600	392,100				
83	239,400	291,000	327,100	349,000	392,700				
84	239,800	291,500	327,600	349,400	393,300				
85	240,300	291,700	328,100	349,900	394,000				
86		291,900	328,500	350,300					
87		292,100	328,800	350,700					
88		292,300	329,200	351,100					
89		292,700	329,600	351,500					
90		292,900	330,000	351,900					
91		293,100	330,400	352,300					
92		293,300	330,800	352,600					
93		293,700	331,300	353,000					
94		293,900	331,600	353,400					
95		294,100	332,000	353,800					
96		294,400	332,400	354,100					
97		294,800	332,600	354,600					
98		295,100	333,000	355,000					
99		295,400	333,400	355,400					
100		295,700	333,800	355,800					
101		296,000	334,000	356,300					
102		296,300	334,400	356,700					
103		296,600	334,800	357,100					
104		296,900	335,000	357,500					
105		297,200	335,100	358,000					
106			335,500						
107			335,900						
108			336,300						
109			336,500						
110			336,900						
111			337,300						
112			337,700						
113			337,900						
再任用職員		186,800	213,500	245,700	259,300	285,500	327,000	370,000	432,700

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

支部だより

尾道支部／三原支部



〈尾道支部〉

おのみち市民健康まつりに参加して

理事 下田 篤子



平成23年11月13日第29回「おのみち市民健康まつり」が尾道市総合福祉センターにて、開催されました。

尾道・因島薬剤師会では、「身近な薬草展」「たばこの健康被害」「メタボリックシンドロームと体脂肪測定」「ジェネリックについてのアンケート」と各コーナーを設置して、各種のパンフレット配布と説明をし、パネル掲示、体組成計による体脂肪測定をしました。

薬草展では葛根湯と分心気飲を試飲して皆さんに味わってもらいました。一番人気は体脂肪測定で、列をなして順番を待っておられました。ご自身の数値を標準値と比較して薬剤師が説明をし、これからのお食生活の改善や、適切な運動のパンフレットを配布しました。

アンケートでは「ジェネリック医薬品について」聞きました。340人に回答して頂きました。知っている・聞いたことある294人、ジェネリック服用中205人、ジェネリックを使ってみても良い262人、薬局で勧められた75人、効果・味・副作用変わらない各約200人、薬代安い206人という結果になりました。アンケートの年齢・性別は女性259人、男性77人、50代～70代が殆どで250人です。

アンケートの結果より、薬局で勧められた人が少ないことが残念ですが、知っている人が多く、また関心が高いことがよくわかりました。今後薬局でしっかり勧めていくよう努力していきたいものです。

今年も、事前準備、前日の会場設営、当日の当

番と、大勢の方に協力して頂きました。因島薬剤師会の方、薬局実務実習生にも参加して頂き、体脂肪計の機械操作、アンケート、薬草パンフレット配布等を手伝って頂きました。有難うございました。

市民の皆様と健康まつりを通して触れ合い、健康維持に少しでも役立ててもらえば良いと思います。これからも地域医療の担い手として頑張りたいと思います。



尾道市成人式共催イベントに参加 理事 横田いつ子



平成24年1月8日（日）びんご運動公園体育館で尾道市の成人式が行われ、成人式の共催イベントとして恒例となった「アルコールとタバコ啓発イベント」に尾道薬剤師会から田辺会長と私の2名が参加しました。このイベントは尾道市医師会タバコ対策委員会が実施主体となっていますが、尾道市の健康推進課、県の東部保健所保健課、禁煙アドバイザー、薬剤師会など職域を超えて協力をしています。内容は①アルコールパッチテスト及び判定、②呼気中一酸化炭素濃度測定及び結果票配布、③ヘルスquiz：参加者に抽選で賞品贈呈、でした。賞品として、尾道市内の健康生活応援店（禁煙・分煙応援店）よりサービス券・割引券を提供していただきました。

私達イベントスタッフは体育館ロビーに開設したイベントコーナーに立ちましたが、凡そ1000人の式典参加者のうち、150人位立ち寄ってもらえたかと思います。成人になれば飲酒・喫煙は法律的にはOKですが、「健康という面から飲酒・喫煙について考えてもらいたい」という願いはどの程度届いたでしょうか？

この啓発イベントには、地域の健康増進に貢献するために尾道薬剤師会として毎年参加していますが、市民に広く薬剤師の職能をアピールするにはもうひと工夫必要かもしれません。

当日は天候に恵まれ、また例年と異なり日曜午後の成人式でしたので、真冬の早朝の冷え込みにさらされることもなく、会場準備も楽でした。成人式のイベントには ベッチャーテ太鼓や市内の小学生の合唱があり、共催イベントとして、館内にお茶とお菓子のサービス、着物の着付け直しサービス、選挙管理委員会による模擬投票体験コーナーがあり、他にも体育館前の広場にはイベント用のテントが張っていました。私達はロビーに立つばかりで、外の様子はあまりわかりませんでし

たが、晴れ着姿の同窓会で盛り上がっているようでした。30年余り前に成人式に参加した者としては、えらく賑やかな式典になったものだと感じられました。

イベント終了後、今年の「全国禁煙アドバイザー講習会in尾道」開催に向けて同じメンバーで打合せ会がありました。今年も何かと忙しくなりそうです。



〈三原支部〉

会営薬局にクリーンルームを設置いたしました

会長 多森 繁美



平成23年12月1日（木）にオープンした、三原薬剤師会センター薬局日赤前店の建替に当たり、今後における在宅医療推進を勘案し、クリーンルームの設置と調剤過誤防止の一助として、全自动分包機を導入いたしました。

当該クリーンルーム設置に際しては、広島県薬剤師会保険薬局部会より補助金支援が受けられ、写真の様な立派なものを完成することが出来ました。

つきましては、この設備を広く広島県薬剤師会会員及び薬学生実務実習施設として、無菌調剤の指導、教育、研修等としても活用してまいります。

是非積極的に、ご利用頂きたく、ご案内する次第であります。

ただし、随時のご利用は日常業務に支障をきたしますので、当面は次の取扱いでよろしくお願い申し上げます。

また、導入間もなく、当会としても十分な対応マニュアルが出来ていませんので、必ず「希望日時」「人数」「目的」等を予めご連絡いただいた上、調整させていただくこと、ご了承ください。



【ご利用可能日時】

火曜日 木曜日 13:30~15:30

【連絡先】

三原薬剤師会センター薬局日赤前店

(TEL) 0848-81-0577

(FAX) 0848-81-0578



諸団体だより

広島県青年薬剤師会

3月にして早くも総決算!?

会長 辻 哲也



1月21日に行いました広島県青年薬剤師会新年会には、20名以上の方にお集まりいただきました。県内からは新たな顔ぶれが席を賑わせ、また県外からは島根県益田市の大庭信行先生や、翌日のドーピング防止活動研修会のために来広された、講師の寺戸功先生がお見えになりました。さらに途中からは熊本、佐賀、鹿児島の若手薬剤師の皆さんも加わって、仕事の話からプライベートの話まで活動的（つまりは夜遅くまで）に盛り上りました。この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。と同時に、日中グリーンアリーナで行われた「島根ふるさとフェア2012」でもらったゆるキャラ「しまねっこ」の紙帽子を、会長が意味もなくかぶつて会員を不安のどん底に陥れたことを深くお詫び申し上げます。

さて、そんな会長が汚名返上、起死回生を狙つて企画する、創立40周年記念定例勉強会第2弾は3月11日（日）です。タイトルは「知っているとピン!と来る勉強会シリーズ 6年制薬剤師登場直前講座～知っピン春の総決算～」。何をそんなに煽っているのかという声もありますが、これぐらい前向きに行って欲しいという願いがこめられているのです。きっと。

講師には、長年お世話になっております、東京大学医学部附属病院臨床研究支援センターの青木敦先生をお招きいたします。これまでの定例勉強会の中で皆さまに特に押さえておいてほしい部分、今注目の話題を青木先生にピックアップして

いただく予定です。

目の前の患者さんは、処方せんに書かれているお薬に関係したことだけを相談に来られるわけではありません。「ウチは消化器科の門前だから、循環器科のことなんて関係ないよ」。本当にそうでしょうか？専門性を高めることも大事ですが、同じくらい、どんな相談でも初期対応ができる、知識のベースアップも必要ではないでしょうか。時は折しもプロ野球のオープン戦真っ盛り。「開幕ダッシュ」を華麗に決める、またとないチャンスです。事前の申込みは不要ですので、どうぞお気軽にお越し下さい。心を入れ替えた会長ほか理事一同、心よりお待ちしております。

広島県女性薬剤師会

会長 松村 智子



6年制になって初めての薬剤師がもうすぐ誕生します。我々は大いに期待していますが、もちろん彼らも夢と希望を膨らませていることでしょう。年々薬剤師に期待されることが厳しくなっていますが、それを追い風にしてこれからも勉強したいものです。

さて、女性薬剤師会の新年会を1月29日（日）17時からオリエンタルホテル広島22階にある「日本料理みつき」にて開催しました。今回は21名の参加がありました。こうして無事に新しい年を迎えることができたことを感謝しつつ、いつものように美味しい料理とおしゃべりを楽しみました。今年も仲良くいろいろなことを大いに楽しむことを話しました。

次に第17回研修会を2月18日（土）開催しまし

た。今回は会場がエソール広島2階活動交流室（女性薬剤師会がいつも使用しているところ）になり、会場の都合で連絡は会員のみにさせていただきました。詳細は次回お知らせします。

以前から女性薬剤師会の役目として、様々な立場の薬剤師さんに対して目を向けることを考えていました。しかし個人情報の壁があり、なかなか取り組めませんでした。このたび県の薬剤師会に相談したところ薬剤師会としていろんなアクションを検討していただけすることになりました。どうぞご期待下さい。



広島漢方研究会

新年シンポジウム・新年互礼会の開催について

理事長 鉄村 努

広島漢方研究会では、毎年1月の月例会において「新年シンポジウム」を行っており、今年は『めまい』をテーマに4名の話題提供者の発表ののち約30名の参加者による意見交換を行いました。



菊本修先生（いでしたクリニック・医師）、川中武司先生（川中医院・医師）、吉本悟先生（薬王堂漢方薬局・薬剤師）、山崎正寿先生（細野診療所・医師）の各先生に、『めまい』に対する漢方治療や症例を発表していただき活発な討議が行われました。



中島正光先生（広島大学病院漢方外来・医師）からは、西欧人に比べ特に日本人に『めまい』が多いのはなぜか？日本の“多湿”が影響しているのではという意見が出ました。からだにとって必要な“水”も多すぎると害になる、水毒（すいどく・体内の水のバランスの乱れ）の影響が大きいのではないか。近年「水はどんどん飲みなさい」という指導は、人によっては害になっている場合もあるのではないかという意見もありました。

“苓桂朮甘湯・りょうけいじゅつかんとう”は、体内の余分な水分を排泄して『めまい』や『メニエル病』に有効な代表的漢方処方です。

話題提供者の発表に、たびたび“苓桂朮甘湯”を用いた症例があったのは、日本人に多い“めまい”に“水毒”が大きく関与していることを示唆しているように思われました。



午後からは“新年互礼会”を行い、会場を「八雲」に移して会食しました。山崎会長の挨拶のあとは、飲めや歌えや？ビールや日本酒が飛び交い？漢方論議に花が咲き、“会員全員の近況報告”あり、恒例となっている“下本会員による手品”ありと楽しい会食会となりました。

広島漢方研究会では、薬剤師会館において毎月勉強会を開催しており、最近では薬剤師だけでなく漢方を志す医師の参加も増えてきています。

また、年4回薬局製剤実習も実施、本年は3月（小建中湯・煎剤）と5月（紫雲膏・軟膏剤）の実習を予定（後半は未定）しています。漢方に興味がある方は、オープン参加も可能（参加費3,000円・薬剤師研修シール3点）です。参加されてみてはいかがでしょうか。

詳細は広島漢方研究会事務局まで

広島漢方研究会事務局：薬王堂漢方薬局

TEL：082-285-3395

広島医薬品卸協同組合

（日本医薬品卸勤務薬剤師会広島県支部）

成和産業の薬剤師となって

成和産業(株)福山営業所 田村 みのり



医薬品卸の管理薬剤師となって、
4年目となります。

成和産業に就職するまで卸の管理薬剤師の仕事は、医薬品の管理とD I業務が主な仕事と漠然と考えていました。今まで経験してきた仕事の中で一番時間をもてあましましまうのではないかとさえ思っていました。今思い返すと思い違いも甚だしく恥ずかしくなります。

成和産業では、平成21年から物流センターが稼働し、成和産業で取り扱っている商品のすべての流通管理をこの物流センターで行なっています。LOTや期限などはトレーサビリティ管理がされ

ており、しっかりと品質管理が行われています。また、昨今、ジェネリック医薬品の増加により医薬品の種類も年々増加しています。その一方で販売名の変更や製造販売中止となる医薬品も増えその都度医薬品に関する情報の更新が必要です。さらに社会の高齢化によって流動食や介護食の種類も多様化して参りました。これらの商品の情報は、莫大なものでとても1営業所の薬剤師だけでは、対応できません。成和産業では、本社の仕入部が常に最新の情報を更新することにより、各営業所で商品情報の管理や商品の特徴などについて詳しい情報提供ができる体制が整っています。

今年は診療報酬の改定があり、しかも介護報酬との同時改定で内容も複雑ですが、CS部門の担当者が改定部分をわかりやすくまとめてくれてお得意先様にも安心して情報を提供することが出来ています。医療機関や薬局を対象にいろいろな勉強会も依頼されることが多くなってきました。バックアップしてくれるこれらの体制のおかげで、営業所の管理薬剤師として商品の管理、D I業務など多岐にわたる薬局や医療機関のニーズに可能な限りお答えしていくことが出来ています。

大学を卒業した後の、研究者としての仕事、ドラッグストアの薬剤師としてOTCの販売に參與した経験、そして調剤薬局の薬剤師の経験、全てが卸の管理薬剤師として働くことの助けになっています。日々発信される新しい情報を入手しさらなるスキルアップを心がけて知識の幅を広げることで、これまで以上に医療機関の方々が求める情報を迅速かつ適切に提供できるように頑張っていきたいと思います。

平成23年度広島県合同輸血療法研修会の開催

広島県における血液事業につきましては、日ごろから格別な御理解と御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、この度、広島県合同輸血療法委員会において血液製剤の適正使用、安全性に関する知識の向上及び有効利用のより一層の推進を図るため、広島県内各医療機関の輸血医療関係者を対象とした、「平成23年度広島県合同輸血療法研修会」を次のとおり開催することいたしました。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ではございますが、この研修会の開催について、会員各位へお知らせくださるよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 日 時：平成24年3月10日（土） 15：00～18：00（受付時間14：30～15：00）

2. 場 所：広島鯉城会館 5階 サファイヤ 注：公共交通機関をご利用ください。
(〒730-0051 広島市中区大手町1丁目5番3号 ☎：082-245-2322)

3. 内 容 開会挨拶（15：00～15：05）

広島県健康福祉局 局長 佐々木 昌弘

第1部 （15：05～15：25）

座長：広島大学病院輸血部 部長 藤井 輝久

「輸血療法に関するアンケート」調査報告

広島大学大学院 医歯薬学総合研究科 疫学・疾病制御学 教授 田中 純子

第2部 （15：25～15：50）

座長：広島大学病院輸血部 部長 藤井 輝久

「日本赤十字社が実施する血液事業の運営体制について」

日本赤十字社 中四国ブロック血液センター設置準備室 副室長 西田 一雄

第3部 （15：50～16：40） 医療機関からの事例発表

座長：広島大学病院輸血部 部長 藤井 輝久

1. 「当院の輸血療法委員会の現状報告」

国家公務員共済組合連合会 呉共済病院検査部 主任 荒谷 千登美

2. 「救命救急センター併設病院における血液製剤使用の現状」

福山市民病院 中央手術部長 小野 和身

第4部 （16：50～17：55） 特別講演

座長：広島文化学園大学大学院 看護学研究科 教授 高田 畿

「適正輸血とは何だろう」

- ガイドラインと輸血の現状から、明日の輸血につなげたいこと -

東京慈恵会医科大学附属病院 輸血部 教授 田崎 哲典

閉会挨拶（17：55～18：00）

広島県赤十字血液センター 所長 沖田 肇

（事務局：照会先）

広島県薬務課 製薬振興グループ 応和（おうわ）

TEL：082-513-3223, FAX：082-211-3006

e-mail：t-ouwa82867@pref.hiroshima.lg.jp

広島県赤十字血液センター 学術課 吉本（こもと）

TEL：082-241-1290, FAX：082-504-5476

e-mail：m-komoto@hiroshima.bc.jrc.or.jp

※当日参加可

◆◆◆◆◆◆◆ 研修だより ◆◆◆◆◆◆◆

薬剤師を対象とした各種研修会の開催情報をまとめました。

他支部や他団体、薬事情報センターの研修会については、準備の都合もありますので事前にお問い合わせください。

広島県の研修認定薬剤師申請状況

平成24年1月末現在 1,211名（内更新664名）

開催日時 研修内容・講 師	開催場所	主催者 問い合わせ先	認定	その他 (参加費等)
3月1日(木) 19:00~ ビューポートくれ 2階 大会議室 第3回 薬-薬連携勉強会 1. 大腸がんのTS-1について 2. 乳がんの治療薬（院外処方）について		社団法人呉市薬剤師会/呉医療センター・薬剤科/大鵬薬品工業株式会社 呉市薬剤師会事務局 0823-21-4695	1	参加費 呉市薬剤師会会員・学生無料 呉市薬剤師会非会員 1,000円
3月3日(土) 14:00~17:00 広島県薬剤師会館4F 大会議室 平成23年度広島県病院薬剤師会シンポジアム 「新たな薬剤師業務の展開」 14:10~15:50 シンポジアム 「薬剤師を中心とした医師・看護師協同による処方設計への取り組み ～マツダ病院整形外科病棟～」マツダ病院 滝 雪歩 「五日市記念病院における脳卒中教室について」 五日市記念病院 荒川隆之 「当院における糖尿病教室の現状と課題」 三次中央病院 田畠貴康 「外来がん化学療法におけるチーム医療」 呉医療センター 小川喜通 「乳腺外科外来における経口抗悪性腫瘍剤の服薬指導」 広島市民病院 阿部圭輔 16:00~17:00 特別講演 「診療報酬改訂を踏まえた新たな薬剤師業務の展開」 日本病院薬剤師会会长 堀内龍也 先生		広島県病院薬剤師会 広島大学病院薬剤部 木村 082-257-5574	2	参加費500円
3月4日(日) 13:00~16:00 (開場 12:00) 呉市文化ホール 市民公開講座2012 緩和医療のすすめ 緩和医療の第一人者である柏木哲生先生（金城学院大学学長）による、「死にざま」こそ人生」をテーマとした講演会医療関係者等による、緩和医療に関するお話など		呉医療センター・ 中国がんセンター 082-222-1108	0	先着1,600名の方に、ご招待 ハガキをお送りしますので、 ご希望の方は、希望者全員の 氏名・郵便番号・住所・電話 番号を明記の上、ハガキまたは FAXにてお申し込みください。 送付先：〒730-0011広島 市中区基町21-3（株）RCCフ ロンティア内「緩和医療のす すめ市民公開講座2012」事務 局宛FAX：082-223-4199
3月4日(日) 13:00~18:30 広島県薬剤師会館4F 神戸学院大学研修会 平成23年度薬学会広島支部研修会 演題：「明日から役立つフィジカルアセスメント」 神戸学院大学 薬学部 教授 白川晶一先生 内 容：全体講義及び実習・・・・・・・・約70分 脈拍測定、血圧測定、呼吸測定、ピークフローメータ測定 グループ別の講義及び実習・・・・約60分 パルスオキシメータ、自己血糖測定、音叉検査、打腱器検査 ①13:00~15:30 (1班8名の3班、計24名) 募集18名 ②16:00~18:30 (1班8名の3班、計24名) 募集14名 最先端の新兵器スタン METI社製高機能患者シミュレーターを 広島まで運んでいただき、なかなか体験できないレベルのバイタル サインの実習をします。 問い合わせ先：FAX：082-544-8380		神戸学院大学薬学会 広島支部 082-544-8402	2	参加費：1,000円 その他：Tシャツ・ズボンなどの動きやすい 服装でお越し下さい。 筆記用具、タオル、聴診器をお持ちの方は持 参願います。 参加資格は薬剤師会会員、学内、外を問いま せん。 *参加申し込みが予定 人数に達しましたの で、予約受付を終了いたしました。

開催日時 研修内容・講 師	開催場所	主催者 問い合わせ先	認定	その他 (参加費等)
3月7日(水) 19:00~20:30 東広島保健医療センター 東広島生涯教育研修会 講演内容:「2012年度調剤報酬改定の動向」 講 師:日医工株式会社 広島支店 古閑 康廣	東広島薬剤師会 (082) 423-7340	1	会員 500円、 非会員 1,000円	
3月9日(金) 19:30~21:00 福山大学宮地茂記念館9階プレゼンテーションルーム 福山大学漢方研究会 —明日の治療に役立つ分かり易い漢方—冷えがもたらす病態（附子剤） 講 師:小林宏先生（福山大学薬学部非常勤講師） テキスト:病態からみた漢方薬物ガイドライン（京都廣川書店）	福山大学薬学部 084-936-2112・5165	1	受講料 500円（事前予約不要） アクセス:福山駅北口徒歩1分（駐車場はありません）との時期から 参加しても非常に分かり易いと評判の研修会です。	
3月10日(土) 15:00~17:00 広島県薬剤師会館4F 第446回薬事情報センター定例研修会 1) 薬事情報センターだより 2) 情報提供「ラコールNF配合経腸用液について」 株式会社大塚製薬工場 3) 特別講演「経腸栄養管理について」 イーエヌ大塚製薬株式会社マーケティング部 大西 理衣 先生	(社) 広島県薬剤師会 薬事情報センター 082-243-6660	1	参加費: 1,000円 できれば事前申し込みをお願いいたします。	
3月10日(土) 15:00~18:00(受付時間14:30~15:00) 広島鯉城会館5階サファイヤ 平成23年度広島県合同輸血療法研修会 第1部「輸血療法に関するアンケート」調査報告 広島大学大学院医歯 薬学総合研究科疫学・疾病制御学教授 田中純子 第2部「日本赤十字社が実施する血液事業の運営体制について」 日本赤十字社 中四国ブロック血液センター設置準備室副室 長西田一雄 第3部 医療機関からの事例発表 1. 「当院の輸血療法委員会の現状報告」 国家公務員共済組合連合会 吳共済病院検査部主任 荒谷千登美 2. 「救命救急センター併設病院における血液製剤使用の現状」 福山市民病院 中央手術部長 小野和身 第4部 特別講演 「適正輸血とは何だろう」—ガイドラインと輸血の現状から、明日の輸血につなげたいこと— 東京慈恵会医科大学附属病院 輸血部 教授 田崎 哲典 詳細は55頁をご覧ください	広島県健康福祉局薬務課、広島県赤十字血液センター学術課 082-513-3223	0	公共交通機関をご利用ください。	
3月11日(日) 13:00~16:00 広島県薬剤師会館4階ホール 広島県青年薬剤師会定例勉強会 テーマ:6年制薬剤師登場直前講座「知っビン春の総決算」 講 師:東京大学医学部附属病院臨床研究支援センター 青木敦先生 毎年この講演では、新人からベテラン薬剤師まで、押さえておきたい「基本」の再確認を中心に、「知っているとビン!と来る」知識を身につけることを念頭に行っています。 今回は「6年制薬剤師登場直前講座～知っビン春の総決算～」と少々過激 (?)なタイトルで行います。新しい薬剤師が入社てくる職場の方もそうでない方も、これを聞いておけば自信を持って新年度が迎えられる知識を青木先生にお話いただく予定です。 「総決算」のタイトル通り、テーマは特にありません。皆さんに今一番知つておいてほしいこと、知っていると後輩から尊敬のまなざしで見られる（効果には個人差があります）知識が満載の3時間。毎回来て下さっている方ももちろん、これまで青葉勉強会に参加したことのない方もぜひお越し下さい。知識のまとめにおすすめの勉強会、職種も何も無問題。予約も不要です。 皆さまのお越しを心よりお待ちしております	広島県青年薬剤師会 広島県青年薬剤師会学術委員会	2	広島県青年薬剤師会発刊の「知っているとビンとくる、そんな基本の勉強ノート第3版基礎編・資料編」をお持ちの方は、ご持参ください（当日販売もいたします）。参加費: 青葉会員1,000円（クーポンもご利用いただけます）非会員2,000円（学生無料・社会人入学者の方は除きます） 日本病院薬剤師会生涯研修1.5単位申請中（箇所長の印鑑またはサインをもらってください）	
3月11日(日) 9:30~16:00 広島県薬剤師会館 広島漢方研究会月例会 9:30~11:00 漢方診療医典解説 温胆湯 勝谷英夫 11:00~12:30 大塚敬節著・漢方診療三十年解説 補中益気湯 吉本悟 13:30~15:00 『冷え症の漢方治療』 川中武司 15:00~16:30 小建中湯の処方解説と調剤実習 佐々木伸忠 事務局: 藥王堂漢方薬局 電 話: 082-285-3395 H P: 広島漢方研究会	広島漢方研究会 テツムラ漢方薬局	2	会員外オーブン参加 3,000円 申し込み不要2階会場にお越しください。	

開催日時 研修内容・講 師	開催場所	主催者 問い合わせ先	認定	その他 (参加費等)
3月14日(水) 安芸区民文化センター4F 第7回安芸地区メンタルフォーラム 演題：「働く人のうつ病～復職支援のノウハウ～」 講師：佐々木高伸先生 佐々木メンタルクリニック院長 商品説明 ジェイゾロフト錠 ファイザー(株)	(社) 安芸薬剤師会 082-282-4440 共催：安芸地区医師会 広島市安芸区地域保健対策協議会 ファイザー(株)	1	会費：無料 申込：要 3月8日までに氏名・薬局名を明記の上282-4468(安芸薬剤師会)までFAXして下さい。	
3月14日(水) 19:00~20:30 東広島保健医療センター 東広島生涯教育研修会 講演内容：「2012年度調剤報酬改定について」 講 師：株式会社 セイエル 顧客支援室 次長 川岡 久朗	東広島薬剤師会 (082) 423-7340	1	会員 500円、 非会員1,000円	
3月15日(木) 18:45~21:00 千代田中央公民館 2階 大会議室 広島市薬剤師会山県支部「地域医療セミナー」 内容：「肝臓を知って仕事に活かせレバー楽しいね」 講師：雄鹿原診療所 所長 東條 環樹 先生	(社) 広島市薬剤師会 日本ケミファ株式会社 082-244-4899	1	受講料：県薬会員無料 会員外1,000円 その他：軽食をご用意しております 申込：参加希望の方は3/1までに「氏名・勤務先・会員登録の有無」をFAX(0826-36-3035)でご連絡下さい。尚、申し込みなしでも都合がついた場合は当日参加可能です	
3月21日(水) 19:00~21:00 三原薬剤師会館 三原医薬分業支援センター 第12回三原支部研修会 「調剤報酬改定について」東和薬品	三原薬剤師会 0848-61-5571	1	会費：非会員 1,000円	
3月29日(木) 19:00~21:00 (株)エバ尔斯 広島支店(大州) 平成24年度調剤報酬改定に係る講習会 演題：「平成24年度調剤報酬改定について」 講師：松本浩明先生 (株)エバ尔斯広島支店	(社) 安芸薬剤師会 082-282-4440	1	会費：無料	
4月8日(日) 9:30~16:00 広島県薬剤師会館 広島漢方研究会月例会 9:30~11:00 漢方の歴史⑧ 平野恵子先生 11:00~12:30 大塚敬節著・漢方診療30年解説 十六味流気飲 吉本悟先生 13:30~15:00 勿誤薬室方函口訣解説 人參湯 山崎正寿先生 15:00~16:00 漢方医学十講解説 菊一櫻子先生	広島漢方研究会 テツムラ漢方薬局 232-7756	2	会員外オーブン参加 3,000円 申し込み不要	
4月13日(金) 19:30~21:00 福山大学宮地茂記念館9階プレゼンテーションルーム 福山大学漢方研究会 一明日の治療に役立つ分かり易い漢方－ 補腎薬の臨床応用の留意点とその応用（地黄丸類） 講 師：小林宏先生（福山大学薬学部非常勤講師） テキスト：病態からみた漢方薬物ガイドライン（京都廣川書店）	福山大学薬学部 084-936-2112 (5165)	1	受講料500円（事前予約不要）アクセス：福山駅北口徒歩1分（駐車場はありません）この時期から参加しても非常に分かり易いと評判の研修会です。	
4月14日(土) 15:00~17:00 広島県薬剤師会館 4F 第447回薬事情報センター一定例研修会 1) 薬事情報センターだより 経口脊髄小脳変性症治療剤「セレジスト錠」 2) 情報提供：田辺三菱製薬株式会社 3) 特別講演「C型肝炎の最近の話題」 広島大学 分子病態制御内科学教授 茶山 一彰先生	(社) 広島県薬剤師会 薬事情報センター 082-243-6660	1	参加費：1,000円 できれば事前申し込みをお願いいたします。	

開催日時 研修内容・講 師	開催場所	主催者 問い合わせ先	認定	その他 (参加費等)
4月15日(日) 13:00~16:00 広島県薬剤師会館 4階 第128回生涯教育研修会 テーマ：「逆流性食道炎」 講演1：「プロトンポンプ阻害剤バリエットの特性について」 エーザイ(株) 広島医薬一部 新谷 佑介 講演2：「Customer Joyへの挑戦 お客様ホットラインのお問い合わせより」 エーザイ(株) CJ部顧客価値情報センター 内藤 えり子 特別講演：「日本人の酸分泌動態からみたG E R Dの新しい治療戦略」 広島国際大学 看護学部 成人看護学・内科学 教授 島谷 智彦 先生	(社) 広島市薬剤師会・ エーザイ株式会社 082-244-4899	2	受講料：県薬会員 1,000円 会員外 2,000円 申込： 参加希望の方は事前に「氏名・勤務 先・会員登録の有無」を電話(244 -4899)若しくは、FAX(244- 4901)にてお申し 込み下さい。	
4月19日(木) 19:00~21:00 サンピア・アキ 第117回生涯教育 演題：「ドライアイの病態・診断・治療について」 講師：藤澤茂樹先生 大塚製薬(株)眼科・皮膚科製品事業部サイエンスマネージャー 商品紹介 ムコスタ点眼液UD2% 大塚製薬(株)	(社) 安芸薬剤師会 082-282-4440	1	会費：無料当日は 軽食をご用意して います。会場準 備のため、申込 み：要締切：4月 13日(金) 氏名・ 薬局名を明記の 上、FAX(282- 4468)までお申込 み下さい。	
5月11日(金) 19:30~21:00 福山大学宮地茂記念館9階プレゼンテーションルーム 福山大学漢方研究会 —明日の治療に役立つ分かり易い漢方— 「熱証」の概念と清熱剤の使い方(ゴン連剤) 講 師：小林宏先生(福山大学薬学部非常勤講師) テキスト：病態からみた漢方薬物ガイドライン(京都廣川書店)	福山大学薬学部 084-936-2112 (5165)	1	受講料500円(事 前予約不要) アク セス：福山駅北口 徒歩1分(駐車場 はありません) ど の時期から参加し ても非常に分かり 易いと評判の研修 会です。	

平成23年度（第1回）禁煙支援薬剤師申請について



**締め切り日
平成24年3月15日(木)**

※申請書類は広島県薬剤師会 HP(禁煙支援・禁煙支援アドバイザー)から
取り出して使用してください。



公認スポーツファーマシスト認定プログラム

受講者募集

2012年度公認スポーツファーマシスト認定プログラムの受講者を募集いたします。

一 募集要項一

受講資格 基礎講習会の受講時点で、薬剤師の資格を有している方。※年齢は問いません。

募集期間 2012年4月2日(月)12:00～4月10日(火)17:00

申込方法 ホームページの専用申込フォームにてお申込みください。
<http://www.playtruejapan.org/sportspharmacist/>

募集定員 [札幌]200名 [大阪]550名 [東京]800名

受講者決定 4月16日(月)より、お申込みいただいたメールアドレスに、スポーツファーマシスト認定業務センターよりご連絡いたします。※ホームページにて連絡の進行状況ご確認ください。

受講料 7,200円(基礎講習会・テキスト代・送料込)

講習会日程 基礎講習会と実務講習会を各1回受講してください。なお、実務講習会の案内は基礎講習会にておこないます。

基礎講習会

札幌

かでる2・7

6月10日(日)

受付／8:30～(予定)
講習会／9:30～16:30(予定)

大阪

大阪国際会議場

6月17日(日)

受付／8:30～(予定)
講習会／9:30～16:30(予定)

東京

東京ビッグサイト

6月23日(土)

受付／8:30～(予定)
講習会／9:30～16:30(予定)

※受講は、いずれか1回ご参加ください。
※募集要項は変更する場合がございますので必ずホームページをご確認ください。

- お申込みはお一人様1回までとさせていただきます。
- 1つのメールアドレスにつきお申込みいただけるのはお一人様のみです。
- 受講の可否はメールにてお知らせするため、フリーメールなどをご利用いただきますと、お知らせが届かない場合があります。
- 受講希望者が多数の場合、募集終了後抽選とさせていただきます。
- 受講決定者に欠員が出た場合、2次募集することもあります。
- 申込者以外の方が代わって受講することはできません。
- 受講の際、薬剤師免許をご提示いただきます。

**スポーツファーマシスト認定プログラムはインターネットを使用した資格取得制度です。
したがってインターネット利用環境が整っていることがお申込み条件となります。**

申込み～基礎講習会

2012年4月2日(月)～4月10日(火)12:00～17:00
●ホームページで申込み。
<http://www.playtruejapan.org/sportspharmacist/>

2012年4月16日(月)～4月18日(水)
●事務局よりメールで受講の可否
●受講決定者には受講料振込先
●連絡進行状況はホームページにて発表させていただきますので
受講者決定期間になりましたら、ホームページでの確認をお願いいたします。

受講料入金

受付票

2012年6月10日(日)
[札幌]かてる2・7

2012年6月17日(日)
[大阪]大阪国際会議場

2012年6月23日(土)
[東京]東京ビッグサイト

各会場で基礎講習会

実務講習会

2012年10月～(予定)
マイページで実務講習会申込み

受付票

●マイページから受付票をプリントアウト

各会場で実務講習会
2012年12月～
2013年1月(予定)

知識到達度確認試験～認定証発行

試験

●知識到達度確認試験

認定申請

●認定申請

認定料入金

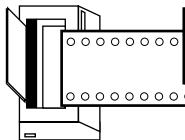
2013年4月(予定)
認定証発行

初回認定料 20,000円／4年
※4年後更新する場合、更新料20,000円がかかります。

お問い合わせ

スポーツファーマシスト事務局
〒115-0056 東京都北区西が丘3-15 国立スポーツ科学センター3F JADA内
Tel:03-5963-3383 (10:00～18:00／土・日・祝日を除く)

スポーツファーマシスト認定業務センター
〒140-0001 東京都品川区北品川1-10-4 Y.Bビル6F NIA内
Tel:03-5780-0044 (9:30～17:00／土・日・祝日を除く)



薬事情報センターのページ



原田 修江

ラモトリギンの重篤皮膚障害と用法・用量の遵守について

ラモトリギン（ラミクタール錠[®]）は、ガバベンチン（ガバベン錠[®]、2006年）、トピラマート（トピナ錠[®]、2007年）に続いて2008年に発売された新規抗てんかん薬です。Na⁺チャネルを抑制して神経膜を安定化させ、グルタミン酸などの興奮性神経伝達物質の遊離を抑制することにより抗けいれん作用を発揮すると考えられています。

ラモトリギンは、本邦では、ガバベンやトピラマートと同様に、他の抗てんかん薬で十分な効果がみとめられない場合に、他の抗てんかん薬と併用して使用します。ガバベンチンやトピラマートに比べて適応範囲が広く、部分発作のほかに、全般性発作のなかでも顕著な症状を示す強直性間代発作や、極めて難治性の小児てんかんで重篤な知能低下に至ることが多いレノックス・ガストー症候群への適応も取得しています。また、2011年には「双極性障害における気分エピソードの再発・再燃抑制」の適応も追加されました（表）。ラモトリギンは、その作用機序は明らかにはされていませんが、双極性障害の治療ガイドライン2011年版（日本うつ病学会）では、双極性障害の大うつ病エピソードの治療薬としてクエチアピンやリチウムに次いで推奨されています。双極性障害の維持療法においてもリチウムに次いで、オランザピン、アリピプラゾール、バルプロ酸などとともに推奨されています。

表 新規抗てんかん薬の効能

一般名 (商品名)	部分発作 (第二次性全般化発作 を含む)		強直間代発作		レノックス・ガストー 症候群の全般発作		双極性障害におけ る気分エピソード の再発・再燃抑制	
	成人	小児	成人	小児	成人	小児	成人	小児
ラモトリギン（ラミクタール）	○	○	○	○	○	○	○	—
ガバベンチン（ガバベン）	○	○	—	—	—	—	—	—
トピラマート（トピナ）	○	—	—	—	—	—	—	—
レバチラセタム（イーケプラ）	○	—	—	—	—	—	—	—

ラモトリギンの使用に際しては、用法・用量を遵守して、少量から始めて時間をかけて增量することが大切です。

ラモトリギンはグルクロン酸抱合により代謝されるため、フェニトイイン、カルバマゼピン、フェノバルビタール、プリミドンなどグルクロン酸縫合を誘導する薬物と併用すると、代謝が促進され、血中濃度が上がりにくくなります。一方、バルプロ酸との併用では、バルプロ酸もグルクロン酸抱合により代謝されるため、競合してラモトリギンの消失半減期が約2倍延長するとの報告があります。

また、ラモトリギンには重大な副作用として、頻度は低いものの皮膚粘膜眼症候群（SJ症候群）などの重篤な皮膚障害が報告されており、皮膚障害の発現率は、承認された「用法・用量」を超えて使用した場合に高いことが示されています。

そのため、適応疾患や併用薬により「用法・用量」が詳細に定められています（図）。

てんかん患者における抗てんかん薬との併用療法に用いる場合（成人）

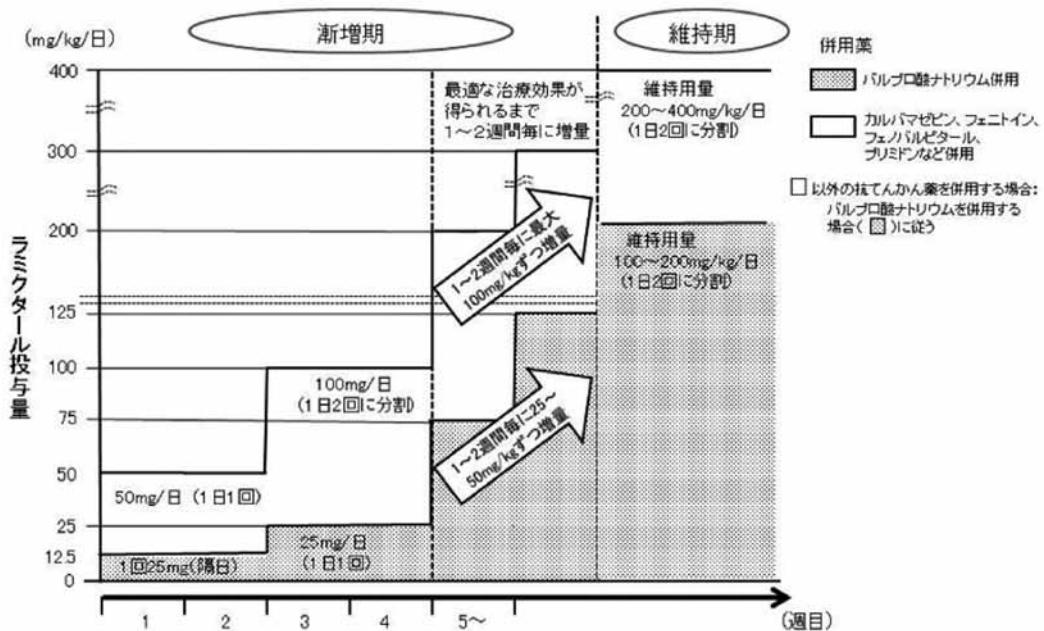


図 ラミクタール錠の用法・用量例

しかし、市販後調査（平成20年12月～平成23年11月）の結果、発売当初より注意が呼びかけられていたにもかかわらず、重篤な皮膚障害が397例報告され、用法・用量が確認された251例のうち152例（約6割）は用法・用量を遵守していませんでした。そのため、2011年12月に製薬会社より、また、2012年1月には医薬品医療機器総合機構（PMDA）より、改めて適正使用の注意喚起が行われました。

【用法・用量の遵守】

- ★最大1日投与量を超えないこと
- ★定められた増量の時期を早めないこと
- ★バルプロ酸ナトリウム併用時には投与開始2週間の間は連日投与ではなく、隔日投与すること
(成人のみ)

【患者さんへの重篤な皮膚障害についての服薬指導】 患者指導用資材もご活用ください。

- ★重篤な皮膚障害などの副作用が出る場合があること
- ★皮膚障害の初期症状が出たらすぐに受診すること
- ★用法・用量を守ること

(初期症状)

目の充血、咽頭痛、口唇／口腔内のただれ、発熱（38℃以上）、全身倦怠感、発疹など

お薬相談電話 事例集 No.75

ドライスキンによる痒み

皮膚を乾燥から守っているのは、①皮脂、②天然保湿因子（NMF）、③角質細胞間脂質（セラミドが主成分）といった保湿因子です。①の皮脂は角質表面に薄い膜として広がり水分の蒸散を抑えています。②のNMFは、主成分のアミノ酸のほかに有機酸やミネラルなどが含まれ、親水性が高く、多くの水分を保持しています。角質層のしなやかさや弾力性にも関与しています。もともとは顆粒層の細胞内のタンパク質が、細胞の角化過程でNMFへと変化します。③の角質細胞間脂質は角質層細胞同士の隙間を埋めている脂で、水分を挟み込んで逃がさないようにしています。

これらの保湿因子が減少すると、ドライスキンになってしまいます。たとえば、加齢とともに皮膚の脂腺機能が低下し、皮脂の合成と分泌が減弱して皮脂膜がうまく形成されなくなること。汗腺機能の低下による発汗の低下や角質細胞間脂質の合成低下、フィラグリン*の発現低下、エアコン使用に伴う湿度低下など。これら様々な原因により皮膚バリア機能は障害されます。

* フィラグリン：表皮の顆粒細胞で産生される塩基性タンパク質の一種。フィラグリンは角質細胞が下層から上層へと移行する過程で、さらにプロテアーゼの作用でアミノ酸にまで分解される。角質層中の遊離アミノ酸は、NMFとして機能する。

冬季には、しばしば老年性乾皮症が原因となって、老年性皮膚そう痒症や皮脂欠乏性湿疹などの痒み疾患が発生します。痒みは一般的に表皮一真皮境界部の真皮側に存在する知覚神経終末で感受され、視床および大脳皮質で認識されます。ドライスキンになると、知覚神経終末が角質層直下まで伸長し、そのため、痒みの閾値が低下し、外部からの機械的・化学的刺激を受けやすい状態「痒み過敏」になります。

ドライスキンによる痒みには、抗ヒスタミン・アレルギー薬が奏功しにくく保湿外用薬塗布が第一選択です。保湿剤としては、エモリエント成分（白色ワセリン、プラスチベースなど）とモイスチャライザー（尿素製剤、ヘパリン類似物質含有製剤、セラミド配合製剤など）があります。尿素製剤は搔破痕や湿疹病変、皮膚の薄い顔面などに投与すると刺激感を生じることがあるので注意が必要です。ドライスキンが進行して発症した皮脂欠乏性湿疹に対しては外用ステロイド剤の併用が有効です。なおドライスキンによる痒みを悪化させないための生活上の注意点は下表のようになります。

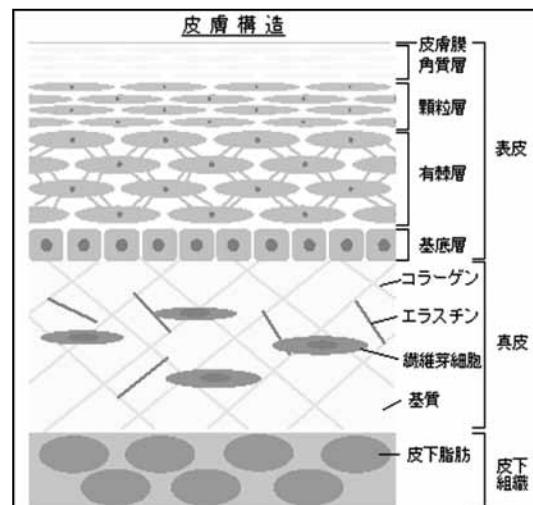


表. ドライスキンの生活上の注意点

- ・入浴後には必ず保湿外用薬を塗布する。角質層に水分を多く含んでいる30分以内が効果的。
- ・入浴時タオルでゴシゴシ擦らない（皮膚の潤い膜が壊れてバリア機能が低下）。また石鹼の使用は控えめにし、使用するときは手や柔らかいタオルまたはスポンジで泡立てて優しく洗う。
- ・熱い湯の長湯と頻回な入浴を避け、肌を乾燥させる硫黄成分の入った入浴剤は使用しない。
- ・電気毛布やこたつによる全身の加温は控える（体が温まり過ぎて皮膚が乾燥して痒みが増加）。
- ・室内の適度な加温・加湿に心がける。
- ・肌着は静電気の起こるウール・化学繊維を避けて、木綿や絹の肌触りが柔らかいものを使用する。
- ・アルコールや香辛料は控えめにし、必須脂肪酸や脂溶性ビタミンの摂取を心がける。

医薬品・医療機器等 安全性情報

Pharmaceuticals
and
Medical Devices
Safety Information
No.286・287

厚生労働省医薬食品局

No.286 目次

1. 医薬品副作用被害救済制度における不支給事例と 医薬品の適正使用について	3
2. 重要な副作用等に関する情報	9
■エポプロステノールナトリウム	9
4. 使用上の注意の改訂について（その232） コハク酸ソリフェナシン他（7件）	11
5. 市販直後調査の対象品目一覧	14

No.287 目次

1. ラモトリギンによる重症薬疹と用法・用量の遵守について	3
2. 在宅酸素療法実施中の火災による死亡事故について	10
3. 市販直後調査の対象品目一覧	13

この医薬品・医療機器等安全性情報は、厚生労働省において収集された副作用等の情報をもとに、医薬品・医療機器等のより安全な使用に役立てていただくために、医療関係者に対して情報提供されるものです。
医薬品・医療機器等安全性情報は、医薬品医療機器情報提供ホームページ(<http://www.info.pmda.go.jp/>)又は厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/>)からも入手可能です。

平成23年(2011年)12月・平成24年(2012年)1月 厚生労働省医薬食品局

◎連絡先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省医薬食品局安全対策課

☎ { 03-3595-2435 (直通)
 03-5253-1111 (内線) 2755、2753、2751
(Fax) 03-3508-4364

検査センターだより

～ロタウイルス～



有助 美奈子

今回は、感染性胃腸炎を起こすウイルスのひとつであるロタウイルスについてお話ししたいと思います。

ロタウイルスは1973年に発見された、レオウイルス科*Reoviridae*に属し、2層のタンパク質の殻に覆われた2本鎖RNA（double-strand RNA）ウイルスです。内殻タンパク（VP6）の抗原性によりA～G群に分類され、ヒトからはA～C群が検出されます。日本ではほとんどがA群によるものですが、時にC群による流行散発例が報告されています。乳幼児の冬の急性下痢症の最も主要な原因がこのロタウイルスによる感染症です。秋から年末にかけてノロウイルスが流行するのに対し、ロタウイルスはその後の1月から4月にかけて流行します。通常1歳を中心に流行がみられますが、保育所、幼稚園、小学校などの小児や、病院、老人ホーム、福祉施設などの成人でも集団発生がみられることがあります。

症状は、経口感染により約1～3日の潜伏期間後に、発熱、腹痛、嘔吐、下痢を起こし、3～9日程度続きます。糞のとぎ汁のような白色の水様性下痢便が特徴で、そのため白痢あるいは仮性小児コレラとも言われていました。

また、中枢神経にも影響し合併症として、痙攣、脳炎、髄膜炎、脳症、ライ症候群、ギラン・バレー症候群、出血性ショック脳症症候群等をおこすこともあります。

現在、このウイルスに効果のある治療法はありません。激しい嘔吐や下痢により急激に水分を失いますので、特に乳幼児では脱水症状に気をつける必要があります。

感染した患者の便1g中には10～100億個ものウイルスが排出されます。感染力が強く、10～100個という少量でも感染すると考えられています。また、症状がおさまっても1週間程度はウイルスを排出し続けることがあります。

患者の便や吐物には大量のウイルスが含まれていますので、二次感染を防ぐため、その処理には十分注意する必要があります。ロタウイルスは、一般的な消毒剤に対して抵抗性が強く、アルコールや逆性石鹼はありません。汚物を処理する際には使い捨ての手袋を使用し、便や吐物が付着した床やおむつ等には0.1～0.5%の次亜塩素酸ナトリウム、トイレの便座やドアノブ、手すり等には0.02%程度の次亜塩素酸ナトリウムが効果的です。市販の塩素系漂白剤などで家庭でも簡単に作ることができます。しかし、皮膚に対する刺激が強いので、手洗いなど人に対して使用することは危険です。手指などは石鹼と流水で十分に手洗いをすることが、ウイルスを物理的に除去する基本です。

ロタウイルス等が引き起こす感染性胃腸炎は5類感染症定点把握疾患に定められており、全国約3,000カ所の小児科定点医療機関から国立感染症研究所へ毎週報告されています。

世界保健機関（WHO）は、ロタウイルスワクチンの乳幼児への定期接種を推奨し、多くの国が実施しています。日本でも承認され、任意接種が可能になりました。ロタリックス（1価ワクチン）と2012年1月18日に承認されたロタテック（5価ワクチン）の2種類があり、ロタリックスは2回、ロタテックは3回の経口生ワクチン接種です。ただ、ロタウイルスワクチンは生ワクチンのため、接種後に4週間以上間隔をあけなければいけません。乳幼児には同じ時期に接種が必要なワクチンが多数あるため接種スケジュールをしっかりと立てることが重要です。

最後に、ロタウイルスは少量でも感染するおそれがあります。日頃から手洗いを徹底し、感染を予防しましょう。

参考文献： 国立感染症研究所、愛媛県立衛生環境研究所 愛媛県感染症情報センター

Pharmacist's Holiday ~薬剤師の休日~

うお～！ まさかの色エボナイト（ほとんど森林迷彩）金ペン付きインク止め…♥

羅 焚 屋

去年の「萬年筆研究会【WAGNER】」関西大会にて、日本一のコレクター、敬愛するすなみ まさみち先生がまたまたエボナイト製の特大軸20号ペン先の新作をお披露目してくださった。材料・色等アメリカに発注して完成した。その名も「恐怖のミイラ」！

赤と紫のマーブル軸にスターリングシルバーで天冠からクリップがミイラ男をかたどっており、そこから包帯（もちろんスターリングシルバー）が万年筆のボディに巻き付いている。先生は昔のハマーブロ等の怪奇映画がお好きなのです。「いいでしょ？包帯の表現に苦労したんだヨ。」とご満悦。

「…言葉もありませんね」と私。私も結構な怪奇好き。邦画界におけるプラム・ストーカーのパステイシュ、岸田 森（怪奇大作戦の牧さん役・樹木 希林の元亭主）主演の「血を吸うシリーズ」（東宝）、小説なら横溝 正史のモロ和製ドラキュラ「髑髏検校」（TV版は、主演が田村正和ネ）…というわけで、怪しいおじさんが二人、怪しい万年筆で盛り上がったのでした。

すなみ先生といえば、年に数回、色々なエボナイト素材で特大ペン先に特殊な塗や細工の万年筆を発注される。以前も竹製ボディとしか思えない数十万の品を持参された。これを前に微笑むすなみ先生。周りのギャラリーは、「良い煤竹ですね。味わい深い」と仰ってたんですが、私はそれを手にとって、頭をひねる。「あれー、先生これ竹なのに螺旋が切ってある…」。にやりと笑う先生。そう万年筆のキャップは2方式あり、前者は嵌合方式、後者は螺旋式。この万年筆は後者。螺旋で万年筆にキャップをする方式です。

でも、ブライヤーや黒檀なんかと違って、纖維が縦に走っている竹は、螺旋切細工が不可能なのです。なのになのに…これは…。

そう竹製なんかじゃなかったのです。エボナイト軸を竹風に削り節も正確に再現した上で、漆を重ね塗りし、光沢等も竹にしか見えない。漆芸の高さを誇る変わり塗万年筆なのでした。正に贅沢の極み。私なんかには到底手に入る物じゃない…と思っていたのですが。

それから数週間後、骨董屋で、戦前の国産無名万年筆が何本か入っていました。その中に3色（緑・黒・茶）マーブルのエボナイトがありまして、ペン先は鉄製の他愛無いものでしたが、ボディは、ほとんど新品。早速、次回の関西大会に持参し、すなみ先生にご覧いただいたところ、「昭和5年あたりの素材だね。米国からのものでしょう。面白いな。メーカーは、「KINSEKA！」と入ってるね。この鉄ペン外して、金ペン嵌めなさいよ。貴方だったらできるでしょ。」と悪魔の囁き、いや魔王様のご託宣が飛びました。

魔王の僕となった羅焚屋は、広島に帰ると、早速10年前手に入れていた、昭和30年代のプラチナ製の金ペンをペン芯ごと挿入。すんなり嵌りました。あつらえた様。

しかも、インク止めも生きていてインクが漏れない。ボディ700円・ペン先1,000円、計1,700円の森林迷彩エボナイト万年筆の完成です。

今年の1月の関西大会で、すなみ先生に「こんななんっちゃいました～」とお見せしたところ、「ピッタリじゃないですか。よくこんなに上手くやりましたね。森林迷彩かー。

話は変わるけど、最近インドで良い色工ボを見つけたんだよね。素材で輸入したいって言ったら、製品じゃないとダメっていうんだけど、なーに、いつか希望を通してやるもんね。楽しみにしててよ♡」。懲りない魔王様です。勿論私も負けずに懲りませんけど…。



迷彩カラー
プラチナ製ペン先



プラチナ純正
玉虫塗 (music ペン先)



シェーファー初期タイプ

「Pharmacist's Holiday～薬剤師の休日～」の募集で～す

広島県薬剤師会誌をもっともっと充実させようと、楽しい企画を登載しています。

タイトルは「Pharmacist's Holiday～薬剤師の休日～」で、テーマはあなたが自由に描いてください。

どのような企画かと申しますと、趣味や特技があってもそれをなかなか披露したり発表したりする場所がありません。そこで会誌の1ページを使い、絵画・写真・書道・得意料理のレシピ（お菓子も可）・俳句・サークル活動・休日の過ごし方など紹介して会員同士の交流に役立てていただき、また2カ月に1度の会誌を少しでも首を長く待っていただこうと考えてみました。趣味や特技は問いませんので、ドシドシ応募をお待ちしております。（できれば思い出やエピソードを添えてください。）

応募数を見て少しでも多く登載させていただこうと思っておりますので宜しくお願ひいたします。

作品は広島県薬剤師会事務局までお願いいたします。（とにかくなんでも応募してみてください。）

シリーズ 薬局紹介②3

阿品調剤薬局

廿日市市阿品台4-4-11
昭和61年11月開局

薬局のある阿品台は宮島の対岸に位置し、海に浮かぶ鳥居の望める団地です。

この薬局は私の両親が昭和61年に開局し、昭和63年に現在の場所に移転しました。

当時は分業率も低く、一般的なイメージは「薬局=OTCと化粧品」でしたので、待合室にはリポビタンを積み、OTCを揃え、お茶の箱を並べて医療雑貨や粉ミルクなども置いていました。

私は平成11年に製薬企業を辞め、広島に戻りました。リアップが発売され、爆発的に売れた年でした。この薬局で調剤をしつつ2年程ドラッグストアの契約社員としても働かせてもらい、量販店の仕事も経験しました。住宅地の薬局ですので、調剤以外に近所の方から風邪や便秘、皮膚病やダイエットといった相談の来局もあって、患者さんと会話しながら日々過ごしています。

自分の選んだ薬で「治ったよ！」と言われたり、見違えるように体型が（検査値も）変わって来られたりすると本当に嬉しく思います。

また、近隣でOTCの店舗を経営している事もあり、学生実習でOTC部分の委託も受けています。医療用医薬品でOTCの処方を再現してもらい、感覚を掴んでもらったり、「災害時の支援物資はOTCだよ。」と伝えたりしています。学生から「OTCへの見方が変わった」と手紙をもらう事もあり、これも本当に嬉しい事です。

ここ十数年でも面分業、在宅医療の進展、

薬学部の6年制化や登録販売者制度の創設など、多くの変化がありました。薬局や薬剤師に求められる業務の内容も幅広く変わってきましたが、基本的には地域の相談窓口であって、処方箋を持たない方も気軽に入って来てもらえる場所でありたいと思っています。

両親も毎日OTCの店舗を切り盛りしています。中学校の学校薬剤師でもある母は空気検査、照度検査と愛車で走り回っています。薬剤師が、住んでいる地域に根差して活動出来る環境も、何時までも続いて欲しいと思います。



書籍等の紹介

「調剤報酬点数表の解釈 平成24年4月版」

発行：株式会社 社会保険研究所
 判型：B5判 800頁
 價格：定価 3,780円
 会員価格 3,210円
 送料：1部 500円

「ポケット版 臨床医薬品集2012」

編集：星 恵子（聖マリアンナ医科大学客員教授）
 発行：株式会社 薬事日報社
 判型：A6判（ポケットサイズ）1,100頁
 價格：定価 4,200円
 会員価格 3,800円
 送料：1部 450円

「薬事法・薬剤師法・毒物及び劇物取締法解説 第22版」

編集：青柳健太郎、翁健、鰐澤昭夫、
 木村豊彦、山川洋平 共著
 発行：株式会社 薬事日報社
 判型：A5判 1,000頁
 價格：定価 3,990円
 会員価格 3,500円
 送料：1部 450円

「保険薬局のための薬学管理チェックシート」

編著：兵庫医科大学病院薬剤部長 木村 健
 発行：株式会社 じほう
 判型：B5判 250頁
 價格：定価 3,990円
 会員価格 3,570円
 送料：1部 500円

「社会保険薬価基準2012年4月版」

編集・発行：株式会社 薬事日報社
 判型：B5判 550頁
 價格：定価 3,360円
 会員価格 1,700円
 送料：1部 450円

※価格はすべて税込みです。

斡旋書籍について「お知らせ・お願ひ」

日薬斡旋図書の新刊書籍につきましては、県薬会誌でお知らせしておりますが、日薬雑誌の「日薬刊行物等のご案内」ページにつきましても、隨時、会員価格にて斡旋しておりますのでご参照ください。

また、書籍は受注後の発注となりますので、キャンセルされますと不用在庫になって困ります。ご注文の場合は、書籍名(出版社名)・冊数等ご注意くださいますようお願い申し上げます。

申込先：広島県薬剤師会事務局
 TEL(082)246-4317 FAX(082)249-4589
 担当：吉田 E-mail：yoshida@hiroyaku.or.jp

告 知 板

第41回広島県薬剤師会 通常代議員総会の開催通知

標記の会議を次のとおり開催致します。

日 時：平成24年3月20日（祝・火）
午後1時
場 所：広島県薬剤師会館

社団法人 広島県薬剤師会

第41回広島県薬剤師会 通常総会の開催について

標記の会議を次のとおり開催致します。

日 時：平成24年5月26日（土）
午後3時
場 所：広島県薬剤師会館

社団法人 広島県薬剤師会



- 謹んでお悔やみ申し上げます -



沢村 恵美子 氏 逝去

去る1月6日（金）ご逝去されました。

網井 希志生 氏 逝去

去る1月12日（木）ご逝去されました。
告別式は広島市南区宇品御幸の大田会館において、執行されました。

喪主：網井律子氏

本郷 博文 氏 逝去

去る1月20日（金）ご逝去されました。
告別式は庄原市上原町のJAアスク庄原やすらぎ会館において、執行されました。

喪主：本郷陸生氏

松下 憲明 氏 逝去

去る2月3日（金）ご逝去されました。
告別式は広島市中区吉島の玉泉院中央会館において、執行されました。

喪主：松下悠紀子氏

村上 元彦 氏 逝去

ご逝去されました。
告別式は尾道市栗原西の尾道西典礼会館において、執行されました。

喪主：村上彰男氏



編集委員として一緒に活動して頂いていた松下憲明先生が2月3日に逝去されました。会誌編集についていろいろなご助言を頂いておりました。ご冥福をお祈り申し上げます。

<ターボ>

在宅訪問で何をするのか?という疑問の答えを未だにみつけることができないという話をよく聞く。フィジカルアセスメントの講習も必要だろう。しかし、普段の生活の中に「くすり」が、とけ込むように工夫することから始めなくては意味がないように思う。ほかの医療従事者と違う視点を持っているのが、薬剤師の最大の魅力なのだから。

<K-Z>

携帯の使用年数が1月で5年目に突入。長く機種変更をしない人は、脳の老化が早い!?と何かで読んだことが…う~ん。でも手の中に握る事ができていた携帯は、変更の度に大きくなり嵩張っていくのは悩みの種。そしてスマホと携帯どちらがいいのか、詳しいどなたかアドバイスをお願いします。

<510>

サトウ製薬のシンポジウムで経営学者の榎原先生の講演「2012年の世界と日本」を聞いてきました。

- ① 日本は国土が、緑と水に恵まれている。
- ② 豊かな海洋生物に恵まれ、それを食に生かしている。
- ③ 将来のGDPの世界ランクは1位 中国、2位 アメリカ、3位 インド、4位 日本。
- ④ 世界経済の中心はアジアに移ってきてている。
- ⑤ 円高等で日本経済は苦しい局面にあるが、海外進出と旅行にはメリットあり。
- ⑥ 成熟社会に適したライフサイクルを考える。
- ⑦ 世界の都市の中で治安の良さはトップレベル。
- ⑧ 国民の健康意識は高い。

健康意識の高い国民に私達薬剤師はどのように接していくか……?。

<㊀>

最近文字を読むのが億劫です。文庫本の文字が小さく読みにくい。社内研修資料の文字が小さく、拡大コピーしなければ読めない時もあります。

確定申告の時、源泉徴収票の数字が読めず虫眼鏡を使ってしまった。

<396>

一月はいぬる、二月はにげる、三月はさる、とはよく言ったもので、もう三月です。年月とります。

ああ悲しい。もう無理の出来ない年になりました。

<T₂>

先日、息子のお受験の付き添いで大阪へ行ってきました。試験終了を待つ間に生まれて初めて通天閣に上って“ビリケンさん”的足の裏にも触ってきました。まさしく‥おのぼりさんをしてきたつばみです。

<つばみ>

編集委員

松下 憲明	青野 拓郎	二川 勝	藤山 りさ
池田 和彦	村上 孝枝	山岡 紀子	原田 修江
後藤 佳恵			

保険薬局ニュース

平成24年3月1日

広島県薬剤師会保険薬局部会

Vol.20 No.2 (No.108)

日薬業発第367号

平成23年12月6日

都道府県薬剤師会会长 殿

日本薬剤師会

会長 児玉 孝

「高額療養費の外来現物給付化」に関するQ&A等について

標記について、厚生労働省保険局保険課より下記のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。本連絡は、外来療養における高額療養費の取り扱いに関するものです。

外来療養に係る高額療養費の現物支給化が導入されることにつきましては、平成23年11月22日付け日薬業発第353号にてお知らせしたところですが、平成24年4月1日からの仕組みの導入にあたり、別添のとおり、Q&Aおよび被保険者向け周知用ポスターが作成されました。

つきましては、取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員にご周知下さいますようお願い申し上げます。

記

1. 「高額療養費の外来現物給付化」に関するQ&Aについて（平成23年12月2日、厚生労働省保険局保険課・事務連絡）

2. 外来受診における高額療養費の現物給付化の被保険者などへの周知用ポスターの送付について（平成23年12月2日、厚生労働省保険局保険課・事務連絡）

以上

事務連絡

平成23年12月2日

日本薬剤師会 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

厚生労働省保険局高齢者医療課

「高額療養費の外来現物給付化」に関するQ&Aについて

医療保険制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

外来療養における高額療養費の現物支給化については、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行について」（平成23年10月21日保発第1021第3号）等により通知したところですが、事務の実施に当たり、別添の通りQ&Aを作成いたしましたので、被保険者への周知等、特段の御配慮をお願いいたします。

※ 回答で記載している「高額療養費の現物給付化」とは、「医療機関の窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめることができる仕組み」をいいます。

<外来の高額療養費の現物給付化の基本事項>

【質問1】

今回の改正により、何が変更となるのか。

(回答)

- 限度額適用認定証等（※）を提示し、患者が外来の診療を受けた場合についても、入院した場合と同様に、医療機関等の窓口での支払を自己負担限度額までにとどめることができる仕組みが導入されます。

※ 「限度額適用認定証」の提示については70歳未満の一般、上位所得の方、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示については70歳未満及び70歳以上ともに低所得にあてはまる方が必要となります。70歳以上75歳未満で一般、現役並み所得の方は「高齢受給者証」を、75歳以上で一般、現役並み所得の方は「被保険者証」を提示することになります。

【質問2】

対象となる医療機関等はどこになるのか。

(回答)

- 保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者などで受けた保険診療が対象となります。（柔道整復、鍼灸、あん摩マッサージの施術などは対象外です。）

【質問3】

いつから外来診療を受けた場合の高額療養費の現物給付化が実施されるのか。

(回答)

- 平成24年4月1日です。

<限度額適用認定証関係>

【質問 4】

月途中に限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証が交付された場合、外来の高額療養費の現物給付化はどの時点から実施されることになるのか。

(回答)

- 月途中に限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証が交付され、限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証を提示した上でその月に再度外来診療を受けた場合は、入院と同様、月の初めにさかのぼって適用されることになります。そのため、限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証が交付された日以降の外来診療についてのみ高額療養費の現物給付化の対象となるわけではありません。
- なお、月途中に限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証が交付されても、医療機関等への提示が翌月となった場合は現物給付化を行わずに、保険者に後日、高額療養費の申請を行うことにより当月分の高額療養費の支給を受けることができます。
- また、限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の交付以前に自己負担限度額に達し、月の途中で限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けた場合、月の初めにさかのぼって適用されるため、すでに医療機関等の窓口で支払った額と自己負担限度額の差額が、原則として後日、保険者から払い戻されることになります。
- 差額の払い戻しは、被保険者が保険者に申請のうえ払い戻されることになりますが、個々のケースにより医療機関等での払い戻しが可能な場合もありますので、医療機関等の窓口にご相談ください。なお、保険者に申請し、払い戻しを受ける場合の申請方法は、保険者にご相談ください。

(例 1) 70歳未満で自己負担限度額の区分が一般の場合

※外来の自己負担限度額は $80,100 \text{ 円} + (\text{総医療費} - 267,000 \text{ 円}) \times 1\%$

【ケース 1】

- 4月1日：A医療機関で外来診療
(総医療費 100,000 円、自己負担額 30,000 円)
4月15日：限度額適用認定証が交付
4月16日：A医療機関で外来診療
(総医療費 300,000 円)

この場合、月の初めにさかのぼって適用されることになるため、自己負担限度額に達し、自己負担限度額は $80,100 \text{ 円} + (100,000 \text{ 円} + 300,000 \text{ 円} - 267,000 \text{ 円}) \times 0.01 = 81,430 \text{ 円}$ となります。したがって、4月16日の窓口での支払は、 $81,430 \text{ 円} - 30,000 \text{ 円}$ (4月1日支払分) = 51,430 円になります。

【ケース 2】（医療機関から払い戻しを受けることができる場合）

- 4月1日：A医療機関で外来診療
(総医療費 300,000円、自己負担額 90,000円)
4月15日：限度額適用認定証が交付
4月16日：A医療機関で外来診療
(総医療費 100,000円)

この場合、月の初めにさかのぼって適用されることになるため、自己負担限度額に達し、自己負担限度額は、 $80,100\text{円} + (300,000\text{円} + 100,000\text{円} - 267,000\text{円}) \times 0.01 = 81,430\text{円}$ となります。4月16日の窓口での支払は、4月1日に90,000円を支払っているため必要ありません。なお、既に支払った分と自己負担限度額との差額、 $90,000\text{円} - 81,430\text{円} = 8,570\text{円}$ が医療機関から払い戻しされることになります。

（例2）70歳以上で自己負担限度額の区分が低所得Ⅰ又はⅡの場合

※ 外来の自己負担限度額は 8,000円

【ケース 3】

- 4月1日：A医療機関で外来診療
(総医療費 50,000円、自己負担額 5,000円)
4月15日：限度額適用・標準負担額減額認定証を交付
4月16日：A医療機関で外来診療
(総医療費 100,000円)

この場合、月の初めにさかのぼって適用されることになり、自己負担限度額は 8,000円です。4月16日の窓口での支払は、4月1日に 5,000円を既に支払っていることから、 $8,000\text{円} - 5,000\text{円} (\text{4月1日支払分}) = 3,000\text{円}$ となります。

【ケース 4】（医療機関から払い戻しを受けることができる場合）

- 4月1日：A医療機関で外来診療
(総医療費 100,000円、自己負担額 10,000円)
4月15日：限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受ける
4月16日：A医療機関で外来診療
(総医療費 50,000円)

この場合、月の初めにさかのぼって適用されることになるため、自己負担限度額の 8,000円に達します。4月16日の窓口での支払は、4月1日に 10,000円を支払っているため必要ありません。なお、既に支払った分と自己負担限度額との差額、 $10,000\text{円} - 8,000\text{円} = 2,000\text{円}$ が医療機関から払い戻しされることになります。

【質問 5】

平成24年3月31日以前に交付された限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証でも外来で高額療養費の現物給付を受けることが可能なのか。

(回答)

- 経過措置を設けており、平成24年3月31日以前に交付された限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証についても記載されている有効期限までは使用することができます。

【質問6】

平成24年4月1日から外来における高額療養費の現物給付を受けたい場合、限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証はどうすればよいのか。

(回答)

- 平成24年3月31日以前に交付された限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証であっても有効期限までは使用することが可能なため、平成24年3月31日以前に各保険者に限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の交付申請をしてください。
- なお、交付される限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証については、平成24年4月1日からが新様式での交付になりますが、平成24年3月31日までは改正前の旧様式で交付されることになります。

【質問7】

限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は。

(回答)

- 限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限については、翌年度の7月末日まで（当該認定を行った日の属する月が4月から7月までの場合には、当該年度の7月末日まで）となります。

【質問8】

限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証はどのような人が必要となるのか。

(回答)

- 70歳未満の上位所得及び一般の被保険者で高額療養費の現物給付化を希望される方は、入院・外来を問わず、所得区分を確認するため、全員、「限度額適用認定証」が必要となります。
- 70歳未満、70歳以上ともに低所得にあてはまる方で高額療養費の現物給付化を希望される方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となります。
- 70歳以上75歳未満の現役並み所得及び一般の方は「高齢受給者証」、75歳以上の方は「被保険者証」により所得区分が確認できるため、不要です。

＜外来現物給付化における高額療養費の算出関係＞

【質問9】

同一の月に複数の医療機関等を受診した場合どうなるか。医科・歯科別はどうなるか。

(回答)

- 複数の医療機関等を受診した場合は、それぞれの医療機関等ごとに外来の高額療養費の算定をすることになります。なお、同一医療機関に併設された医科及び歯科については別々に高額療養費を算定することになります。

(例1) 70歳未満で自己負担限度額の区分が一般の場合

【ケース1】

A病院（外来・医科）：自己負担額 30,000円（総医療費 100,000円）

B薬局：自己負担額 60,000円（総医療費 200,000円）

C病院（外来・医科）：自己負担額 30,000円（総医療費 100,000円）

複数の医療機関等同士では、合算することはできないため、高額療養費の現物給付化の対象とはなりません。

※ この場合、高額療養費の現物給付化の対象とはなりませんが、被保険者は後日、保険者に高額療養費の申請を行うことにより高額療養費の支給を受けることになります。

【ケース2】

A病院（外来・医科）：自己負担額 30,000円（総医療費 100,000円）

B薬局：自己負担額 60,000円（総医療費 200,000円）

A病院（2回目・外来・医科）：自己負担額 90,000円（総医療費 300,000円）

この場合、複数の医療機関同士では、合算することはできないため、B薬局では60,000円を支払う必要があります。しかしながら、同一の医療機関では合算することが可能なため、A病院での医療費は合算されます。そのため、自己負担限度額に達し、自己負担限度額は、 $80,100\text{円} + (100,000\text{円} + 300,000\text{円} - 267,000\text{円}) \times 0.01 = 81,430\text{円}$ となります。したがって、A病院の2回目の支払は、 $81,430\text{円} - 30,000\text{円}$ （1回目支払分）=51,430円になります。

※ この場合、被保険者は、別途、保険者に高額療養費の申請を行うことにより、B薬局での一部負担金を含めた高額療養費の支給を受けることになります。

(例2) 70歳以上で自己負担限度額の区分が低所得Ⅰ又はⅡの場合

【ケース3】

A病院（外来・医科）：自己負担額 5,000円（総医療費 50,000円）

B薬局：自己負担額 3,000円（総医療費 30,000円）

C病院（外来・医科）：自己負担額 5,000円（総医療費 50,000円）

複数の医療機関等同士では、合算することはできないため、高額療養費の現物給付化の対象とはなりません。

※ この場合、高額療養費の現物給付化の対象とはなりませんが、被保険者は後日、保険者に高額療養費の申請を行うことにより高額療養費の支給を受けることになります。

【ケース 4】

A病院（外来・医科）：自己負担額 5,000 円（総医療費 50,000 円）

B薬局：自己負担額 3,000 円（総医療費 30,000 円）

A病院（2回目・外来・医科）：自己負担額 5,000 円（総医療費 50,000 円）

この場合、複数の医療機関同士では、合算することはできないため、B薬局では 3,000 円を支払う必要があります。ただし、同一の医療機関では合算することが可能なため、A 病院での医療費は合算されます。そのため、A 病院の 2 回目の支払は、8,000 円 - 5,000 円（1 回目支払分）=3,000 円になります。

※ この場合、被保険者は、別途、保険者に高額療養費の申請を行うことにより、B 薬局での一部負担金を含めた高額療養費の支給を受けることになります。

【質問 10】

一つの薬局で複数の医療機関の処方せんがある場合はどうするのか。

（回答）

○ 一つの薬局の場合、同一の医療機関から発行された処方せんで調剤された費用についてのみ合算されます。

【質問 11】

同一月に同一の医療機関で外来と入院で受診した場合どうなるのか。

（回答）

○ 外来と入院は別々の取扱いとなります。

（例 1）70 歳未満で自己負担限度額の区分が一般の場合

※ 自己負担限度額は 80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1 %

A 病院（入院）：自己負担額 120,000 円（総医療費 400,000 円）

A 病院（外来）：自己負担額 90,000 円（総医療費 300,000 円）

この場合、外来と入院は別々に取扱うことになるため、入院では自己負担限度額の $80,100 \text{ 円} + (400,000 \text{ 円} - 267,000 \text{ 円}) \times 0.01 = 81,430 \text{ 円}$ を支払い、外来でも自己負担限度額の $80,100 \text{ 円} + (300,000 \text{ 円} - 267,000 \text{ 円}) \times 0.01 = 80,430 \text{ 円}$ を支払うことになります。

※ この場合、合算の対象とはなるため、被保険者は後日、高額療養費の申請を保険者に行うことにより差額分の高額療養費の支給を受けることになります。

(例2) 70歳以上で自己負担限度額の区分が一般の場合

※ 入院の自己負担限度額は 44,400 円

　　外来の自己負担限度額は 12,000 円

【ケース】

A 病院（入院）：自己負担額 50,000 円（総医療費 500,000 円）

A 病院（外来）：自己負担額 20,000 円（総医療費 200,000 円）

この場合、外来と入院は別々に取扱うことになるため、入院では自己負担限度額の 44,400 円を支払い、外来でも自己負担限度額の 12,000 円を支払うことになります。

※ この場合、合算の対象とはなるため、被保険者は後日、高額療養費の申請を保険者に行うことにより差額分の高額療養費の支給を受けることになります。

【質問12】

同一月に同一の医療機関に同一の世帯で複数人、受診した場合であって、合算してはじめて高額療養費の対象となるときはどうするのか。

（回答）

○ 入院の時と同様、高額療養費の現物給付化については、個人単位で計算しますので、各被保険者が各自自己負担限度額に達しない場合には、高額療養費の現物給付化の対象とはなりません。

ただし、同一の世帯で合算し、高額療養費の対象となる場合には、後日、保険者に高額療養費の申請を行うことにより高額療養費の支給を受けることになります。

【質問13】

同一月に自己負担限度額を超えた後、その月に同じ医療機関で再診した場合はどうなるのか。

（回答）

○ 自己負担限度額を超えた後、その月に同一医療機関で再診した場合の窓口負担はかかりません。ただし、70歳未満の上位所得及び一般の方は、多数回該当にならない場合（当初3か月間）は自己負担限度額に総医療費の1%の加算があるので、その1%加算分に係る追加分を窓口で支払います。

(例) 70歳未満の一般にあてはまる方

4月1日：A 医療機関で外来診療 90,000 円（総医療費 300,000 円）

80,100 円+ (300,000 円 - 267,000 円) × 0.01=80,430 円（自己負担限度額）

窓口での支払額：80,430 円

4月16日：A医療機関で外来診療 30,000円（総医療費 100,000円）
(4月1日分と併せて再計算)

80,100円+ (400,000円-267,000円) × 0.01=81,430円（自己負担限度額）
窓口での支払額：81,430円-80,430円（4月1日支払分）=1,000円

【質問14】

月途中で保険者が変更になった場合、高額療養費の現物給付化はどのような扱いとなるのか。

(回答)

- 月途中で保険者が変更になった場合、高額療養費の現物給付化は保険者ごと（限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証もそれぞれの保険者のものが必要）の算出となります。

(例1) 70歳未満で自己負担限度額の区分が一般の場合

4月1日から15日まで：A市国民健康保険

4月16日から30日まで：B市国民健康保険等

（75歳に到達し後期高齢者医療制度へ変更した場合を除く）

4月1日：α医療機関で外来診療を受ける。（総医療費 300,000円）

窓口での支払は

80,100円+ (300,000円-267,000円) × 0.01=80,430円

4月20日：α医療機関で外来診療を受ける。（総医療費 400,000円）

保険者変更していなければ、窓口の支払は総医療費の1%分に係る追加分のみとなります。保険者が変更になったことから、窓口での支払は
80,100円+ (400,000円-267,000円) × 0.01=81,430円になります。

(例2) 74歳低所得者Ⅰ又はⅡにあてはまる方が、75歳に到達し後期高齢者医療制度に加入した場合

4月1日から15日まで：市町村国民健康保険

4月16日から30日まで：後期高齢者医療制度

4月1日：α医療機関で外来診療を受け、10,000円を支払う必要がある場合、窓口での支払は自己負担限度額の8,000円に二分の一を乗じた額の4,000円になります。

4月20日：α医療機関で外来診療を受け、10,000円を支払う必要がある場合、保険制度が変更になったことから、8,000円に二分の一を乗じた額の4,000円の窓口負担になります。

【質問 15】

平成 24 年 4 月の施行段階で多数回該当に該当している場合は引き続き外来でも多数回該当となるのか。

(回答)

- 平成 24 年 4 月の施行段階で多数回該当に該当しており、医療機関等で多数回該当にあたることが確認できている場合に限り、多数回該当の限度額により高額療養費の現物給付化が行われます。
- 医療機関等で多数回該当にあてはまるについて確認できない場合には、被保険者は後日、高額療養費の申請を行うことにより差額分の高額療養費の支給を受けることになります。

【質問 16】

多数回該当にあたるかどうか確認するときは、外来と入院で区別されるのか。

(回答)

- 区別されません。70 歳未満は外来と入院で区別せず、1 回でカウントすることになります。70 歳以上の現役並み所得の方は、外来療養のみによる高額療養費の支給を受けた場合はカウントしません。
- なお、多数回該当の場合の取扱いについては、医療機関等において、被保険者が多数回該当にあてはまることが確認できた場合に限り、医療機関等の窓口での対応が可能となります。

事務連絡
平成23年12月2日

日本薬剤師会 御中

厚生労働省保険局保険課

外来受診における高額療養費の現物給付化の
被保険者などへの周知用ポスターの送付について

平成24年4月1日より、入院療養等に加え、外来療養についても、同一医療機関での同一月の窓口負担が自己負担限度額を超える場合は、患者の窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめる取扱い（以下「高額療養費の外来の現物給付化」という。）を導入することになります。

高額療養費の外来の現物給付化を受けるためには、被保険者、被扶養者が、自らの所得区分についてあらかじめ保険者の認定を受けるなど所要の手続きが必要となることから、被保険者、被扶養者へ概要の周知を図るためのポスター（電子媒体）（※）を作成しましたので、送付いたします。

※ 電子媒体については、別途メールで送付いたします。

被保険者、被扶養者に、高額療養費の外来の現物給付化について周知が図られるよう、よろしくお願ひいたします。

高額な外来診療を受ける皆さまへ

平成24年4月1日から

「認定証」などを提示すれば、
窓口での支払いが一定の金額にとどめられます

健康保険組合など

高額の外来診療を受けたとき

病院・薬局など



- 事前に
①認定証の申請
②認定証の交付



- ③認定証を提示
窓口支払いが
一定上限額(※)に(※)



(※) 窓口支払いの上限額(月当たり)は、所得に応じて異なります。

これまでの高額療養費制度の仕組みでは、高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いいただいていましたが、平成24年4月1日からは、限度額を超える分を窓口で支払う必要はなくなります。

高額な外来診療受診者	事前の手続き	病院・薬局などで
●70歳未満の方 ●70歳以上の非課税世帯等の方	加入する健康保険組合などに「認定証」(限度額適用認定証)の交付を申請してください	「認定証」を窓口に提示してください
70歳以上75歳未満で、 非課税世帯等ではない方	必要ありません	「高齢受給者証」を窓口に提示してください
75歳以上で、 非課税世帯等ではない方	必要ありません	「後期高齢者医療被保険者証」を窓口に提示してください

●「認定証」を提示しない場合は、従来どおりの手続きになります。

(高額療養費の支給申請をしていただき、支払った窓口負担と限度額の差額が、後日、ご加入の健康保険組合などから支給されます)

事前の申請など、詳細は、加入されている

健康保険組合、全国健康保険協会、市町村(国民健康保険、後期高齢者医療制度)、

国保組合、共済組合までお問い合わせください。



厚生労働省

平成23年12月

中国四国厚生局による施設基準等に係る適時調査の指摘事項について

【薬局】

<保険薬局の届出事項>

- ① 保険薬剤師の異動（採用・退職等）があった場合及び薬局の開局日（開局時間）に変更があった場合は速やかに届け出ること。

<掲示事項>

- ① 薬局の見やすいところに「保険薬局」の標示をすること。
- ② 薬局内の見えやすい場所に「届出受理されている全ての施設基準名」「明細書の発行状況に関する事項」及び「薬剤服用歴管理指導料に関する事項」を掲示すること。
- ③ 薬局内の見やすい場所に調剤報酬点数表の一覧等を掲示すること。
- ④ 夜間・休日等加算を算定する場合、開局時間を薬局の内側の分かりやすい場所に表示すること。
- ⑤ 夜間・休日等加算を算定する場合、夜間・休日等加算の対象となる日及び受付時間帯を薬局内の分かりやすい場所に掲示すること。

<基準調剤加算の施設基準>

- ① 患者に交付する文書又は薬袋に、所在地・名称・開局日・開局時間帯・直接連絡が取れる連絡先電話番号等を記載すること。
- ② 調剤従事者等の資質の向上を図るために、研修実施計画を作成し、当該計画に基づき研修を実施すること。また、薬局内研修の研修計画及び研修実績は文書により記録を残すこと。なお、外部の学術研修を受けた場合も文書により記録を残すこと。
- ③ 薬局の外側の見えやすい場所に在宅患者訪問薬剤管理指導を行う薬局であることを掲示すること。
- ④ 時間外・休日・夜間において自局に直接連絡が取れる連絡先電話番号等を薬局の外側の見えやすい場所に掲示すること。

<後発医薬品調剤体制加算の施設基準>

- ① 後発医薬品の調剤を積極的に行っていている旨を当該保険薬局の内側及び外側の見えやすい場所に掲示すること。
- ② 後発医薬品調剤体制加算を算定している旨を当該保険薬局の内側の見やすい場所に掲示すること。

<療養の給付と直接関係のないサービス等の取扱い>

- ① 薬局内の見やすい場所（受付窓口、待合室等）に、実費徴収に係わるサービスの内容や料金等をわかりやすく掲示すること。

国会レポート

次期医療費改定の大枠が決定



参議院議員

薬学博士

藤井もとゆき

うさぎ年から辰年に年が改まり、各地で開催される新年会等に招かれ、ほぼ毎日訪問させていただき、支援者の皆様に新年のご挨拶をさせていただいております。通常国会は1月下旬に召集されると予想されており、その間可能な限り多くの皆さんに直接お会いし、国会での活動状況等をお伝えしてまいる所存です。

さて、来年度は2年に一度の診療報酬・調剤報酬及び薬価基準の改定の年に当たり、かつ、3年に一度の介護報酬改定との同時改定となります。昨年12月22日、政府は平成24年度診療報酬・介護報酬改定等について、来年度予算編成の一環として、改定の規模を決定し、公表しました。診療報酬については全体改定率が+0.004%、介護報酬については改定率が+1.2%とされました。

診療報酬関係について、その内訳をみると、医科診療報酬が+1.55%（約4,700億円）、歯科診療報酬が+1.70%（約500億円）、調剤報酬が+0.46%（約300億円）となっており、全体で+1.38%（+1.379%：約5,500億円）とされました。一方、同時に薬価及び医療材料価格の改定も行われることとなっており、その規模は薬価改定が▲1.26%（薬価ベース▲6.00%：約5,000億円）、医療材料価格改定が▲0.12%（約500億円）となっており、全体で▲1.38%（▲1.375%）とされました。従って、医療費全体では、+0.00%（+0.004%）となっており、政府の説明によれば、引き上げ改定が達成できたとしています。しかし、政府は今回も診療報酬等改定とは別枠で、後発医薬品が存在する長期収載品等について、後発医薬品の使用促進が目標通りに進んでいないとして、▲0.9%程度（医療費ベースで約250億円）の引き下げをするという来年度予算案を決定しており、この点を加味すると、来年度の医療費改定は実質的にマイナスとなってしまうのではないかでしょうか。

調剤報酬について見ると、処方せんの発行増加に伴う調剤医療費の増加率が、医科・歯科の医療費の増加率より高い状況から、厳しい改定が予想されていましたが、何とか公平な改定が守られることとなりました。しかし、調剤医療費に占める薬剤費の割合は7割を超えており、薬価の引き下げと長期収載品等の追加引き下げを考慮すると、保険薬局の経営に与える影響は大きいと言わざるを得ないと考えます。

診療報酬・調剤報酬の具体的な改定内容については、中医協において議論がなされて決定されることとなります。昨年の中医協における調剤報酬に関する審議内容を勘案すると、後発医薬品の調剤率の算出方法の見直しや後発医薬品の調剤体制加算の数量割合・点数の見直し、在宅業務実施薬局に対する施設基準の新設、薬歴管理指導料と薬剤情報提供料（お薬手帳）の統合評価等が考えられます。

厳しい環境下であっても、保険薬局には医療提供施設としての役割を適切に果たしていただくよう、改めてお願ひしたいと考えます。

国会レポート

通常国会の開会と次期診療報酬・調剤報酬改定

参議院議員
薬学博士 藤井もとゆき

第180回通常国会が1月24日に開会され、本会議における施政方針演説など政府4演説及びそれに対する各党からの代表質問が行われました。また、私は再び政府開発援助等に関する特別委員会の委員長に指名されました。その後、平成23年度第四次補正予算案に対する審議が予算委員会において行われ、2月8日の本会議において賛成多数で可決成立しました。

さて、2月10日には次期診療報酬・調剤報酬の改定内容が公表されました。調剤報酬については、0.46%（約300億円）の引き上げが昨年末決定されていましたが、具体的な改定内容の主なものは下記の通りです。

- 薬剤服用歴管理指導料 30点→41点（処方せん受付1回につき）
(薬歴管理指導料と薬剤情報提供料を統合し、後発医薬品情報の提供を要件化)
- (新) 乳幼児服薬指導加算 5点（処方せん受付1回につき）
(調剤料への加算を廃止し、薬歴管理指導料への加算を新設)
- (新) 服薬情報等提供料 15点（月1回に限る）
(調剤情報提供料と服薬情報提供料を統合)
- (新) 在宅患者調剤加算 15点（処方せん受付1回につき）
(在宅業務の実績等を考慮した施設基準を設け、調剤料への加算を新設)
- 後発医薬品調剤体制加算 20%（6点）→22%（5点）
25%（13点）→30%（15点）
30%（17点）→35%（19点）
(処方せん受付1回につき)
(後発医薬品調剤加算、後発医薬品情報提供料を廃止。漢方製剤、生薬を分母から除外。薬価が先発医薬品と同じ又は高い後発医薬品は後発医薬品とみなさない。)

このほか、調剤報酬については、基準調剤加算の備蓄品目数に関する施設基準を変更する、在宅業務を小規模薬局間で連携して取り組んだ場合も算定可とする、無菌調剤の施設基準について施設のみでなく設備でも可とする、在宅患者訪問薬剤管理指導料について患者との距離を原則16km以内とする、などの改定が行われます。

- 次に、診療報酬における薬剤師業務、後発医薬品に関連する主な改定項目は下記の通りです。
- (新) 病棟薬剤業務実施加算 100点（週1回）
(入院基本料への加算として新設。すべての病棟の入院患者を対象とし、病棟業務を実施していることが算定要件)
 - (新) 一般名処方せんの交付に対する加算 2点（処方せん交付1回につき）
(保険薬局の在庫管理負担を軽減するために処方せん料への加算を新設)

○後発医薬品使用体制加算 30点（入院初日）

→後発医薬品使用体制加算Ⅰ 35点（新）、後発医薬品使用体制加算Ⅱ 28点（改）

（後発医薬品の品目数割合がⅠは、3割以上、Ⅱは、2割以上）

このほか、後発医薬品の使用促進のため、処方せん様式が個々の医薬品について変更の可否を明示する様式に変更されます。

更に、経験を有する病院薬剤師の配置を算定要件としている新設点数として、移植後患者指導料、外来緩和ケア管理料、栄養サポートチーム加算（指定地域）、緩和ケア診療加算（指定地域）、治療抵抗性統合失調症治療指導管理料（クロザピン）、感染防止対策加算、外来化学療法加算（1・2、A・B）などが挙げられます。

改定される診療報酬・調剤報酬のもとでの薬剤師業務の積極的な展開により、医療の質の向上が図られることを期待します。

藤井基之ホームページ <http://mfujii.gr.jp/>



慢性疼痛/抜歯後疼痛治療剤

劇薬 処方せん医薬品



トラムセット®配合錠

Tramset® Combination Tablets

トラマドール塩酸塩／アセトアミノフェン配合錠

薬価基準収載

新発売



製造販売元（資料請求先）
ヤンセンファーマ株式会社
〒101-0065 東京都千代田区西神田 3-5-2
URL: http://www.janssen.co.jp

©Janssen Pharmaceutical K.K.2011 2011年7月作成

※ 集合研修会 平成24年度開催分(平成24年4月以降開催研修会)より
受講シールの年度、色調が変わります。ご注意ください!!

	1単位	2単位	3単位	4単位	6単位	9単位
平成24年度開催分 H24.4.1~H25.3.31						
平成23年度開催分 H23.4.1~H24.3.31						



社団法人 広島県薬剤師会

〒730-8601 広島市中区富士見町11番42号

電話 (082) 246-4317 (代) FAX (082) 249-4589

ホームページ <http://www.hiroyaku.or.jp>

E-mailアドレス yakujimu@hiroyaku.or.jp



E-mail QR

定価
300円